

平成26年第3回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成26年第3回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	3

第1号（9月9日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	7
○開会及び開議の宣告	8
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○報告第11号～認定第2号の一括上程、説明	9
○散会の宣告	19

第2号（9月11日）

○議事日程	21
○本日の会議に付した事件	21
○出席議員	21
○欠席議員	21
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	21
○議会事務局職員	22
○開議の宣告	23
○諸般の報告	23
○一般質問	23

7番 古川 洋一 君

一般質問及び議案質疑に対する回答の進捗状況について	24
自治会等の区割りについて	37
ふるさと納税（寄附）について	39
選挙について	41

5番 綿引孝光君	
都市計画道路の現状と今後について	4 3
1番 筒井かよ子君	
清水洞の上公園の今後の整備について	4 7
小児マル福の現状と今後について	5 1
市長の市政運営全般について	5 3
2番 寺門厚君	
行財政改革について	5 6
下水道及び生活道路整備状況について	6 4
19番 石川利秋君	
道路行政について	7 2
○散会の宣告	8 1

第 3 号 (9月12日)

○議事日程	8 3
○本日の会議に付した事件	8 4
○出席議員	8 4
○欠席議員	8 4
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	8 4
○議会事務局職員	8 5
○開議の宣告	8 6
○諸般の報告	8 6
○一般質問	8 6

20番 木村静枝君

子育てについて	8 6
霞ヶ浦導水事業について	9 0
水道料金の値下げについて	9 3

15番 遠藤実君

小中一貫教育について	9 9
------------	-----

8番 中庭正一君

過疎化対策	1 1 6
工専地域について	1 2 3
東海スマートICについて	1 2 6
道路の除草について	1 2 8
横堀幼稚園について	1 2 9

3番 小宅 清史 君

東海第2原発広域避難計画について	132
協働のまちづくり推進基本条例について	135
住民投票条例について	139
○議案等の質疑	148
○議案等の委員会付託	149
○請願陳情の委員会付託	150
○散会の宣告	150

第 4 号 (9月26日)

○議事日程	151
○本日の会議に付した事件	152
○出席議員	152
○欠席議員	152
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	152
○議会事務局職員	152
○開議の宣告	154
○諸般の報告	154
○議員定数等調査特別委員会調査事項報告、質疑、採決	154
○報告第11号～認定第2号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	155
○同意第3号の上程、採決	163
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
○議員派遣について	165
○委員会の閉会中の継続(調査・審査)申出について	166
○閉会の宣告	166
○署名議員	171

那珂市告示第104号

平成26年第3回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成26年9月2日

那珂市長 海野 徹

記

1. 期 日 平成26年9月9日(火)

2. 場 所 那珂市役所

平成26年第3回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	9月9日	火	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	9月10日	水		休会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	9月11日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会
			午前10時	本会議	1. 一般質問
第4日	9月12日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第5日	9月13日	土		休会	
第6日	9月14日	日		休会	
第7日	9月15日	月		休会	(敬老の日)
第8日	9月16日	火		休会	(議事整理)
第9日	9月17日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	9月18日	木	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第11日	9月19日	金	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第12日	9月20日	土		休会	
第13日	9月21日	日		休会	
第14日	9月22日	月		休会	(議事整理)
第15日	9月23日	火		休会	(秋分の日)
第16日	9月24日	水		休会	(議事整理)
第17日	9月25日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全員協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで)
第18日	9月26日	金	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉会

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

不応招議員（なし）

平成26年第3回定例会

那珂市議会会議録

第1号（9月9日）

平成26年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

平成26年9月9日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第11号 専決処分について(那珂市農政審議会条例の一部を改正する条例)
- 報告第12号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第13号 平成25年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について
- 報告第14号 平成25年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について
- 報告第15号 平成25年度那珂市一般会計継続費精算報告書について
- 議案第45号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第46号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 議案第50号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第51号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第52号 平成26年度那珂市一般会計補正予算(第3号)
- 議案第53号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第54号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第55号 平成26年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第56号 平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

- 議案第57号 平成26年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第58号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更について
認定第1号 平成25年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号 平成25年度那珂市水道事業会計決算の認定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（21名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
18番	加藤直行君	19番	石川利秋君
20番	木村静枝君	21番	海野進君
22番	木内良平君		

欠席議員（1名）

17番	須藤博君
-----	------

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	監査委員	萩谷眞康君
企画部長	関根芳則君	総務部長	宮本俊美君
市民生活部長	秋山悦男君	保健福祉部長	萩野谷康男君
産業部長	助川保彦君	建設部長	岡崎隆君
上下水道部長	檜村悦雄君	教育部長	会沢直君
消防長	豊島克美君	会計管理者	野上隆男君
行財政改革推進室長	車田豊君	危機管理監	石井亨君

農 業 委 員 会 長
事 務 局

檜 村 武 君

総 務 部 次 長

川 崎

薫 君

議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長

城 宝 信 保 君

次 長 補 佐

渡 辺 莊 一 君

書 記

萩 谷 将 司 君

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（助川則夫君） ただいまの出席議員は21名であります。欠席議員は17番、須藤 博議員の1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成26年第3回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、市長、副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、消防長、会計管理者、行財政改革推進室長、危機管理監、農業委員会事務局長、総務部次長の出席を求めています。

なお、各種会計決算の認定がありますので、萩谷眞康監査委員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局長、書記が出席をしております。

閉会中の議長職務報告を別紙のとおりお手元に配付しております。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から、平成26年6月、7月、8月の例月現金出納検査の結果について報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（助川則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、14番、武藤博光議員、15番、遠藤 実議員、16番、福田耕四郎議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（助川則夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月26日までの18日間にしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月26日までの18日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、遠藤 実委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

ここで、本日の議事に入ります前に、執行部より、この後、市長から上程されます議案第47号の条例改正について一部訂正の申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） 議案の内容に一部訂正がございますので、ご説明申し上げます。

議案書の53ページでございます。

議案第47号 那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例でございます。この下のほうの提案理由第1行目でございます。公共下水道事業の事業認可区域が平成25年3月31日付という、「平成25年」を「平成26年」にご訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。よろしく願いいたします。

◎報告第11号～認定第2号の一括上程、説明

○議長（助川則夫君） 日程第3、報告第11号から認定第2号まで、以上21件を一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） おはようございます。

平成26年第3回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろ、議員の皆様には市勢の進展と行政運営の円滑な推進のために格別なるご高配を賜っており、心から感謝を申し上げます。

さて、先日、8月30日には、毎年恒例の「なかひまわりフェスティバル」が実行委員会のご尽力により盛大に開催され、各報道機関のご協力もあり、約5万人の家族連れや観光客でにぎわいました。那珂市においてはもとより、近隣住民の皆様の間にも那珂市の夏のイベントとして定着した感もあり、今後も、本市の魅力を発信する最大の地域資源として活用を図ってまいりたいと思います。開催当日には、災害時相互応援協定を締結している埼玉県桶川

市の小野市長さん、桜川市の大塚市長さんをご来場になりました。このように折に触れての交流が相互の結びつきをより強固なものに築き上げていくものと大変心強く感じているところでございます。

また、来月の10月11日には、横手市・那珂市友好都市提携10周年記念式典が横手市で開催されます。本年度は、那珂市市制施行10周年を迎えるとともに、秋田県横手市と友好都市を提携しても10周年の節目を迎えます。両市の友好関係を深めるために、記念イベントが横手市におきまして開催されます。那珂市からも、市関係者はもとより、多くの市民の方々が参加いただくことになっております。議員の皆様方には、ご多用中とは存じますが、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

今後とも、市民「一人ひとりが輝くまち」、「未来に夢がもてるまち」那珂市の実現を目指し、職員とともに一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き、議員の皆様にはご助言、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶の言葉といたします。

それでは、提出いたしました議案等の概要についてご説明申し上げます。

初めに報告案件ですが、今定例会に提出しました報告案件のうち、専決処分についてが2件、平成25年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律に関する報告が2件、平成25年度那珂市一般会計継続費の精算についてが1件の、計5件でございます。

続きまして、それぞれの概要についてご説明いたします。議案書をごらんいただきたいと思っております。

1 ページをお開きください。

報告第11号 専決処分について（那珂市農政審議会条例の一部を改正する条例）。

ひたちなか農業協同組合を含む5農業協同組合が平成26年8月1日付で合併し、常陸農業協同組合となったことに伴い、那珂市農政審議会条例の一部を改正し、平成26年8月1日から施行するものであります。

主な改正内容は、第3条第1項第3号中、「ひたちなか農業協同組合代表理事」を「常陸農業協同組合代表理事」に改めるものでございます。

報告第12号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

平成26年7月21日に鴻巣地内で発生した市道の穴ぼこによるタイヤ損傷事故及び平成26年5月30日に菅谷地内で発生した公用車による物損事故について、いずれも賠償額が決定し和解したので、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において平成20年議決第3号により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

報告第13号 平成25年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく健全化判断比率を下記のとおり報告いたします。

まず、下の表の左側の項目ですが、健全化判断比率の欄でございまして、実質赤字比率以下4つの指標となっております。その右に平成25年度欄は、那珂市の平成25年度決算に基づく比率でございます。

一つ右の早期健全化基準、また一番右端の財政再生基準欄は、財政健全化団体及び財政再生団体となるかどうかを示す国が定めた基準でございます。早期健全化基準は、いわば財政状況の黄色信号、財政再生基準欄は赤信号を示すものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算であることから表示はしておりません。

続いて、実質公債費比率につきましては、平成25年度は9.0%となり、前年度と比べ1.6ポイント減少いたしました。

最後に、将来負担比率ですが、こちらは20.9%となり、前年度比17.5ポイント減となりました。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準を下回る数値となっており、平成25年度におきましては、那珂市の財政状況は健全な状況であるということを示しております。

次のページに、監査委員からの平成25年度健全化判断比率審査意見書を添付してございますので、ご参照いただければと思います。よろしくお願いたします。

続いて、11ページをお開きいただきたいと思います。

報告第14号 平成25年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく資金不足比率を下記のとおり報告いたします。

まず、資金不足比率ですが、収益事業を行う企業会計、特別会計ごとの資金不足額の事業規模に対する割合を示すものでございます。

下の表の左側に対象となる公営企業会計である水道事業会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水整備事業特別会計がございしますが、いずれの会計も資金不足額がありませんので、表示してございません。

こちら国が定めた経営健全化基準の20%をそれぞれ下回る数値となっており、平成25年度は健全な状態であるということを示しております。

次のページに、監査委員からの平成25年度資金不足比率審査意見書を添付してございますので、ご参照いただければと思います。よろしくお願いたします。

続いて、13ページになります。

報告第15号 平成25年度那珂市一般会計継続費精算報告書について。

平成25年度那珂市の一般会計継続費については、次のとおり精算したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

芳野小学校校舎整備事業に係る継続費について精算が完了したので、報告書を提出するも

のでございます。なお、実績額合計は1億4,826万円でございます。

以上でございます。

続きまして、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

今定例会に提出した議案のうち、条例の一部改正が4件、新規条例の制定が3件、平成26年度各種会計補正予算が6件、その他が1件の、計14件でございます。

続いて、その概要についてご説明いたします。

14ページからお願いいたします。

議案第45号 那珂市税条例等の一部を改正する条例。

地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、那珂市税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、法人市民税関係では、地方自治体間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部が地方法人税として国税化され、地方交付税の原資となることから、法人市民税法人税割の税率を改正するものでございます。

軽自動車税関係では、自動車関連税制の見直しに伴い、財源確保及び軽自動車税の負担水準の適正化を図るため、地方税法で定める軽自動車税の標準税率の改正に合わせて軽自動車税の税率を改正するものでございます。

続きまして、44ページになります。

議案第46号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例。

茨城県の補助事業の医療福祉費支給対象者が、通院においては小学4年生から6年生まで、入院においては中学生まで拡大することに伴い、那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正するものでございます。またあわせて、市単独補助事業で中学生の通院を医療福祉費の支給対象に加える改正をするものでございます。

続きまして、53ページになります。

議案第47号 那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例。

公共下水道事業の事業認可区域が平成26年3月31日付で拡大したことに伴い、受益者から負担金を徴収しようとする区域である負担区及び各負担区別の1平方メートル当たりの受益者負担金単価を新たに設定するため、那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、58ページになります。

議案第48号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例。

平成25年8月に京都府福知山市で発生した花火大会の火災を踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令が公布され、火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具を祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他の多数の者が集合する催しに使用する場合の対象火気器具等の取り扱いに関する規定の整備をし、消火器の準備を義務づけるようにするほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、指定催しの指定、露天等の

開設届、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画及び提出を義務づける必要があることから、那珂市火災予防条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、67ページをお開きください。

議案第49号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、施設や事業者が新制度における給付を受けるにあたり、特定教育・保育施設である認定こども園、幼稚園、保育所の運営に関する基準及び家庭的保育事業、小規模保育事業等の特定地域型保育事業の運営に関する基準について、国の基準を踏まえて市町村が定める必要があることから、新たに条例を制定するものでございます。

続きまして、90ページになります。

議案第50号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

子ども・子育て支援法の施行に伴い児童福祉法が改正され、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が新たに市町村認可事業として位置づけられたことにより、その設備や運営に関し、市町村が国の基準を踏まえて基準を定める必要があることから、新たに条例を制定するものでございます。

続いて、111ページになります。

議案第51号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、保護者が就労等により家庭にいない小学生を対象とした放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を、国の基準を踏まえて市町村が定める必要があることから、新たに条例を制定するものでございます。

続いて、補正予算の予算書をお開きいただきたいと思います。

議案第52号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第3号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ2億4,140万3,000円を追加し、184億6,239万8,000円とするものでございます。

総務費については、高度情報化推進事業においてICTアドバイザー導入に係る委託料を計上するものでございます。また、総務事務費において、臨時職員雇用の増に伴う賃金及び人事給与システム改修のための委託料をそれぞれ増額するものでございます。

民生費については、医療福祉扶助事業において平成27年1月から市単独制度の拡充、母子生活支援措置事業において4月から母子自立支援施設入所者の増加、及び病児保育補助事業において県補助基準額の変更と定員枠の増加に伴う扶助費を、それぞれ増額するものでございます。また、菅谷保育所管理事業において、落雷により被災した自動火災報知機等の修繕費を増額するものでございます。

衛生費については、ゴミ啓発等推進事業において、価格高騰に伴い可燃ゴミ袋作成のため

の委託料を増額するものでございます。

農林水産業費については、局所土地改良事業において、排水路等局所改良工事費を増額するものでございます。また、土地改良基盤整備事業において、県単かんがい排水整備事業の追加に伴い、横断管布設がえの工事費を増額するものでございます。

土木費については、道路改良舗装事業において中菅谷停車場線等に係る整備費を、安心安全対策両宮排水路整備事業において資材高騰等に伴い工事費を、それぞれ増額するものでございます。また、市営住宅管理事業において、額田第2住宅の雨水排水工事費の計上及び住宅の修繕費を増額するものでございます。

消防費については、常備消防予防管理事業において、幼少年婦人防火委員会に対してコミュニティ助成金を計上するものでございます。

教育費については、教育委員会派遣職員の増に伴う負担金の増額、中学校施設整備事業において那珂四中グラウンド防球ネット増設に伴う工事費、及び瓜連中学校耐震補強事業において調査・設計のための委託料をそれぞれ計上するものでございます。

諸支出金については、国県負担金等返納金において、高等技能訓練促進費、児童手当の国庫負担金精算返納金、医療福祉費補助金の県補助金精算返納金を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、市債を増額し、繰入金を減額するものでございます。

議案第53号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ2,646万9,000円を追加し、24億146万9,000円とするものでございます。

歳出の内容としては、災害復旧費の単独災害復旧事業において、災害管路施設の調査・設計のための委託料を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金、繰越金、市債を増額するものでございます。

議案第54号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額から歳入歳出それぞれ282万5,000円を減額し、8億817万5,000円とするものでございます。

歳出の内容としては、総務費及び農業集落排水整備事業費の職員人件費において、人事異動に伴い給料等の差額を減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において一般会計繰入金を減額するものでございます。

議案第55号 平成26年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ2,715万5,000円を追加し、43億3,715万5,000円とするものでございます。

歳出の内容としては、諸支出金の償還金及び一般会計繰出金において、平成25年度の事業

費確定により精算額を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において繰越金を増額するものでございます。

議案第56号 平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ101万6,000円を追加し、1億8,601万6,000円とするものでございます。

歳出の内容としては、総務費の職員人件費において人事異動に伴い給料等の調整額を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

議案第57号 平成26年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）。

予算総額に収益的支出198万3,000円を追加し、11億3,862万3,000円とするものでございます。

収益的支出の内容としては、営業費用の総係費について、職員の人事異動に伴い給料等の調整額を増額するものでございます。

続いて、120ページになります。

議案第58号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更について。

地方自治法の一部を改正する法律により、協議会の設置根拠条文である地方自治法「第252条の2第1項」の規定が「第252条の2の2第1項」に改正されることに伴い、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約第1条を変更するものでございます。

議案については以上でございます。

続きまして、提出いたしました認定案件についてご説明申し上げます。

今定例会に提出いたしました認定案件は、平成25年度各種会計歳入歳出決算の認定についてが1件、平成25年度水道事業会計決算の認定についてが1件の計2件でございます。

続いて、その概要についてご説明いたします。

認定第1号 平成25年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。

平成25年度那珂市各種会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき議会の認定を求めるものでございます。

一般会計決算につきましては、歳入総額199億9,947万7,000円、歳出総額188億8,433万7,000円、歳入歳出差引額は11億1,514万円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源1億1,765万4,000円を差し引いた実質収支額は9億9,748万6,000円でございます。

概要としましては、東日本大震災に伴う災害復旧関連事業がおおむね完了したことにより、歳入歳出総額は平成24年度より減少しております。

歳入は、地域の元気臨時交付金増額により国庫支出金が増額する一方、災害復旧関連事業

の繰り越しが減になったことにより繰越金が減となったことに加え、震災復興特別交付税が減となっております。

また、歳出は、安心安全対策両宮排水路整備事業や上菅谷駅前地区まちづくり事業の増に加え、小学校の校舎整備事業や校舎耐震補強事業の増により普通建設事業が増加する一方、中学校の屋内運動場耐震補強事業の減や、災害復旧が進んだことにより災害復旧費が減となりました。

平成24年度と比較しますと、歳入総額が2.7%の減、歳出総額が1.5%の減となっております。

次に特別会計でございますが、まず国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額58億8,065万7,000円、歳出総額56億2,013万6,000円、歳入歳出差引額は2億6,052万1,000円でございます。世帯数が増となっている中で、1人当たりの医療費の伸びなどにより給付額が増加しております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額30億3,029万7,000円、歳出総額29億6,475万円、歳入歳出差引額は6,554万7,000円となりますが、繰越明許費に係る財源4,094万5,000円を差し引いた実質収支額は2,460万2,000円でございます。災害復旧工事を進めるとともに、前年度に引き続き横堀・向山・下菅谷・寄居地区の整備及び新規に門部台・額田北郷・菅谷中央・後台地区の整備を行い、あわせて門部台・額田北郷・下菅谷・寄居・後台地区の実施設計も進めております。

公園墓地事業特別会計につきましては、歳入総額1,396万9,000円、歳出総額916万8,000円、歳入歳出差引額は480万1,000円でございます。

農業集落排水整備事業特別会計につきましては、歳入総額10億7,743万5,000円、歳出総額9億9,045万6,000円、歳入歳出差引額は7,797万9,000円となりますが、繰越明許費に係る財源5,470万円を差し引いた実質収支額は2,327万9,000円でございます。災害復旧工事を進めるとともに、鴻巣Ⅱ期地区の管路施設整備等を行いました。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額40億6,656万6,000円、歳出総額39億4,131万5,000円、歳入歳出差引額は1億2,525万1,000円でございます。平成25年度のサービス給付状況については、利用件数、給付額ともに前年度に対して増加しているところでございます。

上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計につきましては、歳入総額1億4,189万7,000円、歳出総額1億2,952万2,000円、歳入歳出差引額は1,237万5,000円ですが、繰越明許費に係る財源370万円を差し引いた実質収支額は867万5,000円でございます。事業区域内の街区道路や歩道等の整備や移転補償を行いました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額4億9,236万3,000円、歳出総額4億9,152万5,000円、歳入歳出差引額は83万8,000円でございます。

以上、各種会計歳入歳出決算の概要説明でございます。

認定第2号 平成25年度那珂市水道事業会計決算の認定について。

平成25年度那珂市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき議会の認定を求めるものでございます。

経営の状況については、収益的収入及び支出において、総収益11億7,042万8,187円で対前年度比2,067万523円の増に対し、総費用は9億7,030万6,398円で対前年度比1,835万2,339円の減となり、消費税を差し引き1億9,063万1,287円の当年度純利益を計上することができました。

資本的収入及び支出においては、収入1億8,180万6,700円で対前年度比6,289万1,469円の減に対し、支出4億9,881万4,103円で対前年度比1,095万2,385円の増となり、差し引き3億1,700万7,403円の不足額は過年度分損益勘定留保資金等をもって補填いたしました。

以上、水道事業会計決算の概要説明でございます。

以上で提出いたしました議案等の概要の説明を終わります。議員の皆様には何とぞ慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（助川則夫君） 続いて、監査委員の意見を求めます。

平成25年度那珂市歳入歳出決算審査意見書及び平成25年度定額運用基金の運用状況に関する審査意見書、平成25年度那珂市水道事業会計決算審査意見書、以上3件を一括して報告願います。

萩谷眞康監査委員、登壇願います。

〔監査委員 萩谷眞康君 登壇〕

○監査委員（萩谷眞康君） それでは、平成25年度那珂市歳入歳出決算審査についてご報告申し上げます。

第1、審査対象。平成25年度一般会計歳入歳出決算、同じく国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算、同じく下水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく公園墓地事業特別会計歳入歳出決算、同じく農業集落排水整備事業特別会計歳入歳出決算、同じく介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算、同じく上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、同じく後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

審査期間及び場所。平成26年6月20日金曜日から平成26年8月18日月曜日まで、那珂市市役所5階総務課分室ほかで行いました。

第3、審査概要。審査にあたっては、各会計歳入歳出決算証書類その他政令で定める書類等について関係諸帳簿と照合し、関係職員の説明を求め、現金出納検査及び定期監査の結果を参考とし、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかなどに主眼を置いて実施しました。

第4、審査結果。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により、平成25年度那珂市一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、証書類を審査した結果、決算計数はいずれも正確であり、その内容及び予算執行状況についても適正

であると認められました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりであります。

昭和26年8月25日。

那珂市長 海野 徹様。

那珂市監査委員 萩谷眞康、同じく 福田耕四郎。

以上であります。

○議長（助川則夫君） 萩谷監査委員、期日を「平成」を「昭和」と読まれましたので、ご訂正をお願いいたします。

○監査委員（萩谷眞康君） そうですか、申しわけございません。「平成」に訂正いたします。それから、下水道ともう一つ何でしたか。

○議長（助川則夫君） 最後のところの期日だけです。

○監査委員（萩谷眞康君） 例年が、下水道は今から、これですね。はい、わかりました。

次に、平成25年度定額運用基金の運用状況に関する審査意見をご報告します。

第1、審査の概要。この審査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、市長から提出された運用の状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、現金出納検査の結果を参考として、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

第2、審査期間及び場所。平成26年6月20日金曜日から平成26年8月18日月曜日まで、主に那珂市役所5階総務課分室にて行いました。

第3、審査の結果。審査に付された下記及び運用の状況を示す書類はいずれも適正に作成され、基金の運用が適切かつ効率的に行われているものと認められました。

内容についてはご参照願います。書かれていますので。

平成26年8月25日。

那珂市長 海野 徹様。

那珂市監査委員 萩谷眞康、同じく 福田耕四郎。

引き続きまして、平成25年度那珂市水道事業会計決算審査についてご報告します。

第1、審査期間及び場所。平成26年6月20日金曜日から同じく8月18日月曜日まで、主に那珂市役所5階総務課分室で行いました。

第2、審査概要。審査にあたっては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条の規定によって作成された決算諸表及び附属書類等について関係諸帳簿と照合し、関係職員の説明を求め、現金出納検査及び定期監査の結果を参考とし、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかなどに主眼を置いて実施しました。

第3、審査結果。審査に付された決算諸表及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成されており、計数的に正確であり、経営及び財政状況について適正に表示されていると

認められました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりであります。

平成26年8月25日。

那珂市長 海野 徹様。

那珂市監査委員 萩谷眞康、同じく 福田耕四郎。

以上であります。

◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後、議員定数等調査特別委員会を開催いたしますので、委員は11時10分までに全員協議会室にご参集願います。

散会 午前10時50分

平成26年第3回定例会

那珂市議会会議録

第2号（9月11日）

平成26年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成26年9月11日(木曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	助川保彦君
建設部長	岡崎隆君	上下水道部長	檜村悦雄君
教育部長	会沢直君	消防長	豊島克美君
会計管理者	野上隆男君	行財政改革推進室長	車田豊君
危機管理監	石井亨君	農業委員会事務局長	檜村武君

総務部次長 川崎 薫 君

議会事務局職員

事務局長 城宝信保君 次長補佐 渡辺荘一君
書 記 横山明子君 書 記 萩谷将司君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（助川則夫君） ただいまの出席議員は22名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（助川則夫君） 議案等説明のため地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。
なお、出席者名簿を議席に配付いたしましたので、ご了承願います。
本日の議事日程については別紙のとおりで、お手元に配付しております。
-

◎一般質問

- 議長（助川則夫君） 日程第1、一般質問を行います。
質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。
質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。
これより順次発言を許します。
傍聴者の皆さんにお知らせいたします。
前回6月定例会から、会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から5番までの議員が行います。また、明日12日は通告6番から9番までの議員が行います。
以上、ご理解及びご協力のほどよろしくお願いいたします。
-

◇ 古 川 洋 一 君

- 議長（助川則夫君） 通告1番、古川洋一議員。
質問事項 1. 一般質問及び議案質疑に対する回答の進捗状況について。 2. 自治会等の区割りについて。 3. ふるさと納税について。 4. 選挙について。
古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔7番 古川洋一君 登壇〕

○7番（古川洋一君） 皆さん、おはようございます。

議席番号7番、古川洋一でございます。

今回も那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住みたいと思えるまちにするために一般質問をさせていただきます。

その前に、このたび広島市内で発生いたしました土砂災害により被災された多くの方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。また、京都府、それから昨日は東京、北海道と大雨による水害が発生しております。一日も早い復旧をお祈りしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず前半は、過去の私からの一般質問及び議案質疑で執行部から検討するとのことご回答をいただいた事項、または私から検討をお願いしたいと申し上げた事項について、その後の進捗状況についてお伺いしてまいりたいと思います。

まず、グラウンドの整備についてお伺いをいたします。

平成25年9月定例会での「スポーツの振興について」の一般質問の中で、市民、特にスポーツ少年団等から、サッカーや野球のグラウンドの確保が難しく他市町村のグラウンドを借用しているのが現状なので、久慈川や那珂川の河川敷も含めてグラウンドの整備にご尽力をいただきたいという要望をさせていただき、その際、市長から、河川敷の整備は難しいが、国交省と交渉を開始したところであるというようなご答弁がございました。

その後の交渉の状況及び今後の見込みについてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

市が河川法に基づく占用許可を得て河川敷をグラウンドとして整備することは可能とのことでございます。昨年度にサッカー協会等からグラウンド整備の要望書が提出されたところでございますけれども、その整備費用としまして億単位の事業費が必要となってまいります。市の財政状況を見ますと早急な整備は困難というふうに考えてございます。

大会や練習試合等の利用につきましては、調整が必要になるとは思いますが、総合公園やふれあいの杜公園を利用させていただきたいと思っております。日ごろの練習等につきましては、市内小学校等で利用可能なグラウンドがございますので、現在のところ、新しくグラウンドを整備する計画は考えてございません。

また、要望のありました各団体におきましては、各小学校等に確認をしていただきながら利用させていただくようお願いしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） そうしますと、河川敷の整備は非常に困難であるというふうに理解を

いたしますけれども、それでは河川敷の整備が難しいということであれば、ほかの場所での整備についてはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

各スポーツ団体や協会等が占有できるグラウンドがそれぞれにあることは理想ということでございますけれども、現在の諸事情を考慮いたしますと大変難しいことであるというふうに認識をしております。学校のグラウンドを含めまして、各団体におかれましては市の施設を協力して利用していただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ただいまのご答弁によりますと、第一に財政的な問題があるということ、次に、大会も含めた試合や練習に使用するグラウンドは、市内においては団体間の調整をすれば場所の確保が可能であるということだと思っております。新しくグラウンドを整備する計画はないということだったと思っておりますけれども、市内の小中学校のグラウンドも含めて、利用状況を確認した上でそのような結論に達したということなんだろうと思っておりますが、新しいグラウンドの整備に相当の費用がかかるというのは事前にわかるんじゃないかなというふうに思いますので、要望が出た段階で、遅くとも確認がとれる数日後にはそのようにご説明してご理解をいただくべきであって、変に余り期待を持たせる回答はいかがなものかという気が私はいたしております。

要望書を提出された関係団体にはその辺をきちんとご説明され、理解をいただいております。よろしく申し上げます。また、必要に応じて市民の声等も聞いて、今後また質問等をさせていただくかもしれませんので、よろしくお伺いいたします。

次に、マラソン大会についてお伺いいたします。

同じく平成25年9月定例会での「スポーツの振興について」の一般質問の中で、マラソン大会は駅伝とは違いそれぞれの目的で気軽に参加できる、またマラソン大会の開催はコース設定やスタッフの確保など多くの課題がございますが、実現すればスポーツの振興はもちろん本市の活性化や経済効果も見込めますので、ぜひとも開催を検討してほしいとの要望をさせていただきまして、その際、市長から、平成27年度の県道高架橋等の完成を記念して開催する方法なども一つとして前向きに検討していくといったご答弁がございました。

その後の検討の進捗状況及び開催の見込みについてお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

平成27年度の菅谷飯田線の高架橋の完成を記念して開催することは、市街地の開催であり通行動めの問題や、期間的にも難しいものと思われま。

しかし、市街地外での開催につきましては可能性があるものと考えております。現在、関

係機関・関係団体等と協議を進めているところでございます。

今後は、費用の面や人的スタッフの問題等もございますが、開催の可能性について探っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 私は、沿道で多くの市民が手を振って声援をしてくださったり、経済効果なども考えると市街地で開催ができたらいいと、あくまでも理想論としてということをお話をお話をさせていただきまして、現実的には、コース設定や交通規制などの問題がございますので、開催するとすれば総合公園を中心としたコースになると思いますということです。ですから、どこでやるかよりも開催してほしいというのが私のまたは市民ランナーの方々のご要望ですから、市街地外で検討いただいてよろしいかと思っております。

ですから、市長が高架橋の完成記念で開催する方法も含めて検討するとご答弁されたので、私はそれもいいですねというように思ったのは事実でございますけれども、とにかく早い時期の開催に向けてさらにご検討を進めていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

次に、防災対策（防災訓練）についてお伺いたします。

平成25年12月定例会での「防災について」の一般質問の中で、11月に那珂市総合防災訓練を実施されたが、訓練を通して気づいた点や反省点はあるかとお聞きし、その際、危機管理監から、緊急速報メールの配信や小中学校での避難所開設訓練を初めて実施した。また、地域での避難訓練や消防団と連携した市内全域の状況調査訓練も行ったが、反省点については検証を進めているところだが、自治会や自主防災組織での訓練については課題が残り、行政と地域のさらなる連携の必要性を感じたとのご答弁がございました。

反省点については検証中ということでしたので、改めて昨年の防災訓練の反省点をお伺いたします。また、その反省を踏まえ本年度の防災訓練にどう生かすのか、あわせてお伺いたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

昨年実施しました総合防災訓練につきましては、自治会や住民が何をすればいいのかという迷った状態、または地域ごとに参加者数のばらつきが見受けられるなど、原因としましては訓練の目的や趣旨の説明不足、参加の呼びかけ不足があったものと反省しており、今後、行政と地域の連携の必要性を感じておるところでございます。

今後、防災訓練につきましては、市が開催する総合防災訓練は3年から5年に一度の開催と考えております。今年度は開催する予定はございませんが、まずはまちづくり委員会や自主防災組織を中心に地域での連携を図りながら地域に合った自主的な訓練をしていただき、市としましても訓練で使用する消耗品や、今後、自主防災組織への訓練マニュアルの提供など、また地域の訓練の内容に応じては通報訓練などをサポートしてまいりたいと考えており

ます。

また、現在行っていますけれども、自主防災組織未結成の自治会に対しましては、今後とも結成の説明会等が続けさせていただきまして、地域と連携を図りながら防災に対する意識を高めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 行政と地域のさらなる連携が必要とのことですが、地域における自主的な訓練が必要なのはごもっともでございますが、地域で行うにしても、避難所の開設や物資の供給はもちろん、ペットの避難等々、現実在即した、いわゆる事態を想定した訓練でなければ意味がないと思いますが、そのためにはやはり行政のサポートが必要不可欠であります。

では、さらなる連携といえる行政のサポート内容を具体的にお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げたとおり、自主防災組織等に対しましては、訓練の目的や役割、訓練の種類や行い方などを取りまとめました「自主防災組織防災訓練マニュアル」というものを提供していきたいと考えております。

また、地域で行う訓練に対しましては非常食や飲料水を提供しておりますけれども、避難所の開設につきましましては、昨年度と同じように総合防災訓練において対応してまいりたいと、このように考えております。

また、ペットの避難につきましましては市としても考慮すべきであり、「那珂市避難所運営マニュアル（案）」においてペットの管理、避難スペース等の計画をさせていただいております。

しかし、現時点ではまず住民の避難訓練が一番と考えておるところでございます。

また、今年度より避難行動要支援者の実態調査を実施しております。来年度から個別支援プランの作成を予定しておるところでございます。災害時にどのような支援が必要なのかを個人ごとに作成するものであって、あくまで個人情報でありますので、本人あるいは家族の承諾を得た上で、平常時の見守りから災害時の支援に役立てていただくために地域に情報の提供をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 先ほど市の総合防災訓練は今年度は実施せずに今後3年から5年置きに開催するとのことなんですが、災対本部の立ち上げや全職員の役割など、きちんとした初動態勢がとれるのかどうか心配なんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

災害対策本部の立ち上げや職員の役割につきましては、「災害時職員初動マニュアル」というものをつくっておりますので、これに基づきまして災害別、災害レベルに応じて職員の役割、振り分け等をして職員への周知徹底を図っておるところでございます。

また、災害が発生したことを想定しまして、無通告、日程などを通告しないで全職員に参集をかけ、AEDや消火器使用方法などの訓練を行っておりますので、初期対応等はおおむね整ってきているのかなという考えでおります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。

それでは次に、子供たちへの環境学習についてお伺いいたします。

平成25年3月の定例会での「環境学習の推進について」の一般質問の中で、環境については、ゴミの不法投棄など重要な問題が山積し、一方ではモラルの低下も叫ばれている。それらの問題の根本的な解決策として有効と思われる環境学習を推進してほしい。市民、事業者、子供たちに対して行政としてどのような取り組みを考えているのかとお聞きし、その際、市民生活部長から、教育機関、地域、市民活動団体などによる環境教育を総合的に推進していく必要があると考えており、具体的には子供たちの環境学習、環境活動を支援することを目的とした「こどもエコクラブ事業」のさらなる普及・推進や、環境・ゴミ問題などの学習の場としての出前講座などを充実させるなどの取り組みを考えているとのご答弁がございました。

まず、この具体的にお答えいただいた2つの取り組み状況についてお伺いします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

「こどもエコクラブ事業」は、財団法人日本環境協会が主体となり都道府県、市町村と連携して進めているものでございます。対象は3歳児から高校生まで、子供1人以上と活動を支える大人のサポーターがいれば無料で登録することができます。登録されますと、県からの情報提供やアドバイザーの派遣を受けることができます。

那珂市では、平成23年度に3団体が活動しておりましたが、指導者がいなくなり継続して活動ができなくなったなどの理由から現在は登録のない状況でございます。

子供たちが身近なところから環境について学び、考える機会をつくることは大変重要なことと考えるので、継続して加入登録あるいは制度の紹介を呼びかけてまいりたいと、このように考えているところでございます。

また、市内の小学校におきましては、地域の方々やJA、地元農業高校の協力を受けまして、農業体験を受け入れているところでございます。また、地域活動として夏休みを利用し地域の方々子供たちとともに水生生物調査を行うなど、自発的・積極的に環境学習に取り

組んでおります。

市の役割といたしましては、健全で豊かな環境を次の世代へ引き継ぐために、環境保全や環境負荷の軽減など、自主的活動について引き続き支援をしてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 同定例会での、子供たちを対象に考えた場合、環境学習のサポート機関や市民団体などをうまく活用し、環境フェスタの開催も含めて継続的かつ多様な学習の機会を提供してほしいといった要望に対しては、環境フェスタやシンポジウムなどの事業を考えながら、自治会あるいは地区まちづくり委員会や環境市民会議との連携により継続的な学習機会を提供していきたいとのご答弁もございました。それを受けて、過日、環境フェスタが開催され、その場で環境市民会議も設立されましたけれども、参加者は関係者のみで、一般市民や特に子供たちの姿は見えませんでした。

子どもエコクラブがなくとも、出前講座の要請がなくとも、環境フェスタの中で学習の場を提供することは可能でありますし、それが本来の開催目的のはずであります。講演会やシンポジウムだけではなく、子供たちや保護者を対象にした体験学習なども必要だと思います。

ご答弁にございました継続的な学習の機会の提供については、今後は環境市民会議が中心となって行っていくのか、また具体的な事業、取り組みについて進捗状況をお伺いしたいと思います。

また、環境学習の場がない現状を考えましても、多くの市民が参加できる内容の環境フェスタを毎年開催すべきと思いますが、いかがでしょうか、あわせてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 継続的な学習の機会の提供ということでございますが、第2次那珂市環境基本計画の環境将来像であります「市民一人ひとりと地域コミュニティがつくるひとと自然がやさしくふれあうまち」実現のため、循環型社会づくりや低炭素社会づくりの推進が求められているところでございますが、その中で環境市民会議は、環境政策推進の総合的な仕組みづくりとして、市民の暮らしにかかわる環境問題に関する調査、情報収集、提案などを行い、環境に関する専門的なパートナーとして位置づけており、出前講座や講習会には講師等のリーダーとしてかかわるなど、会員のさまざまな実践活動を生かしてまいりたいと考えております。

具体的な取り組みということですが、「なか環境市民会議」は、環境基本計画の環境目標に掲げた取り組みの一つであり、市民一人一人がみずから環境に配慮した行動ができるようなまちづくり実現を目的として、本年6月7日に設立いたしました。7月には全体会と5つの部会が発足し、各部会がテーマを定め環境課題に取り組み始めたところでございます。

「なか環境市民会議」みずからの自発的・積極的な取り組みとしまして、今後、市民の目線で環境にかかわる市民一人一人の行動計画、いわゆる「ローカルアジェンダ21」の策定を

予定しております。そのため、さまざまな環境課題を身近な問題として捉え、市民一人一人が実践していける活動の情報や意見交換、学習機会を行い、行動計画が全市的に広がる機運を高めるため、広報・啓発活動を展開してまいります。

また、環境フォーラムにつきましては、幅広い市民層への環境啓発活動として開催したところでございます。今後は、身近な家庭ゴミ問題や子供たちが興味を持つような環境問題などをテーマに、対象者や目的を絞った講演会、講習会を開催してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。

では次に、指定金融機関についてお伺いをいたします。

平成25年3月定例会での「公金の管理運用について」の一般質問の中で、他の自治体では銀行の指定を交代制にしているところがあるが、本市においても交代制を採用するお考えがあるかとお聞きし、その際、会計管理者から、一定の基準を満たす金融機関を交代で指定することによって引き継ぎ時にチェック機能が働き、互いに切磋琢磨し合い、より正確で迅速な事務処理が行われ、また事務改善、その他のサービス向上が図れるのであれば交代制も有効な手段と思われるので、調査・研究し検討していくのご答弁がございました。

これに対し私から、行政改革の一つとして検討されるのは結構ですが、行政にとってのメリットを追求する余り住民に対するサービスが低下するようでは論外なので、個人的には、一定基準を満たす金融機関であれば黙っていても何年か置きに指定されるという交代制よりも、その都度、公募制のプロポーザル方式による入札にしたほうが、より競争原理が働くのではというふうに申し上げました。

その後の検討の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 会計管理者。

○会計管理者（野上隆男君） お答え申し上げます。

議員からご質問いただいた件に関しましては、平成25年3月議会の一般質問で市長が答弁を行い、その後の途中経過も議員に報告させていただきました、引き続き検討をしておりますが、今のところ最終的な結論は出ていない状況でございます。

その間の動向としましては、今年度4月より常総市と美浦村で輪番制が開始され、現在は県内44市町村中6市1村で実施されているところです。輪番制を採用したそれぞれに電話で照会したところ、市民への直接的なサービス向上があらわれた自治体はほとんど見受けられない状況のようでございます。

また、議員からご提案されております公募制のプロポーザル方式につきましては、県内でも採用している市町村がございませんので、さらに幅広い調査・研究を継続したいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） その輪番制を採用した自治体で市民への直接的なサービス向上があらわれた自治体はほとんど見受けられないということですので、その採用したところが今後どうするのか、非常にそれは見ものといえますか、どうされるのか注目したいと思いますけれども、いずれにしても結論が出ないということは、これといったメリットが現時点では見出せないということなのかなという気がいたします。

交代制、輪番制とおっしゃいましたけれども、を採用した自治体での状況も、私から言わせれば予想どおりなんです。ですから、行政からの条件さえクリアすれば黙っていても順番が回ってくる輪番制ではなく、一定基準を満たし行政からの条件をクリアするのが大前提ですが、公募制のプロポーザル方式にすることでさらなる競争原理が働き、市民への直接的なサービスの向上につながるという気がするわけであります。本当にメリットがないということであれば導入する必要はないと思いますけれども、最終結論が出ていないということですから、それも含めて検討していただきたいというふうに思います。

それから、県内で公募制を採用している自治体がないから幅広く調査・研究をするということですが、県内であっても全国であっても、例がなくとも、法的に問題がないのであればよろしいんじゃないでしょうかというふうに私は思っておりますので、意見としてお伝えしておきます。

次に、産業の振興（農業政策）についてお伺いいたします。

平成23年12月定例会での「T P P問題と農業政策について」の一般質問の中で、T P Pの導入に備えて6次産業を推進すべきという提案をさせていただいた上で、平成25年3月定例会での議案質疑において、新規事業である農産物直売所宣伝活動支援事業について、農産物産品化事業について、元気ナカむらづくり事業について、それぞれどんなことをされるのかをお聞きし、その際、産業部長から、事業の内容について、またこれら事業を行うために緊急雇用創出事業により職員を採用することのご答弁があり、私から、職員の雇用については直売所のP Rにはネットショッピングまで立ち上げられるような人材、産品化については、管理栄養士等の資格を持つ方などを雇用し大きな成果として報告できるようにしていただきたいというような要望をさせていただきました。

まず、農産物直売所宣伝活動支援事業は、直売所のP Rをインターネットを利用して行うために委託する事業とのごことでございましたが、雇用の現状と事業の進捗状況、また現時点での成果または見込みについてお伺いします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

農産物直売所宣伝活動支援事業につきましては、緊急雇用対策を活用いたしまして、ふれあいファーム芳野に委託しまして進めてきた事業でございます。雇用につきましては、平成

25年3月から平成26年3月末日までの13カ月間で、IT経験者を1人採用し、ホームページを立ち上げたところでございます。

また、事業の進捗状況につきましては、ふれあいファーム芳野、とんがりはっと及び市内のJA直売所2カ所の合計4カ所の直売所のホームページを作成、販売品の紹介、関連イベント等の紹介等を行ってきたところでございます。ホームページは随時、直売所で更新をしているところでございます。

なお、事業の成果につきましては、ふれあいファーム芳野においては、平成26年2月よりインターネット販売として、ふれあいファーム芳野で製造しております「みそ」と「餅」を対象としておりますけれども、販売実績には至ってございません。

インターネットでの受注に結びついていないことは、「餅」につきましては、時期的に需要が少ないことが関係していると思われまます。また、「みそ」につきましては、PR不足から消費者の購入意識に至っていないことなどと思われまます。今後は、地元食材を使用しての厳選された、こだわりの商品価値であることをアピールするなど、他事例やアドバイザーからの意見を参考として組合に助言等をしてまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ありがとうございます。

ネットショッピングというところまで実現していただいたということで評価はしたいんですが、販売実績はないということでございますから、その原因をよく追求していただいて、これは売れなければ立ち上げてても何の意味もございませんので、ぜひ今後さらなる努力をしていただきたいというふうに思います。

それでは次に、農産物産品化事業でございますが、那珂市の農産物を使用した商品開発を行い、農産物の消費拡大を図ることにより農業者や農村の活力向上を目的とし、農産物の商品化を誘導する加工品や調理品を試作して販売できるようにすること、消費者の需要を喚起するための調理実習や講演会を行うものとのことでしたが、雇用の現状と事業の進捗状況、また現時点での成果または見込みについてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

農産物産品化事業でございますが、雇用の現状につきましては、平成25年5月1日より平成26年3月末日までの11カ月間の雇用で、栄養士の資格をお持ちの方を2人雇用し進めてまいりました。

事業の進捗状況につきましては、那珂市産の農産物を利用した商品開発は約110品で、そのうちレシピ化できたものが34品となっております。レシピ化できた商品の品評会を平成26年1月から3月までの期間に3回開催し、クッキングスクールの講師を招くとともに那珂市商工会の菓子製造販売業研究会員にも参加していただき、その際に自社製品も提供してい

ただき、それらの試食を行いまして、アドバイスを求めながら品評会を行ったところでございます。

現時点の成果につきましては、講師を招き試食した品評会の際に好評でありました「おからつくね」と「おから茶」の2品のうち、「おからつくね」については、芳野直売所にて平成26年3月、雇用者が加工しましてテスト販売を実施した結果、好評とのことございました。今年度に入りまして、芳野農産物直売所の調理員が加工し販売する予定でございましたけれども、人員不足や保存性等の理由によりまして製造コスト面がかかり、販売に至っていない状況でございます。工夫の余地がまだまだありますので、調理員等の確保を含めまして販売に向けて取り組んでいきたいと伺っております。

また、手間がかからない加工方法やコストダウンに関する事など、市といたしましても調査・研究をしまして組合に助言をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 「おからつくね」と「おから茶」のテスト販売をしたところまでは非常に好評でよかったということなのですが、販売に至っていないということでもありますから、今ご答弁がありましたけれども、工夫の余地がまだまだあると思いますし、売るといふことの難しさというところもやはり研究するべきかなというふうに思います。

では、元気ナカむらづくり事業は、活力がありにぎわいのあるまちづくりの実現を目指して、むらづくりビジョンのための現況調査、地域資源の発掘や分析を行い、農業振興と農村の活性化を図るために「元気ナカむらづくり塾」を開催し、農業生産者と住民が、これは地元大学の先生、国・県等の関係機関、農業高校の先生方、などの講師を交えての意見・情報交換や現状診断等を通して、地域資源を生かした持続できる産業とむらづくりを学ぶものとのことでしたが、事業の進捗状況と現時点での成果または見込みについてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

元気ナカむらづくり事業につきましては、平成25年度に、農業者や地域住民代表等の49人で構成される「元気ナカむらづくり塾」を開催したところでございます。各地区の状況を考慮しまして、市内4地区に分けて4班を編成したところでございます。

また、現況調査等につきましては、4回のワークショップを行いまして、地区ごとの現状や資源等を議論し、地区の特徴を生かしたまちづくりに反映するための素案をまとめたところでございます。

また、素案を作成する中で他の事例の経緯等を参考にし、造詣を含めた議論を重ねるため、3回の研修会を行いました。そのうち2回の研修会の講師には、茨城大学の教授とつくばの農村工学研究所の上席研究員の方にそれぞれお願いし、残り1回は、事例視察で栃木県茂木

町へ伺ったところでございます。各研修会終了後には、一般の方や農業者とでワークショップを行ったところでございます。研修会やワークショップを重ねることで作成しました基本的な構想をまとめ上げ、今後の那珂市の農業振興及び農村のまちづくりの構想といたしたところでございます。

現時点ではまだ基本的な構想であるため、実施に移行していくまでには、より具体的な指標等を考えプログラムを作成する必要があると考えております。現在、その構想を精査しながら、実施するためのプランを策定するべく準備をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。

次に、企業誘致についてお伺いします。

平成24年3月定例会での「企業誘致について」の一般質問の中で、雇用拡大の観点から、若い方々が安心して働ける場を市内において確保するためには企業誘致に頼らざるを得ないので、全力で取り組んでほしいと申し上げました。その際、市長から、トップセールスで奮励努力しているが、なかなか実を結ばない。今後は、新たな電源地域振興センターの企業誘致支援サービス事業を活用したり分譲価格の引き下げを県に要望していくとのご答弁がございました。

私から、ほかの工業団地と比較されることを踏まえ、固定資産税の免除など思い切った策が必要ではとご提案し、市長も行方市の例を挙げ、40ヘクタールの土地を企業に上げてしまう代わりに優秀な企業に来てもらうといった策もあるので、できる、できないも勘案しながら検討し、有効な策を考えていくとのご答弁がございました。

企業誘致の担当を政策企画課に変えて取り組んでいるとは思いますが、その後の状況と見込みについてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） ご答弁申し上げます。

市長の重点施策の一つでございます企業誘致につきましては、平成24年度の組織機構の見直しにより政策企画課において担当をしているところでございます。ただいま議員からご指摘のございました平成24年度からは新たに、一般財団法人電源地域振興センターの企業誘致支援サービス事業を活用した企業誘致のための調査の支援を受けているところでございます。

事業内容等につきましては、企業立地ガイドの作成により那珂西部工業団地のPR及びアンケート調査の実施、アンケート調査結果による企業へのフォローアップ等の実施等でございます。調査結果によりますと、那珂市が対象となると答えている企業がございました。しかしながら現在は新增設、移転等の計画がないということで、なかなか企業の引き合いに結びついていないのも現実でございます。しかしながら、那珂西部工業団地の立地環境の利点及び優遇制度の概要等を引き続き広く周知していくということについては有効な手段であると

いうふうに考えてございますので、引き続き活用をしまいたいというふうに思っております。

また、継続的に、県、事業者等からの事業用地の照会への対応、さらには、昨年におきましては金融機関等を訪問させていただきまして、企業誘致適地の情報提供と情報収集への協力をお願いしてきたところでございます。

那珂西部工業団地以外にも、瓜連駅北側の市有地等の事業者の募集による有効活用を図ることや、寄居地区の大型商業施設の開発、那珂核融合研究所西地区の開発についても、定期的に事業者からの情報提供を求めるなど推進を図ってまいりたいというふうに思っております。

企業誘致につきましては、税制上の優遇措置、融資制度、工場立地に関する規制緩和とともに、タイムリーな企業の新増設等の情報を入手することが非常に重要であるというふうに考えてございます。市所有の工業団地を持たない本市にとりまして、そういった制約の中ではありますけれども、引き続き情報の収集とPRを積極的に進めてまいりたい、かように考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 企業を誘致しても、パートとかアルバイトの採用はあっても正社員の採用には至っていないという答弁も以前にあったんですが、正社員の採用を条件にしてなんらかの特別優遇策を提示してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） ご答弁申し上げます。

現在、本市におきましては、新たに進出する企業や設備等を新増設する企業に対しまして、固定資産税の課税免除や電気料金に対する補助制度がございます。特に、那珂西部工業団地におきましては、茨城産業再生特区に指定されていることから、さらに有利な優遇措置が受けられるような状況になってございます。

那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例によりまず固定資産税の課税免除を受けるためには、いわゆる新規雇用者の増が条件になっているところでございます。議員ご提案の正職員の採用を条件にした新たな優遇策の創設については、財政的な課題もありますのでなかなか難しいというふうには考えてございます。

しかし、今後、本市におきましても少子化による人口減少が懸念される中、安定した職を持ち那珂市に住み続ける、または移り住んでもらうことを進めることが必要だというふうに、考えてございます。そのような意味におきましても企業誘致は非常に重要なことであるというふうに認識しておりますので、他自治体の取り組み等も聞いておりますので、そのような取り組みについて広く調査・研究をしまいたいと、かように考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 私は、雇用という観点から申し上げておりますので、企業誘致ばかりがその方策ではなく、市内も含めた近隣の既存の事業所における雇用が進めばそれでもいいのかなという気もするんですが、高齢化を踏まえた那珂市における若者の定住促進という意味では、どうしても企業誘致に頼りたくなるのが本音であります。

市長のトップセールスや担当課の一生懸命な姿勢もわかりますし、タイミングの問題もあり、なかなか実を結ばない現状もわかりますが、市長の公約としている以上、何としても実を結んでほしいというふうに思います。そのためには、国や県の施策や本市の既存の条例等にとらわれずに、他の自治体で行っている例もございますし、やはり思い切った策と市長の決断が必要なのではないでしょうかというふうに申し上げたいと思います。

次に、子ども・子育て支援事業計画についてお伺いいたします。

平成25年6月定例会での「子育て支援について」の一般質問の中で、那珂市が子育てのまちとなるよう7項目について要望し、うち不妊治療費の助成、風疹予防接種費用の助成については要望をかなえていただきましたが、医療福祉（マル福制度）の対象の拡大については、市長から、子ども・子育て支援事業計画を策定していく中で保護者のニーズを把握し、他の施策も含めて、限られた予算の中でより効果的な子育て支援を進めるため優先順位をつけて事業を進めていくとのご答弁がございました。

また、「幼稚園児の預かり保育について」は、教育部長から、保護者の置かれている環境やニーズを把握した上で子ども・子育て支援事業計画を作成し、預かり保育を含めた今後のサービスをどうするか、あるいは認定こども園の創設などが必要になるのか等についても総合的に進めることになるといったご答弁がございました。

前述の私からの要望事項やその後のニーズ調査の結果が今回の子ども・子育て支援事業計画にどのように反映されるのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 本年10月1日から、茨城県では小児マル福制度の対象を小学6年生の外来まで拡大いたしますが、市では単独事業として、小児マル福の対象をさらに中学生の通院・外来まで拡大ということで今定例会に議案を提出しております。開始時期は来年1月からを予定しておりますが、議会で議決された場合には、広報や対象者への通知等、その準備に遺漏がないよう進めてまいります。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、学識経験者、子供関係団体、子供の保護者等で構成する那珂市子ども・子育て会議で現在策定を進めているところでございます。現在までに子ども・子育て会議を2回開催したところであり、今後、職員で構成するワーキング委員会での検討内容も勘案しつつ計画素案を作成していく予定でございます。

保護者へのニーズ調査でございますが、この計画で確保を図るべき教育・保育、子育て支援に関する将来の利用見込みを算出するにあたり、子育て支援事業に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するために国の指針に基づき行ったもので、事業計画にはそのニーズ調査結果を踏まえながら策定を進めてまいります。

また、子ども・子育て支援新制度の事業の一つに位置づけられております幼稚園での預かり保育については、幼稚園型一時預かり事業として来年度も継続して実施してまいります。認定こども園の創設につきましては、民間の幼稚園、保育所で移行を検討している施設がありますので、来年度、公立幼稚園の認定こども園の移行は現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 小児マル福の対象をさらに那珂市においては中学生の外来にまで拡大するということが今定例会に上程されておりますので、審議の上、通れば非常にうれしいこととあります。

子育て支援につきましては、この後、同僚議員からも関連する質問が予定されておりますので、私からはこの件については以上といたします。

次に、大項目の2番、自治会等の区割りについてに移ります。

今回、自治会・小学校・子ども会の区割りについて問題提起をさせていただきます。

菅谷地区においては、自治会・小学校・子ども会の区割りが複雑に絡み合っており、同じ自治会内に住む者であっても小学校が違う、具体例を挙げれば、鷲内自治会の子供たちは菅谷西小学校、菅谷小学校、菅谷東小学校の3つに分かれて通っています。また、同じ自治会であるにもかかわらず小学校が違うので子ども会に加入しない、もしくは加入できないといったところもあるように聞いております。

これらの問題は今に始まったことではありませんが、いずれにしても、それらの区割りは全て大人の都合により決められてきたものであると考えられ、子供たちの思いは無視された形になっているのではないのでしょうか。

この問題を問題と捉えるかということにはなりますが、私自身がPTAや市子連の会長時代からずっと疑問に思っていたこととありますので、一つの自治会の問題ではなく、市としてどうなんだという意味で今回、問題提起をしたいと思います。

自治会や小学校の区割りを変えるのは容易なことではないのは十分に理解するところでありますが、私はあえて、現状と時代に合せて区割りを見直すべきなんじゃないかなと考えております。それが、自治会の規模の大小による自治会運営への支障や、加入率の低下などの問題改善につながることも私は期待しているわけであります。

まずは、自治会・小学校・子ども会とも現在の区割りになった経緯を市民生活部長と教育部長にそれぞれお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

平成23年4月1日から自治会制度に移行することに伴い、自治会設立には自治会の区域の確定が必要となったため、平成22年度の最後の区長さん方にそれぞれ管轄する区域の確定をお願いいたしまして確認をお願いしましたところ、確定した区域が現在の区域ということになってございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 学区につきましてお答え申し上げます。

菅谷小学校の児童数の増加に伴いまして、新たに菅谷西小学校を昭和54年に開校したところでございます。その後、菅谷小学校のさらなる児童数の増加によりまして、昭和62年に菅谷東小学校を開校してございます。学区の見直しにあたりましては、地域の意見を聞きながら、幹線道路や通学距離等を考慮し、行政の班単位で児童の通学の安全性も考慮しながら学区を決定したところでございます。

また、子ども会の区割り等につきましても、おおむね自治会の区割りとなっているようでございますけれども、地縁などにより別の区割りの子ども会に加入している状況もあるようでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） では、先ほど申し上げた現状について子供たちの目線で考えていただきたいと思うんですが、市としてどのようにお考えになるのか、また問題があるとすればどうすべきかお考えをお伺いします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 現在のところ、菅谷地区内の自治会や小学校、子ども会の区割りについての支障の有無について把握してはございませんが、なんらかの支障等があるかどうか、特に子供たちの立場に立って現状を把握することは大切なことと考えますので、菅谷地区内の各自治会宛てにアンケートなどを実施するなどして、問題等があれば、教育委員会など関係機関と協議しながら対応してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 今回、問題提起という形でさせていただきましたけれども、子供たちも含めて誰も区割りの見直しを望んでいないという地域の総意であれば、あえて見直しの必要はないと思っています。しかし、先ほどのご答弁では自治会に移行する際に最後の区長さん方に確認したということですが、その問題意識があったかどうかわかりませんし、時の方々が問題ないと思っても、今その必要性があるのであれば見直しをするべきだと思います。

ちなみに、数日前の菅谷地区まちづくり委員会のある部会で、見直しが必要ではという話

が出たということを目にいたしました。自治会全般の問題としてのご意見だとは思いますが、実際にそのような話があるということ念のためお伝えしておきます。

まずは各自治会宛てにアンケートを実施して、支障等の問題の有無を把握してくださることですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そして、その結果次第では必要に応じて行政としてのサポートをお願ひしたいと思ひますので、アンケート結果を確認させていただいた上で引き続き取り上げていきたいと思ひます。

次の質問、ふるさと納税（寄附）についてに移ります。

納税者へのお礼、特産品などについてお伺ひしてまいりますが、まず、ふるさと納税制度の概要について教えていただきたいと思ひます。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

この制度は、平成20年度の地方税法の改正によりましてできた制度でございまして、自分が生まれ育った地域、かかわりの深い地域、または応援したいと思う地域へ寄附した際に、寄附した額の2,000円を超える部分について所得税と住民税から一定額の控除が受けられるという制度でございまして、厳密には納税ではなくて寄附金税制であるために、ふるさと寄附金とも呼ばれているものでございます。

市では、寄附の受け入れや具体的な手順につきまして、那珂市ふるさとづくり寄附要綱に基づきまして寄附を受け入れているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） では、その制度による本市への納税、寄附の実績について、時間がないので過去3カ年ぐらいでお願いできますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

平成24年度でございまして、7件で32万円、平成25年度が14件で328万円3,000円、平成26年度は8月末現在で3件で115万円の寄附を受け入れております。20年度から今までの合計で47件、合せて1,981万1,000円となっております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） それでは、本市への納税者に対するお礼の有無、それに相当する金額またはそれらの理由、目的等についてお伺ひします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

市では現在、寄附者に対して、礼状と寄附金の使い道を記載した「広報なか」を送付しております。なお、お礼の品は送っておりません。

寄附に対してのお礼につきましては、ふるさとに対し貢献または応援したいという自主的な納税者の思いを実現化する観点から創設されたことを踏まえまして、感謝の気持ちをあらわすものとして礼状と広報紙のみとしております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 本来のふるさと納税制度の趣旨を考慮して特産品等の品物によるお礼はしていないとのことですか。

では、現状で結構ですので、納税額をふやすための方法、PRなどの取り組みについて伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

具体的なPRの取り組みといたしまして、まず市のホームページに掲載いたします。それと、市の広報紙に定期的に掲載をしております。また、ふるさと大使の方々を通じまして市のふるさと納税の紹介をさせていただいております。さらに、民間のふるさと納税に係るポータルサイトから市のホームページへリンクすることによって、そちらから那珂市のホームページを閲覧できるようにしてございます。

先ほど申しましたとおり、納税ではなく寄附であるために寄附者に特典を設けている自治体が多数ございます。特典の一例としまして、特産品などの贈呈のほかに、その地域にちなんだ著作品を贈呈する事例も多く見られるようであります。特産品を寄附者に送ることがマスコミに取り上げられて、ひいては自治体をPRする効果があることは承知をしているところでございます。

市では、今現在、製品のブランド化に取り組んでおりまして、具体的に市の特産品のブランドが進んでいく中でそれらの特産品としてPRしたり、ひいては市をPRするためにふるさと納税の制度を活用していくということも一つの手法かと考えているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 傍聴者の方に申し上げます。

議場内は脱帽になっております。どうぞご協力をお願いいたします。

古川議員。

○7番（古川洋一君） あくまでもお礼ですので、特産品とまではいかなくとも、市の産品を真心として届けることは、いただくことはうれしいものだと思います。もらったことがきっかけで、よいものであれば、納税とは別にしてその商品を購入してくれるリピーターになることも考えられますし、我々が普通の品と思っていたものが特産品に化けるといったようなこともあるかもしれません。

ふるさと納税制度の趣旨から、お礼の品は送らないという考えに私も賛同しないわけではございません。ただ、物でつるという考え方ではなく、ふるさと納税制度を活用しての市産品

のPRと考えてはいかがかなというふうに思っております。

では、最後の質問、選挙についてに移ります。

投票率アップの施策についてお伺いしてまいります。

近年、国政から市政まで投票率が低下の一途をたどっております。これは、政治そのものに原因があるのか、議会や立候補者に問題があるのか、その辺に一番の原因があるとは私思っております。

市議会議員選挙でいえば、市民の皆様にも少しでも関心を持っていただくために、これからも議会の改革、活性化を促進していかなければならないと感じておりますし、私自身も反省もしなければならぬと感じております。その上での今回の質問ということでご理解を頂ければと思います。

地区別の投票率を正確に把握するため、期日前投票が本来の投票所の投票率に計上されているかまずお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 古川議員、質問時間3分以内になりました。

総務部次長。

○総務部次長（川崎 薫君） 選挙投票日当日にホームページ上に公開している各投票所の投票率は、期日前投票を含めたものとなっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） それでは、ちょっと時間もないのではしよりますけれども、若い世代の投票率アップの取り組みとして、立候補者のポスターにQRコードのシールなどを張って、市のホームページ上で候補者の経歴や公約を検索できるようにできないものかお伺いします。

○議長（助川則夫君） 総務部次長。

○総務部次長（川崎 薫君） 立候補者のポスターではなくポスター掲示上にQRコードを表示し、市ホームページに誘導することについて、先進地事例を参考に研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ところで、よく若い方が投票に行かないというんですが、年代別の投票率というのは出せるんでしょうか。

○議長（助川則夫君） 総務部次長。

○総務部次長（川崎 薫君） 国及び県の選挙において、性別、年代別投票率調査のため、市の選挙管理委員会が抽出した投票所の投票率を報告していることから、その抽出した投票所に限定されてしまいますが、公表することは可能でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） まだまだお聞きしたいことがあるんですが、すみません、時間の関係で割愛させていただきたいと思います。

いずれにしても、いろんな策があるかと思うので、先進事例も調査しながら、有効な策はどんどん取り入れていただきたいなというふうに思います。

それでは、最後に市長選再出馬の有無について、海野市長にずばり再出馬の意思についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

先日の選挙管理委員会におきまして、市長選挙が年明け、来年2月1日と決定されたところでございます。期日が決まったことで、いよいよ市長選挙の話題がつぶやかれるところとなりました。

私としましても、任期満了まであと数カ月となり、日々の行政運営においてやるべきことが目の前に山積しているという状況にあり、こうした任務を怠りなく遂行することがまず第一の責務と考えております。

1期4年の間、全力で取り組んでまいりましたが、東日本大震災の復旧に費やした月日を考えますと、市政運営に対する消化不良の思いがあります。したがって、健康状態などの条件が充実していれば出馬して審判を仰ぎたいというふうに考えております。また、一般的に進退をお聞きになる方は、全面的に、そして徹底的にお力添えを頂けるものというのが通例でございますので、ひとつよろしくお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） そうすると2期目の公約が非常に大事になってきますが、お聞きしたいんですが時間もないので、非常に重要だということでお伝えし、私の一般質問を終らせていただきます。ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告1番、古川洋一議員の質問を終ります。

暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時11分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

◇ 綿 引 孝 光 君

○議長（助川則夫君） 通告2番、綿引孝光議員。

質問事項 1. 都市計画道路の現状と今後について。

綿引孝光議員、登壇願います。

綿引議員。

[5番 綿引孝光君 登壇]

○5番（綿引孝光君） 議席番号5番、綿引孝光でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づき都市計画決定された道路であります。

そこでまず、那珂市における都市計画道路の決定経緯と整備状況についてお伺いします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

本市の都市計画道路につきましては、周辺都市との連携を確保するための路線としまして中台額田線や菅谷飯田線など7路線、さらに市街地間の連携を図る路線といたしまして菅谷市毛線や上宿大木内線などの10路線、合せて17路線が現在、都市計画決定されてございます。

現在の整備状況でございますが、平成26年3月末時点で62.9%となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 那珂市の都市計画道路の整備状況は近隣の自治体と比較しましてどの程度でありますか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

平成25年3月末現在の茨城県内の都市計画道路の改良率でございますが、県平均で62.1%となっております。周辺の市町村におきましては、水戸市で58.4%、ひたちなか市で68.2%、東海村で81.2%、常陸太田市で50.2%、常陸大宮市で69.9%となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 都市計画道路の整備にはかなりの事業費がかかると思われませんが、現状はいかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

都市計画道路の事業費に関しましては、国の交付金を活用して事業を執行してございます。

この交付金につきましては、国の道路予算がまず県に配分されまして、さらに県と県内市町村とに配分が行われております。このため、現状の予算額からいたしますと、補助対象となる路線が各市町村当たり1路線から2路線、このような現状になってございます。

本市におきましては、現在、菅谷市毛線と上宿大木内線の2路線を補助対象路線として事業中でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 次に進める都市計画道路の整備はどうなりましょうか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

県道瓜連馬渡線から菅谷東小付近までを整備中でございます菅谷市毛線、第3期事業です、あと、ジャスコ付近から東側に向け菅谷市毛線までを整備中でございます上宿大木内線、この2路線につきまして、平成30年度の完了を目途に現在整備を進めているところでございます。

次期整備路線の件でございますが、1路線といたしましては、菅谷市毛線の第4期事業、こちらを福田孫目線までの区間を継続して整備していきたいと考えてございます。もう1路線につきましては、整備効果、優先性、そして財政計画等の検証を行いました上で事業化の路線を決定していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 那珂市は、北部の久慈川と南部の那珂川の上に位置する緑豊かな田園都市であります。平成21年3月には久慈川にかかる木島大橋が開通し、間もなく、仮称ですが、那珂川新橋が完成の予定と聞いております。

それで、現在進めています地域間を結ぶ幹線道路の整備が進めば、利便性の向上により、交通量の増加から経済効果も期待できるものと考え、いくつかの幹線道路につきまして個別に進捗状況、今後についてお聞きいたします。

まず、菅谷飯田線の整備状況についてお伺いします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

菅谷飯田線につきましては、県道額田南郷田彦線の寄居南交差点付近から国道118号線までの7,450メートルが計画決定をされてございます。現在、県事業によりまして、旧349号線の陸橋部分から国道349号線バイパスまでの区間を平成27年度の供用開始に向けまして事業中でございます。この事業が完了いたしますと、寄居南交差点から後台駒潜の交差点までの約3,800メートルが一応完成という運びになります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 菅谷飯田線は広域的な幹線道路であり、今後の計画はどのようになり
ましようか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

菅谷飯田線につきましては、水戸市とひたちなか市を結ぶ水戸勝田環状道路として位置づけがされてございます。また、那珂インターチェンジへのアクセス道路として大変重要な役割を担っております。

現在、平成28年度以降の整備予定については、県で行っていますので予定はまだはっきりしていませんけれども、後台駒潜の交差点から那珂インターチェンジまでの区間につきましても引き続き県事業において進めていただけるよう、現在、県関係部署への要望活動を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 次に、岩根飯田線の整備状況についてお伺いします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

岩根飯田線につきましては、バードラインから国道123号線までの3,890メートルが幅員15メートルで計画決定されております。この路線も県事業として、バードラインから県道長沢水戸線までの区間が平成元年から幅員12メートルで整備済みでございます。また、ただいま議員からお話があったように、那珂川にかかります橋梁につきましても今年中には供用開始の予定となっております。

計画決定されている幅員15メートルでの再整備につきましては、まだ本市におきましては未着手の路線が多数ございますので、当分は現状幅員のままでの通行をお願いしていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 次に、西木倉下大賀線（118号バイパス）の整備状況及び今後について伺います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

西木倉下大賀線につきましては、国道118号バイパスといたしまして、水戸市境から常陸大宮市境までの1万2,260メートルが計画決定をされております。こちらも県事業によりまして、常陸大宮市境から県道日立笠間線の静入り口交差点までの1,600メートルを現在事業中でございます。

今年度の事業につきましては、下大賀高架橋の橋脚工事と、静入り口交差点付近の用地補償業務を予定していると同っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） この区間の南側部分の戸崎、飯田分の整備時期について伺います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

本市の広域幹線道路の一つでございます国道118号線につきましては、近年の交通量の増加や通行車両の大型化、また行楽シーズンにおける通過交通の増加など、交通渋滞は極めて著しいものとなっております。

このため、市といたしましても、国道118号線の4車線化事業のさらなる促進を求めて、現在、県関係部署への要望活動を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） ありがとうございます。

都市計画道路の現状と今後について説明を頂戴しました。ありがとうございます。

電車やバス等の公共交通機関の発達している都市部では、これらをフルに利用して、車がなくても、いつでもどこへでも、目的地まで徒歩圏内のところまで自由に移動が可能です。では、私たちの住む地方部ではどうでしょうか。那珂市内の公共交通機関といえばJR水郡線だけ、しかも本数は限られています。茨城交通のバス路線、水戸太田間も昨年度いっばいで廃止になりました。私たちの移動手段は車に頼らざるを得ないという厳しい現実であります。

さらに、はっきり言うと車がないとどこにも行けないのです。車はぜいたく品だという時代もありましたが、私たち地方に住む者にとって車は生活の必需品であります。したがって、道路は私たちの日常生活の生命線であると言っても過言ではありません。

朝夕の通勤ラッシュや行楽シーズンの交通渋滞の緩和、あるいは災害時の避難道路としても、道路整備は緊急の課題であり、極めて重要であります。幹線道路の拡幅や4車線化はもとより一般の生活道路に至るまで、道路の整備は地域住民の悲願であります。不用な道路などないのです。

最後に、海野市長に都市計画道路に対する今後の取り組みについて伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

一般的に都市計画道路の役割につきましては、都市内外の人や物を移動させるための交通空間としての役割、人が集い、語らい、そして子供が遊ぶといった日常生活空間の役割、日照、通風、採光、緑のスペース等、生活環境上の重要な空間としての役割、さらに、火災や

地震などの災害時には避難路としての役割や延焼を食いとめるための防火帯の役割なども担っております。また、まれにイベントやお祭りの会場としての役割も果たしております。

このように、都市計画道路の整備につきましては、計画的かつ総合的なまちづくりを進める上で大変重要な手だてだとされておりますが、本市の状況を見ますと整備率が約63%の状況でありますので、今後も、県の関係部署との連携を図りながら幹線道路網の整備に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） ありがとうございます。

関係部署への要望活動等をさらに進めていただきまして、一刻も早く幹線道路等が完成しますことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告2番、綿引孝光議員の質問を終わります。

◇ 筒井かよ子君

○議長（助川則夫君） 続いて、通告3番、筒井かよ子議員。

質問事項 1. 清水洞の上公園の今後の整備について。 2. 小児マル福の現状と今後について。 3. 市長の市政運営全般について。

筒井かよ子議員、登壇願います。

筒井議員。

〔1番 筒井かよ子君 登壇〕

○1番（筒井かよ子君） 議席番号1番、筒井かよ子でございます。

質問に先立ちまして、先日、テニス全米オープンでの錦織圭選手の決勝進出という大活躍がございました。若人の世界での活躍に大きな拍手を送ります。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、清水洞の上公園の今後の整備についてお伺いいたします。

「清水洞の上自然を守る会」の方々が日々その維持管理に努力しておりますこの公園は、自然環境の観察や生態系の把握などが十分に理解できるように、ありのままの姿を残しつつ、市民みんなが憩える公園を目指しております。小学生や中学生など学校単位で観賞していただくことも多く、大変うれしく思っております。ザリガニ釣りなどに大喜びをする子供たちも見受けられ、自然の中で五感を養っていただけるようにと願っております。

さらに、茨城大学の学生による生物、昆虫などの研究拠点にもなっており、学術的にも大変貴重な環境に数えられています。自然環境を考える「日独自然保護研究会」が出版しました「那珂市野外観察・自然体験ガイドブック」にも取り上げられ、その内容は多岐にわたっ

ております。

また、静かで自然景観が豊富であり、四季それぞれの季節が味わえる情緒豊かな公園は、写生会や俳句同好会の方々の吟行の場所としても大いに利用されており、幅広い年代の方が心のよりどころとしております。

まず、この清水洞の上公園の整備は1期、2期、3期というように期を区切って行われており、現在、1期工事は終了しております。そして、続く2期工事、3期工事も予定どおり確実に進めていただけることを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

2期工事の計画につきましては、平成26年度は事業実施に向けた測量、設計を行い、また27年度に用地買収、平成28年度に整備工事を予定してございます。

なお、議員お尋ねの3期工事につきましては、2期工事終了後に改めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） ところで、今年度の事業内容はどのようになっておりますか、お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

平成26年度の事業内容でございますが、8月に2期工事区域の外周確定のための境界測量業務を発注したところでございます。また、事業実施のための測量設計業務につきましては、10月発注に向けてその事務手続を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 確実に前に向かって進めていただいていることが確認できましたので、今後に期待してまいります。

さて、皆さんもごらんになったかと思いますが、さる6月末に、NHK茨城地上デジタル放送による「みんなでいばらナイト」という番組でこの清水洞の上公園からの中継放送があり、公園内が詳しく紹介されておりました。清水寺という歴史ある古刹があり、湧水があり、森林浴にも適した大変すばらしいところであり、地域の方々の熱心な努力によって保たれていることが紹介されておりました。

このとき集まった地元の方々は数百人を超え、この番組の中でも断トツだったそうです。那珂市民の中にも清水洞の上公園を知らない方も多く、放送後、何人かの方に、あの公園はどこにあるのかと聞かれた次第です。さらに、他の市町村の方々から、那珂市にはすばらしい公園がある、ぜひ行ってみたいねという問い合わせをいただきました。

その後、さる7月5日、ここでほたる観賞会が開催されました。このほたる観賞会は、今年で2年目になります。「清水洞の上自然を守る会」の会員が公園の整備に汗を流し、最近では余り見られなくなった蛍の繁殖に努め、年々その数もふえております。昨年は、初めての試みにもかかわらずこのほたる観賞会に1,000人の来場者がありました。そして、今年度は約1,200人の来場者があったそうです。といたしますのも、先ほど申し上げたNHK茨城地上デジタル放送の番組で取り上げられた宣伝効果と相まって、今年のほたる観賞会は大盛況となった次第であります。今や、清水洞の上公園は那珂市を代表する公園の一つになっていることは明白であります。

春の静峰公園の桜まつり、夏の清水洞の上公園のほたる観賞会、さらに、なかひまわりフェスティバル、秋の月見の会、そして早春の那珂のひなまつり、これが那珂市のイベントの流れであると私は確信しております。

そこで、このほたる観賞会を那珂市の観光協会の行事の一つとして掲載していただき、市内外に大いにアピールしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

ほたる観賞会につきましては、今年で2回目となりまして、来場者もふえているところでございます。また、議員おっしゃるとおり、NHKの放送もございまして遠方からも来ていただいております。今年のはたる観賞会には市観光協会が参加をいたしまして、「ナカマロちゃん」の出演や関連グッズの販売等を行ったところでございます。今後も、市観光協会のホームページへの掲載や事業後援等の応援等も積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 大変期待をいたしております。多分、蛍もきつと群れをなして元気よく飛んでくれることと思っております。

そこで、さらに駐車場の問題があります。現在、駐車場はありますが、小学生や中学生、幼稚園生など団体の来場者が増加するとともに大型バスの駐車場が必要になってきております。現在の駐車場には大型バスの進入が難しく、駐車をすることができず大変困っております。そのため、茨城短期大学の駐車場を借りたり、あるいは事前にバスの駐車ができないこととお話ししてお断りするケースも出てきてしまいます。

市内の小中学校、幼稚園、保育園などの来場はもとより、近隣市町村からの問い合わせもふえてきておりますので、大型バスの駐車スペースが重要な課題であります。市としてのお考えをお聞かせ願います。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、清水洞の上公園内または公民館駐車場におきましては、大型バスの駐車できるスペースは現在のところございません。また、現在は大型バスでの来園はそれほど多くないと伺っておりますので、これから実施いたします2期工事の計画設計の中で必要性も含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 2期工事の中でということでしたので、ぜひ前向きな検討を切にお願いいたします。

また、この公園の中には水道がないのです。湧水は豊富にあるのですが、水道がないために飲める水がありません。子供たちが来場した場合など、飲み水があると大変よいのです。いかがでしょうか。さらに、作業その他で使用する電気の容量拡充と電気料金の補助をお願いしたいと思いますが、市としてはいかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

公園への来園者のための水道及び電気の容量拡充等につきましては、公園を管理しております「清水洞の上自然を守る会」と、設置の時期を含めて必要性について協議をしてまいりたいと考えております。なお、作業小屋に係ります電気料金につきましては新年度から対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 電気料金につきましては新年度から対応したいというお答えでしたので、守る会の方たちも気持ちがぱっと明るくなったことと思います。よろしく願いいたします。

ところで、昨年の事業仕分けの際に仕分け人として那珂市を訪れました参議院議員の蓮舫議員も、清水洞の上公園に足を運ばれました。すばらしいとお褒めいただきましたが、一言、公園にマッチした作業小屋が必要ではないでしょうかとおっしゃったそうです。そうです、作業小屋が課題であります。もともとあの土地にあった物置小屋を利用しており、当面はそのまま使うということで使っておりましたが、かなり古びてまいりました。公園に似合った、例えばログハウスのような建物にしてはいかがかと思いますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

現在の休憩室を兼ねました作業小屋につきましては、平成21年当時、現地にありました物置を、「清水洞の上自然を守る会」と協議しまして、現在、守る会が改築をして使用しているところでございます。先ほど申しましたように、今後実施いたします2期工事の整備によ

りまして守る会に依頼いたします緑化管理の面積が拡大することになり、作業機械等の増加が見込まれますので、2期工事の計画設計の中でその設置場所や規模等について検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 2期工事の際には、検討課題がたくさんありますので、じっくりと協議の上よろしく願いいたします。

次に、来場者の増加とともに自家用車の数もおのずとふえてまいりました。そして、清水洞の上公園の少し先には那珂市の名誉市民である根本 正翁の生家があり、一般公開されております。ふるさとの暮らしの向上に尽力し、衆議院議員として未成年喫煙防止法の成立など多方面にわたって活躍された、郷土の偉大な先駆者であることはご存じのとおりであります。

このように、歴史的、文化的にも大変価値のあるエリアになっており、そちらまで足を延ばす方も多くいらっしゃいます。しかし、生活道路のため車の走行に大変苦勞をしております。清水洞の上公園を中心とした観光の活性化を考えた上でも、もう少し通行に便利な状態になることを願っております。既に申請は出されている道路であるということですので、整備を望みますが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

清水寺付近から小場江用水路までの市道8-0524号線の整備予定でございますが、平成14年度に幅員5.5メートルで事業採択がなされまして、その後、平成24年11月に、関係権利者の皆さんの同意書が添付されました整備申請書が提出をされてございます。これによりまして事業化に向けました手続は全て整っている状況にはございますが、現在、東木倉地内の県道那珂湊那珂線から小場江用水路までの間の市道7-06号線を昨年度から事業中でございますので、この路線の進捗状況を見ながら着手時期については決定させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 清水洞の上公園一帯のますますの発展のために着手時期の早期の検討をどうぞよろしく願いいたしまして、この項の質問を終わります。

続きまして、小児マル福の現状と今後についてお伺いいたします。

現在、那珂市では、ゼロ歳から小学6年生までが医療費が補助されるマル福の対象となっております。中学生の医療については入院費に限って適用されています。しかし、この那珂市の現状に対して他の市町村では中学校卒業まで適用されている自治体が多くあり、那珂市のように入院費のみというのは4自治体であります。さらに、中学生が対象外の自治体も10

自治体あるのも現状であります。この制度の県からの補助は小学校3年生までであり、そこに市独自で上乘せしての実施となり、市の負担は大きいと考えられます。

そこで、那珂市では既に茨城県に事業の予算の増額を申請しており、今年度10月から補助が拡大する見込みとなっているようです。これに伴う条例の改正案が今議会に提出されておりますが、あえて質問させていただきます。この要望の結果を受けて中学生までの対象は実現するのでしょうか。また、それにはどのくらいの方が新たに対象となるのでしょうか。それに伴い予算はどのくらい必要となるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、茨城県の小児マル福制度の対象者が、10月から、通院・外来が小学6年生まで、中学生が入院まで拡大になるということで、今定例会に改正条例を上程しております。またあわせて、市単独補助事業の拡大として、来年1月から中学生の通院・外来を支給対象に加える改正条例も上程しているところでございます。

茨城県の補助対象であれば医療費の半額が助成されますが、市の単独事業の場合は茨城県からの助成はありません。その分、市財政の持ち出しとなりますが、子育て世帯に対する負担軽減の面から、子育て支援策を充実させる一環として市単独の対象者拡大の条例改正を上程した次第でございます。

これらの小児マル福制度の拡大により新たに対象となる方は約1,100人であり、来年度の医療福祉費の予算で約1,300万円が増となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 約1,100人の方が新たに対象になるということは大変大きな意味があると思われまます。予算は増となることですが、今回、厳しい財政事情の中、市の単独事業として中学生の通院まで小児マル福制度の対象者を拡大されたことは、子育て支援策の推進を図る上で大変意義のあることだと理解しております。大変前向きな制度になりつつありますが、しかし、この制度には所得制限が設けられています。この所得制限により制度の対象とならない児童は約何割ぐらいおりますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

小児マル福制度の所得制限につきましては、子供の父または母の前年の所得が401万円以下の子供が該当となります。なお、扶養者が1人ふえるごとに所得限度額も30万円ずつ上がります。この所得制限は茨城県の医療福祉制度に準じているものでございますが、これにより本市において非該当となる子供は対象児童の約2割という状況になっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 約2割の方がマル福の対象外ということですね。子育て世代は、所得はあっても住宅ローンや教育資金にかかり、楽々というわけにはいかないと思います。同じ所得であっても、子育てが終わった世代とは比較にならないと思われます。そして、この年齢の子供は風邪を引きますし熱を出します。さらに、中耳炎になったり、けがをしたり、集団生活で病気になることも多く気が休まりません。安心して医療を受けさせたいものです。

そこで、私は、この所得制限の撤廃を要望します。平成26年4月1日現在、茨城県の全44市町村のうち32市町村で所得制限を撤廃しております。所得制限をしているのは12市町村しかありません。那珂市はこの中にあります。県内でもこれだけ多くの自治体が所得制限を撤廃している現状にありますことに鑑み、子育て支援が叫ばれている中、未来を担う子供たちが健やかな成長を遂げられますよう、そしてさらなる子育て支援策の充実のため、私が提案いたしますこの小児マル福の所得制限の撤廃を切にお願い申し上げ、この項の質問を終わります。

続きまして、市長の市政運営全般について質問いたします。

海野市長の体制になって、はや3年7カ月が過ぎようとしております。市政一新宣言のもと、「一人ひとりが輝くまち」を目指して、多くの市民の賛同を得て就任されました、就任後、間もなく東日本大震災に遭遇し、未曾有の状況に大変ご苦労されたこととお察しいたします。その復旧復興への取り組みもあわせ、市民はその未知の手腕に対して期待と監視の目を持って過ごしてまいりました。市民の関心は、那珂市がどのように変わるのか、どのように変わりつつあるのか、あるいは変らなかったほうがよかったのか、意見はさまざまであると思えます。

そこで、1期目があと5カ月となりましたところでいくつかの質問をさせていただきます。

まず、就任にあたっていくつかの公約を掲げておられましたが、これらの履行状況はいかかなものでしょうか、お願いいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） ただいま議員ご指摘のように、市長に就任以降3年7カ月が経過し、任期の残りも5カ月となりました。思い起こせば、就任直後の平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、那珂市におきましても甚大なる被害を受け、市役所に泊まり込み、災害復旧に昼夜奔走したことを鮮明に記憶しております。

災害復興を優先しながらも、選挙の際に公約しましたものにつきましては、市民の皆様とのお約束でありますので、実現に向け取り組んでまいりました。そのお約束した公約につきましては10項目ありましたが、そのうち9つの項目につきましては、議会のご理解、ご協力をいただきまして、おかげさまで実現したところでございます。

その中でも、事業仕分けにつきましては平成24年度、25年度に実施し、仕分け事業28事業のうち2事業を廃止、22事業を見直し改善を図ってまいりました。

また、窓口業務の日曜日開庁につきましては、平成23年9月から毎週日曜日に開庁し、住

民票や戸籍抄・謄本の交付など、市民課窓口業務を実施しております。利用者につきましても年々増加している状況でございます。

また、デマンド交通システムの導入につきましては、平成25年4月からデマンドタクシーを実証運行しているところでございます。交通弱者の方々の利便性の向上に努めてまいったところでございます。また、評判も大変いいというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 大方は実行されていらっしゃるんですが、さらに、公約したこと以外にも市民の意見を取り入れた事業で取り組まれたことはありましたでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 健全で開かれた市政運営には、市民との対話や意見交換が欠かすことができません。私が市長になってから、「市長と話そうふれあい座談会」というネーミングで市民の皆様のご意見を伺ってまいりました。また、事あるごとに市民の皆様との対話を大切にし、貴重なご意見、ご指摘を市政に反映させるべく関係部署に指示してまいりました。

特に、これは議員さんのほうから指摘がありました不妊治療につきましては、どうしても治療費が高額になってしまい治療に踏み切れないとのご意見から、負担軽減のため、平成24年4月から助成をしております。

また、死別や離別のみにも適用されていた寡婦控除を平成26年1月から未婚の親にも適用し、ひとり親家庭の支援を行っております。

さらに、平成24年4月から、24時間いつでも納税が可能となるコンビニ収納サービスを開始し、納税者の利便性の向上を図っております。

今後とも、私の信念であります市民顧客主義の実現のために、ご意見、ご指摘に対し真摯に取り組み、市民の皆様への市政への関心を高め、行政への市民参加を促進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） それでは、財政上、現在懸念されている点と、それに対する対応策をお聞きいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 財政運営上の懸念されている点は、市町村合併における国の特例措置である普通交付税に係る合併算定替えの特例が来年度から段階的に縮小され、5年後の平成32年度には終了となることとでございます。このことにより、影響額は今年度と比較して6億円を超えると見込まれております。現在の経済情勢から税収を含め歳入の大幅な伸びが期待できない中、扶助費の大幅な伸びなどの課題があり、非常に厳しい財政運営になりますが、できる限り皆様の要望に応じてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 市長は、茨城県内において、あるいは広く国内において、那珂市の位置づけはどのように考えておられますか。さらに、那珂市の今後の課題、方向性と相まって、その課題に向かうために2期目への出馬の意思をお伺いいたします。先ほど古川議員も質問しておりましたが、市民の関心も大でありますので、先ほどは古川議員は最後でちょっと時間が少なかったようですので、ここではもう少し明快なお答えを期待いたします。お願いいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

私は、「一人ひとりが輝くまち・未来に夢がもてるまち」をスローガンに、自立し、活力と魅力に満ちた「市民とともに創る豊かな生活文化都市」を目指し邁進してまいりました。そういった市政評価の指標の一つとして、東洋経済新報社が公的統計をもとに総合評価でランキングした「住みよさランキング2014」が本年6月に発表をされております。那珂市のランキングは、茨城県内3位、全国市の中でも791都市中、昨年59位でありましたが、本年43位に上がっております。私はもちろんのこと、職員にとりましても励みとなっております。引き続き、那珂市政が評価されるよう、第1次総合計画後期基本計画に沿って各分野の施策を着実に実行していくことが私の職務であるというふうに考えております。

また、2期目についてというご質問でございますが、先ほども古川議員のご質問にお答えしたとおりです。私としては、大震災と原子力事故の復旧と対応に昼夜を問わず奮闘してきた一方で、職員の意識改革にも取り組んでまいりました。私が市長に就任してからやる気の向上が見られてまいりましたが、まだ道半ば、職務に対する意識の改革はまだこれからといったところもございます。

さらに、那珂市飛躍のための地域振興や市民参画などの種をまき、芽が出始めたところでもあります。もう少しで実を結ぶものと考えております。したがって、健康であること、気力充実であること、知力も衰えないでいることなどが前提となりますが、市民生活の幸福の実現のために、引き続き市政運営のかじ取りを託していただけるならば、市民の審判を仰いだ上で市政を担ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 12時になりましたけれども、議事の都合上、延刻をいたします。ご協力をお願いいたします。

筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 2期目への出馬と市政継続への決意を確かにお聞きいたしました。気をもんでいた市民も多分すっきりされたことと思います。那珂市においても、少子高齢化の問題、女性の登用や、生活の基盤となる産業の振興や生活環境の問題等、課題は山積して

おります。かたい決意のもと、市民の大いなる厳しい審判を受けていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 傍聴者の方に申し上げます。議場内拍手は禁止されております。ご注意ください。

以上で、通告3番、筒井かよ子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（助川則夫君） 通告4番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 行財政改革について。2. 下水道及び生活道路整備状況について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔2番 寺門 厚君 登壇〕

○2番（寺門 厚君） 議席番号2番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

最初に、行財政改革についてでございます。

行財政改革については、平成17年合併後から行政改革として進められ、平成22年度からは第2次行政改革として、行政サービスの向上による市民福祉の向上を目指し改革が進められてきております。と同時に、平成20年度に財政危機に見舞われ、その危機を脱却すべく、財政運営の見直しと新たな仕組みづくりのために那珂市財政健全化プランが策定、実施されてきました。この那珂市財政健全化プランが後の第3次行財政改革大綱に引き継がれていきます。

ということで、初めに、財政健全化プランについてお聞きしてまいります。平成25年までの5年間の財政健全化プラン実施結果と今後について、那珂市の財政は何をもって不健全としたのか、なぜ不健全になったのか、不健全ではいけないのか、健全化の目的は何か、健全

化後はどうするのかについて伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

本来ですと行政改革推進室長が答弁するところですが、当時、この策定にかかわってありましたもので、私のほうで答弁をさせていただきます。

平成20年度当初予算編成後、財政調整基金残高が3億円を割ったということであります。これは那珂町の時代にもなかったことで、次年度以降、予算編成ができない状態に陥ったことから、市の行政運営のあり方を見直し、新しい行政運営の仕組みづくりを進める好機として、厳しい社会経済環境に対応した持続可能な自治体の形成に真摯に取り組んでいくため、財政健全化プランの策定に踏み切ったわけであります。

この原因は、国が進めてまいりました三位一体の改革によりまして、平成18年度、19年度の2年間で約7億円の普通地方交付税が削減され、平成19年度の普通地方交付税が予算割れをし、これが平成20年度の予算編成に影響を及ぼし、約11億円にも及ぶ財源不足が生じたことにより、急遽、基金を取り崩して予算編成をせざるを得ないことになったからであります。

当然、不健全でいいわけではなく、このまま放っておいたら基金が底をつき、市が進めているさまざまな施策が滞り、結果として市民の皆様にも多大なご迷惑をおかけすることになると考えたからであります。

このプランの目的ですが、基金繰入金を伴わない、収支バランスのとれた財政運営を図っていくということです。要するに、5年後に基金からの繰り入れをしないで予算編成をするという目標を決めて取り組んできたわけです。この結果、ご存じかと思いますが、財政調整基金は18億7,000万円まで積み増すことができましたし、地方債の残高も合併時から約20億円削減することができました。さらに、夕張市破綻以降に設定されました実質公債比率、将来負担比率などの健全化判断比率も大幅に改善をしたところでございます。

この5年間で危機的状況は脱しましたが、また平成27年度より地方交付税が合併算定替えにより大幅に削減されることから、また非常に厳しい財政運営を強いられる状況になるものと思っております。引き続き、第3次行財政改革の中で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ただいま成果についてはお伺いいたしました。そして、健全化後はどうするのかということについても、第3次の行財政改革に引き継いでいくということでございます。25年度で財政調整基金が18億7,000万円まで回復できたということは、夕張市の経営破綻の前に既に財政健全化プランをつくって、ここまで持ち返したということは、私も、財政課主導の施策と指導・管理のたまものというふうに評価をいたします。

しかしながら一方では、積み残した課題や集中的に取り組む課題も非常に多くあります。これらについても第3次の行財政改革大綱の中でやっていくと。加えて、先ほど部長からもお話がありましたように、合併算定替えに伴う大幅な財源の減少についても取り組んでいくということがわかりました。

では、その第3次行財政改革の大綱の取り組みと進捗状況についてですが、重点事項、自主性・自律性の高い財政運営の確保について焦点を絞ってお聞きします。

この項目については、実施すべき重点事項ということで、まずは自主財源の確保、経費の節減・合理化、補助金等の整理合理化推進、公債費の抑制、特別会計繰出金の抑制ということで、たくさん取り組むべき項目があります。

しかしながら、定性目標はあるんですけども、全て金額目標がありません。5年間で何をどれだけ改革していくのか。金額目標がなくて本当に改革ができるのでしょうか。これでもいいのでしょうか、伺います。

○議長（助川則夫君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（車田 豊君） お答え申し上げます。

ただいまの質問の中でこれでいいのでしょうかということですが、那珂市の行財政改革につきましても、第3次行財政改革大綱及び実施計画をもとに実施しているところでございます。なお、第3次行財政改革大綱実施計画は今年度の結果についてはまだ出ていないということです。

さて、議員のご指摘の数値目標でございますけれども、具体的に項目ごとの金額が明記されていないということではないかと思えます。しかし、行財政改革大綱の趣旨を職員が一人一人十分に理解し、項目ごとの目標に取り組んでいくことにより、進行管理も各年度ごとに、各項目ごとに適切に実施してまいります。

また、限られた財源の中で事務事業を実施するにあたって、毎年度、事務事業評価、さらに外部評価を行うことによりまして、それぞれの事務事業について見直しを行っております。

さらに、実施計画の中での位置づけをした上で予算編成に臨むという3段階の手続を踏んでおり、行財政改革大綱実施計画の中に金額的数値目標をあえて入れないということにより、柔軟な予算編成ができると考えてございます。そういうわけで数値目標を外したということでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 3次の行財政改革大綱がこれですけども、今申し上げました重点項目、経費節減等々ありますが、全て数値目標が入っておりません。通常、民間企業でいいますと、数値目標のない計画は当然組んでも絵に描いた餅で誰も成果を達成できないというのが、私は30年間企業にいましたけれども、それはもう経験則ではっきりしております。

この計画を、今、行財政改革推進室長は、皆さん職員の方が十分趣旨を理解されて取り

組んでいるから大丈夫という回答でございます。なおかつ、毎年、進捗管理もやっていくよと。数値目標のない進捗管理はどうやってやるんですか。定性目標だけでやるんでしょうか。

これは合併特例債で、金額は午前中の話で6億7,000万円ですか減額になるということで、大変な危機なわけですよ。これをどうやって手当てをしていくんだということになりますと、やっぱりこれが原資になるわけですよ。そうすると、これを絵に描いた餅に終らせないためにはきっちり数値目標を持ってやらなくてはいけないと思うんですけれども、各部課ごとに数値目標を書いたもの、行動計画書があるのであればお示しをさせていただいて、これと一緒に添付しておいていただければ、各部課がきっちりこれだけはやるんだというのを意思としてあらわした数字がその数値目標となると思いますので、我々が見てもではやるんだというのがはっきりわかるんですね。ですから、その行動計画書があるのであればぜひともお示しをさせていただきたいと思います。

ここで市長にお伺いしますけれども、こういう数値目標がない重要計画をどういうふうにお考えなのかお伺いします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

第3次行財政改革大綱は、現在の日本の自治体が抱える問題である人口減少、それから税源の枯渇、地方交付税の削減等を踏まえた計画でございます。今後起こり得るであろう事象に対応して財源の健全化を進めていく指針でございます。

具体的には、今、寺門議員がご指摘になったとおり、各種項目をきっちりと実施していくことが必要であります。ただし、さきに説明があったように、予算編成にあたっては、限られた財源を有効に使うため段階を踏んだ手続により慎重に行っており、ただいま行革室長が答弁したように、あえて数値目標を行財政改革大綱の実施計画に明示せず、柔軟に予算を編成することが必要ではないかというふうに考えております。しかしながら、実施計画の進捗管理はしっかりと行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） あえて柔軟な予算編成のためにこの実施計画には盛り込んでいませんというお答えですけれども、既に事業仕分けでこの2年間、その柔軟な思考というのは十分職員の皆さん方にはもう研修されたはずですよ。たとえこれに目標があっても、予算編成の邪魔には決してならないと思います。

そういうことと、それから進捗管理はしっかりやっていきますというお答えですけれども、これで本当に進捗管理ができるのかというのはちょっと疑問が残りますが、やっぱりこれからは結果管理ではなく目標管理型の経営体制へぜひ切りかえをお願いしたいと思います。当然、事業仕分けでそういう考え方はもう既に皆さん習得されたはずなので、ぜひ実行していただきたいと思います。

合併特例債の算定替えについてですが、先ほど歳入減については6億7,000万円ということで、減額された分の財源確保対策についてどのように講じていくのか伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

減額された分の財源確保対策でございますが、減額された分を税収でカバーできればよいとは思いますが、現在の社会経済情勢からは大幅な伸びは期待できないと考えております。そこで、市税や各種使用料等の徴収率の向上には引き続き努め、滞納額の圧縮に努力していきたいと思っております。大きく財源確保ができないとなれば、下水道事業特別会計等への繰出金とか普通建設事業費などの投資的経費に関連する歳出をある程度抑制していくことは避けられないのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 6億7,000万円カバーするということで、対応策は市税徴収及び使用料の徴収率の向上、加えて下水道や普通建設事業など投資的事業の歳出抑制ということだというお話ですけれども、財政の改革は本当に必要でございます。しかしながら、現実問題として、生活道路、砂利道、それから下水道もないインフラ未整備地区がまだこの那珂市内にはたくさんあります。これらの整備が遅々として進んでおりません。

これらを捨て置いて、では歳出抑制ということでもいいのかということになりますけれども、生活基盤の充実や市民福祉の向上に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるといのは地方自治の基本でございます。これはどこへ行ってしまうんですかね、インフラをやらないで。財源確保をやるというのも大変重要なことでございますけれども、ぜひとも自主財源の創造と確保策を改めてもう一度検討をいただきたいと思っております。

本市は、合併算定替え終了に伴う財政対策連絡協議会、これは全国合併都市241市が加入しておりますが、この協議会では、合併算定替え終了後、新たな財政支援措置を政府へ要望していると聞いております。今後どのように進展していくのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

新たな財政支援措置といたしまして、平成26年度から、合併団体の支所に係る経費が算定されるようになっております。また、合併により市町村の区域が拡大したことで増加が見込まれます消防とか保健福祉サービスの経費等につきましても、平成27年度以降、算定される方向で国が検討しているところがございますけれども、まだ詳しい具体的な内容は明らかになっておりません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 現状ではわからないということですね。

さる総務省の筋からいいますと4割ぐらいは残るのではないかという推測も、現在、なされております。しかしながら、やっぱりゼロになるということを覚悟していなければならないということになろうかと思えます。国の決定を期待したいところでございます。

合併算定替えの終了によりまして、先ほど来申し上げておりますが6.7億円減額、この減額分の手当てを改めて市長に伺います。この自主財源確保をどういうふうにやっていくんですか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

連絡協議会は那珂市も加入しておりまして、その席上、もうちょっと延ばしてくれとか手厚くしてくれという要望はいろいろしております。

合併算定替えの問題については、先ほど部長からも答弁がありましたように、税金を含め歳入の大幅な伸びが期待できないことから、今後厳しい財政運営が続くと考えておりますが、公約に掲げました企業誘致等あるいは今、出店を計画している大型販売店ですか、そういったものもなるべく早く実現して、自主財源確保の取り組みを続けていくことに加えまして、第3次行財政改革大綱における各種行財政改革の取り組みを着実に進めることで対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 行財政改革大綱計画の中できちっと確保していくというお話でございますね。ぜひとも頑張ってくださいと思います。

しかしながら、やっぱり本来完備しておくべきインフラ整備、この整備未完了の整備の費用まで削減されては困りますので、未整備地区については早急に整備をされるよう強く要望いたします。

次に、那珂市の健全な財政運営のために、今から述べます1から7項目について提案いたしますので、ぜひ取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

まず、第1番目ですけれども、公有財産の有効活用を図る。2番目、国の使える経済対策を全て活用していく。3番目、決算剰余金を活用して特別会計など高利率のものの繰上償還、臨時財政対策債の繰上償還及び借り入れの抑制を図る。4番目、減債基金、25年度は13億円あります。これを一部運用して、例えば長期国債を購入して利益を図っていくということをやってはどうか。5番目、これは要するにお金を使うほうでございましてけれども、先ほど言いましたようにインフラ整備をきっちりやっていただきたい。6番目、将来負担比率ゼロ、これは借金ゼロですね。早くこの目標を掲げていただきたい。取り組みをすべきではないか。7番目、財政健全化法に基づく自治体の経営健全化判断指標、公債費比率とか今申し上げました将来負担比率とかありますけれども、その指標以外に那珂市のわかりやすい指標をぜひともつくって、わかりやすい財政状況をお知らせいただきたいと思えます。

以上、7点についてちょっと提案いたしたいと思いますので、答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

まず1番目でございますが、公有財産の有効活用ということでございます。公有財産につきましては、これまで未活用の市有地について積極的に売却を行ってまいりました。この5年間で約2億5,000万円ほど売却してございます。そのため、資産価値のある売却可能な資産は今現在ほとんどなくなっている状況でございます。

2番目の国の経済対策の活用ということでございますが、国の経済対策につきましては今までも積極的に活用をしてまいりました。昨年、平成25年度も地域の元気臨時交付金を5億9,000万円活用いたしまして、道路、下水道、学校施設等の整備に約15億円を費やし取り組んできたところでございます。今後も引き続き積極的に活用をしてまいりたいと考えております。

3番目でございますが、繰上償還の件と臨時財政対策債の借り入れの抑制ということでございますが、高金利の繰上償還につきましては、昨年度、特定被災地方公共団体を対象とした繰上償還がございました。こういう特別な場合を除いて繰上償還は認められないことになっております。

それと、臨時財政対策債でございますが、これは地方交付税の振替というか肩がわりということで、地方の財源不足を補うものでありますので、借り入れを行わないということは財源不足がないというふうになされますので、優先してこの臨時財政対策債は借り入れる予定でございます。

次に、減債基金の一部について長期国債の運用はどうかということでございますが、基金の運用につきましては、基金取り崩しの見込みを勘案いたしまして、金融機関の定期預金など安定的な運用に努めているところでございますが、長期国債等の運用などにつきましては、今後リスクと利回りのバランスを見きわめながら実施していきたいというふう考えております。

そういったもろもろをやった上で下水道、生活道路のインフラ整備をしてほしいということでございますが、下水道や生活道路のインフラ整備につきましては、住民の要望が非常に強い部分でもありますので、できる限り進めていくつもりではございます。

しかし、特に下水道の整備につきましては、農業集落排水整備事業を含めてでございますけれども、平成25年度、この新規の整備に約18億円を費やしております、そのうち一般会計から約10億円を繰り出して手当てをしているところでございます。また、今まで借り入れた地方債の返済に当たる公債費が決算額の約4割を占めて、非常に厳しい経営状況になりつつあります。今後は、使用料等の見直しも視野に入れて事業を進めていかなければならない時期に来ているのかなと考えているところでございます。

6番目の将来負担比率ゼロ円への取り組みをすべきではないかということでございますけれども、将来負担比率というのは、主に地方債の残高などの将来的な負担額が標準財政規模に占める割合であらわされております。将来負担比率ゼロが目指すべき目標かという点については疑問があるところでございます。

といいますのも、市が借り入れているのは学校施設とか道路の整備等に係る建設地方債に限られております。財政上の原則の一つといたしまして、年度中の歳入は当該年度中の市民のために使用するという考えがございまして、この考えからしますと、仮に20年の耐用年数のある学校施設を年度の市税をもって整備した場合、翌年度以降、実際に使用する市民は整備費を負担していないということになります。これを回避するため、地方債を発行することで翌年度以降の市民も公債費という形で応分の負担をすることになり、世代間の公平な負担が図られることとなります。

地方債は、適正に管理した中で借り入れることが財政運営上必要なことでありますが、将来世代への負担の先送りでもありますので、慎重に地方債の発行を考えるべきでもあります。平成25年度の将来負担比率20.9%は適正な値であると認識をしているところでございます。

最後に、通常言われている健全化判断指標以外に那珂市独自のわかりやすい指標はないかということでございますけれども、どの自治体も同じ基準で算定されることで適正に比較し、本市の状態が判断できるものであるということから、この財政健全化法に基づく自治体の判断指標はそういった意味においては比較しやすい指標の一つであると考えております。

一方で、議員さんご指摘のように、財政に係る各種指標については算出方法など専門的な部分が多く、非常にわかりにくいということも十分認識しているところでございます。中でも比較的わかりやすい経常収支比率とか地方債残高、基金残高などについて、引き続き、できるだけわかりやすい表現で広報紙等により市民にお知らせできるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 7つの項目について今答弁をいただきましたけれども、私も、臨時財政対策債はある限りやっぱり有効に使うべきだというふうに考えております。ぜひとも活用をしていただきたいと思います。

それともう一点、自治体の経営状態をわかりやすくお知らせいただけるということなので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

財政といいますか那珂市の経営については、やっぱり自主財源確保、創造をもう一度改めてあらゆる分野で考えをめぐらせて、図っていただきたいと思います。

そして、財政の健全化を継続推進するとともに、逆に言いますと、財政が厳しい今だからこそ、もう一方では身の丈に合った行政サービスの提供をやって、市民福祉の向上をどうやって図っていくのかということもこの時期においては抜本的に見直しが必要だと思います。

で、こちらの見直しについても切に要望するものでございます。

最後につけ加えますけれども、インフラ整備はきちっとやっていただきたいということをお願いして、この項の質問を終わります。

続きまして、インフラ整備になりますけれども、下水道及び生活道路整備進捗状況について伺ってまいります。

那珂市の少子化は大変厳しく、人口減少にも歯どめがかからない状況でございます。小学校統合や農業後継者不足による耕作放棄地の増加、田畑の資産価値の低減など、多くの問題を抱えております。

私は調整区域に住んでおりますけれども、子供や孫たちに地元に戻ってこいと言っても、土地をやるから帰ってきなよと言いましても、道路が砂利道、下水道もないということでは嫌だねというふうに言われてしまいます。こういう状態における地域は那珂市にはまだまだたくさんあります。

やはり市民生活をする上では、インフラ整備はあって当たり前の話になりますので、この10年間で特に市街化調整区域と市街化区域では大幅な格差が出ております。納税者への行政サービスが特定の者だけに提供されていることになり、公平・平等であるはずの行政サービスから外れてしまうということになってしまい、納税者の不満が募るばかりでございます。この格差は早急に是正されなければなりません。

ということで、初めに下水道の整備状況について伺います。

公共下水道でございますが、昨年、一昨年と一般質問をしてまいりました。昨年は、市町村型合併浄化槽方式の採用について、公共下水道で未整備をやると、480億円もの高額な費用がかかるということがわかりました。整備期間の短縮のために、平成29年を待たずに、市町村型合併浄化槽方式等、この方式の採用の可否について市民アンケートによる市民意見を確認するよう提案をしました。

それに対する回答は、公共下水道区域指定変更や事業手法変更による受益者意向の調査と同意など、さまざまな課題の検証のため調査を開始しているということ、それから、県内での市町村型合併浄化槽を展開している他市町村の事例、資料を収集中であるという回答がございました。

では、その後どのような進展があったのか、平成25年度の公共下水道の整備状況について伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） お答えいたします。

公共下水道の平成25年度末の整備の進捗状況でございますけれども、全体計画面積3,257.8ヘクタールに対しまして、供用開始面積、これは整備面積ということになりますけれども、1,189ヘクタールとなりまして、整備率で申しますと36.5%の数値となっております。また、人口率で申しますと、整備した区域の供用開始区域内人口でございますが、2万

6,983人ほどおりまして、世帯数では1万1,826世帯、市の行政人口5万5,887人に対しまして、普及率であらわしますけれども、48.3%となっております。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ただいま整備率が25年度で36.5%ということで、全体計画からはまだまだ進行が遅いですね。これでいいますと、年間63ヘクタールずつ毎年進められるということになりますと、残り2,069ヘクタールでは、毎年聞いていますけれども、33年またかかってしまうと、やっぱりこれはまずい状況ですよ。早急に進展させてほしいものです。

それと、今進められている工事ですけれども、資材、材料、人件費はもう相当高騰していると。特に東京オリンピック需要ももう既に始まっておりますので、専門業者、技術者の不足が発生していると聞いております。工事進行、原材料費等の確保はできているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） お答えいたします。

現在行われております整備工事等における人材及び材料の確保につきましては、人件費、土木資材、原材料とも震災前に比べますと2割程度上がっております。

しかしながら、那珂市の工事発注に際しましては、今のところ不調になった工事は生じていないということから、県北地域においては、今のところ工事の支障は生じていないというふうに考えているところでございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 現在のところ、材料、人件費の高騰はあるけれども、不調工事はないということはわかりました。今後は十分、工事おくれのないよう注意をしていただきたいと思います。

次に、那珂市も高齢化や少子化で跡継ぎがないということで、公共下水道工事、公共部分が終わっても自宅から公共下水管へのつなぎ込みがされないケースがふえているというふう聞いています。未接続者はどれぐらいいるのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） 現在、公共下水道の工事については、計画にのっとり粛々と進めて供用開始できる面積をふやしているところでございますけれども、接続可能になりましたも公共下水道への接続はまだ先になるというようなお話を聞いております。

そのような未接続者でございますけれども、平成25年度末で戸数でいいますと517戸、人数でいいますと1,441人という数字になっております。また、逆にあらわした接続率でございますけれども、94.7%という数字になっております。今後も、引き続きこの数字より向上できるように進めていきたいということで考えております。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 25年度末で517戸のつなぎ込みがないということで、やっぱり件数と

しては多いですね。これでいきますと、使用料が徴収できないということになると経営をさらに悪化させるということになりますので、ぜひとも対策を講じて、未接続者がないようにしっかりとフォローをしていただきたいと思います。

それでは次に、整備がまだ終わっていないところについて。25年度で終わっていないところについては2,069ヘクタールあるんですけども、平成34年度以降、どこが未整備地域になって残るのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（櫻村悦雄君） お答えいたします。

現在進めております、議員ご存じのように第1次整備優先地区でございますけれども、今の計画では平成33年度までに完了すべく進めているところでございます。第1次整備優先地区が完了しますと1,811.5ヘクタール、整備率で、これは全体面積に対しまして55.6%となる予定でございます。

先ほどのご質問の内容であります未整備地区でございますけれども、面積で申しますと1,446.3ヘクタール、地区名で申しますと、ちょっと細かくなりますけれども、旧那珂町で額田北郷の一部、本米崎の一部、後台の一部、中台、福田の一部、東木倉、豊喰、飯田、戸の一部、門部の一部、そして旧瓜連町で申しますと、鹿島の一部、中里の一部、静となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 今、回答をいただきましたけれども、平成34年度以降1,446ヘクタール未整備が残るということで、そこからさらに進めていくわけですから、またまた二十数年かかってしまうというわけになるわけですね。

地域によっては、同じ地域内でもう既に使用開始になった地区もあります。そういう地区では、何であそこだけ先にやるんだということで不公平感が出ています。さらに、この地域は生活道路も未整備で、いまだに砂利道のところも多い地区でございます。加えて、下水道経営資金の一部を一般会計から繰り出して、25年度でいいますと5億4,000万円入れています。これも税金を使われていますので、まだ下水道を使っていない人にとっては実に不公平感があるということが言えます。

そこで伺いますが、残る下水道未整備地区の整備計画はできているのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（櫻村悦雄君） 最初に、今現在行っている区域でございますけれども、平成22年度に策定されました第1次整備優先地区を計画に沿って整備を進めております。整備地区はⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期という3期に分けまして、現在施行していますのはⅠ期地区を主に整備しております。Ⅱ期地区につきましては、平成25年度に事業認可をとりまして平成30年度の完了を目標とし、またⅢ期地区につきましては、平成30年度に事業の認可を取得し、

33年度ごろに完了の予定で進めるという計画になっております。

ご指摘の未整備地区の計画につきましては、平成28年度に全体計画の見直しを行った後、平成30年度に未整備地区の中で第2次整備優先地区の選定を行う予定となっております。公共下水道事業審議会の中で決定されることになると考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 全体計画の見直しを平成28年度にやるということで、これは1年早まったわけで大変いいことだと思います。

しかしながら、平成34年度から向こう10年間の計画がそのときになされると、最終的にはその残りがまだまだたくさんあるわけで、それはもう未計画のままということになるわけですね。その時期がいつになるかわからないという話はもうやめにしましょうよ。いつ聞いてもわかりませんで、もう本当にやめてほしいですね。市民の方は納得できません。

そういうことで、私は24年から、市町村型合併浄化槽方式を取り入れて早くやってくれというふうに言っておりますけれども、昨年はその状況を調査するというで伺っていますので、その調査がどういう状況になっているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） お答えいたします。

市町村型合併浄化槽の調査の進捗でございますけれども、近隣の市町村の状況、制度等の調査を前年度に行いました。整備の対象地域や設置及び維持管理等の費用負担等を調査し、そのうち2市、常陸太田市と桜川市になりますけれども、この自治体につきましては、より詳細な内容を直接聞き取るということを行っております。

聞き取りをした結果、整備費が安く工期も短くて済むため事業効果の発現が早いというメリットもあるというお話がありましたが、反面、住宅の規模を変更した場合の改修費、管理基数の増加による管理事務の人件費等のコスト増大、また処理水の放流先の流末確保、流末下水の水路管理者の同意、また周辺地権者の理解の取得など、問題ももろもろあるということでございました。施設の維持管理費の面からも割高になり、総合的に判断して余り思わしくないと感じたところでございます。

今後は、調査の内容を全体計画見直しの業務の資料としまして、事業手法変更の検討の際に活用していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 常陸太田市や桜川市ということで近隣市町村を調査されたということですが、ぜひとも県外でもひとつ、これは秋田県大仙市というところですが、ここは約2,900世帯ですね、既に区域変更をして、これは当然市民アンケートもやって進めておられます。この地区もぜひ参考にさせていただきたいと思います。そういうことを調査をした

上で、市民の納得のいく方式での整備が進展するようきちっと調査検討をしていただきたいと思えます。

いろいろ今まで述べてきましたけれども、いつになるかわからないという話は本当にやめにしていただいて、未整備地区の早期整備促進のために、公共下水道整備区域を区域変更して市町村型合併浄化槽区域へと見直しを早急に検討して、区域変更をするべきではないのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） お答えいたします。

市において公共下水道整備区域の見直しを行う場合がございますけれども、県において作成しております「生活排水ベストプラン」の改定を行います。この「生活排水ベストプラン」の改定の際には、各市町村が地域の状況に合わせて整備計画を策定し、県が取りまとめを行うということになっております。

現在、市では、27年度までにまとめるために、今年度、既に全体計画見直しの委託業務を発注しております。整備区域の見直しの準備に着手しているというところでございます。

この整備区域の見直しをするために実際にどのような内容の検証などをするかということでございますけれども、まずは今後の公共下水道事業の収支計画の推移等、また、議員ご指摘にありますように、市町村設置型合併浄化槽による整備を含めた各事業手法の経済比較等を行いまして、実現可能な事業手法の選択をしなければならないと考えております。

また、関係機関等との協議などがございますが、前年度ご質問のときに29年度ということでお答えしていたかと思えますけれども、1年ほど早まりまして、平成28年度の公共下水道事業審議会に諮りたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 28年度と言わずにスピードを持って早目に調査検討をいただき、市民にとってよりよい選択ができるよう進めていただきたいと思えます。

最後の質問ですが、総務部長からも出ましたように一般財源からの繰入金の問題と、あと公債残高、下水道事業としての経営についてですけれども、昨年の事業仕分けで要改善の判定を受け計画を見直すと、経営改善に取り組むというふうに回答をされています。平成25年度も、農集と合わせると一般財源から7億6,000万円ぐらい入っています。下水道事業債も104億円、農集で39億円と、140億円を超えてこれはもう一般会計とほとんど変わらないですよ、一般会計も180億円近くありますので。非常に経営は厳しいと思えます。

やっぱり下水道事業は独立採算でございますので、今後どうやってその自立経営をしているのか、どのような手を打っていくのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） お答えいたします。

公共下水道の財源につきましては、国からの交付金、事業債、一般財源からの繰入金、そして受益者からの使用料等で賄っておるところでございます。今後、財源が不足するということが想定されますので、今後も引き続き事務の効率化、コスト削減を図り歳出を抑えるとともに、使用料等の収納率の向上または接続率の向上によって使用料等の収入を確保するなどの改善をまずは行いたい、それで財源の確保に努力してまいりたいと考えております。

その上で、どうしてもやはり自主財源の確保が厳しいといった場合におきましては、使用料等の改定というものも考えざるを得ないというふうになるのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） コスト削減を図って、さらには最終的にいいますと使用料の値上げ、受益者負担金の見直しということで対策をやっていくということでございますけれども、それで本当に自主経営が成り立つのかどうかやっぱりちょっと疑問になりますので、下水道事業全体を含め生活排水処理事業の抜本的な見直しを切にお願いしまして、下水道整備進捗状況についての質問を終わります。

次に、生活道路の整備状況について伺います。

生活道路については、市道の整備ということになりますけれども、現状はどのような申請経路で、誰がどのように審査をして整備道路を決定しているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

市道整備の申請手順でございますが、まず自治会から申請予定路線につきまして事前のご相談がございます。このときに整備手法や手続等につきましてご説明をしております。その後、自治会長さんと代表者の連名によりまして道路整備事前協議書を提出していただき、狭あい道路整備審査会において現地を確認の上、採択の有無が決定されてございます。採択されました路線につきましては、申請者と関係権利者へ採択結果と同意書が郵送されまして、申請人の方が関係権利者の同意書を添付いたしました市道拡幅整備申請書を市のほうへ提出いただきまして、これをもって整備に向けた手続が完了という手順になってございます。

次に、誰がどのような基準で決定しているかというご質問でございますが、自治会から申請されました整備基準道路、狭隘道路、現道舗装等の路線につきましては、副市長と7名の部長によって構成されております狭あい道路整備審査会におきまして、採択、不採択の決定がなされております。

採択の基準でございますが、申請されました路線が日ごろより生活道路として使用されているかどうか、こういったところが大きな判断材料となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 自治会からの申請で、狭あい道路整備審査会にて審査決定がされると

いうことはよくわかりました。かつ現場確認ということで現場へ行って、きちんと見ているということもわかりました。採択の基準は、日ごろ生活道路として使われているかどうか採択の基準ということだということもわかりました。今後も、しっかりと確認をして公平な審査をしていただきたいと思います。

時間の関係上、ちょっとはしょって質問させていただきます。

私は、25年度の産業建設委員会でも要望しておりますが、市道の未整備について、市道の未整備マップを作成していただきたいというふうにお願いしておりますけれども、作成されているのかどうか伺います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

市道の未整備のマップはまだ作成ができていない状況でございます。このマップの作成につきましては、現在、土木課で管理しています道路管理台帳システムの中にあるデータがございますので、これらを活用しまして、このデータの中では個別に見ることはできるんですけども、これを参考にしながら地区ごとのマップを作成いたしまして、道路整備計画の協議の場に出していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ぜひとも早急に作成をお願いしたいと思います。

次に、未整備地区の今度は整備計画は作成されているのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

まず、市の道路でございますけれども、1級幹線道路及び2級幹線道路につきましては市のほうが主導的に整備計画を策定してございます。そのほかの生活道路につきましては、道路幅員5.5メートル、両側側溝で整備することを原則としておりますので、未整備路線の整備計画のほうは作成してございません。

また、関係権利者の同意状況でございますとか現況工作物等の立地状況等によりましては、道路幅員4メートル、片側側溝の狭隘道路整備を選択することも可能となっております。

さらに、平成24年度からは道路幅員2.5メートル以上、無償借地が条件となりますが、現道舗装での整備も可能となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 1級及び2級幹線道路については計画作成はありということですが、それ以外の生活道路については、5.5メートルの両側側溝、4メートルの片側側溝、あと現道整備と3種類あるということで、自治会からの申請方式でもあって非常にその作成が難しいということですが、ぜひともつくっていただきたいと思います。いつこの地が

残っているんだというのはそれがあればわかると思いますので、予算上の算段もできると思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、今後、市道整備をどのように進めていくのかお伺いします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

今後の道路整備の進め方でございますが、これまでどおり、自治会からの申請方式によって事業のほうは進めていきたいと考えてございます。ただ、事業の申請から着工までの手続をよりスムーズに進捗させるためには関係権利者の理解と協力等が必要になりますので、事業説明会の小まめな開催であったり、同意書の取得に対する市の協力体制など、これまで以上に市のバックアップ体制を強化していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 道路整備の進め方ですけれども、市のフォローアップはこれまで以上に強化をしていただければというふうに思います。方式は、従来どおり自治会からの申請方式で進めていくということでございますが、スムーズな事業申請から着手までを、道路整備進捗委員会、これは仮称ですけれども、こういう委員会をつくって各自治会と打ち合わせをしながら進捗管理をしていってはどうか、これについてもぜひ検討をお願いしたいと思います。回答につきましては後日で結構でございます。

那珂市の交流人口、定住者増のためにも、子育てしやすいまち、長寿のまち那珂市、住みやすいまち那珂市を名実ともに築くためにも、インフラ未整備、特に下水道、生活道路の未整備地区ですね、この地域の早急なる整備完了を進めていただきますよう切にお願いいたします。私の一般質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告4番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時15分とします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

◇ 石 川 利 秋 君

○議長（助川則夫君） 通告5番、石川利秋議員。

質問事項 1. 道路行政について。

石川利秋議員、登壇願います。

石川議員。

[19番 石川利秋君 登壇]

○19番（石川利秋君） 議席番号19番、石川利秋でございます。

通告に従いまして道路行政について一般質問を行います。

まず最初に、市道7-07号線歩道整備について伺います。

市道7-07号線については、平成11年第3回定例会において、下野茨野線はJR下菅谷駅前の旧国道349号線と県道那珂湊那珂線を通り、国道118号線を結ぶアクセス道路であり、また、市道7号線沿線には那珂一中や水農等があり、交通量の増加に伴った交通事故等が発生しているので、歩道整備について土木課長に伺ったところ、課長は、幹線道路でもあり、また通学路でもあるので、歩行者の安全確保のために今後努力してまいりますと答弁された。その後、平成14年度に現地測量調査が実施され、平成15年度に計測・測量、設計等の予算措置が行われております。

しかし、歩道整備が行われないので、平成21年第1回定例会及び第4回定例会において再度質問した。建設部長は、歩道整備に向けて関係機関及び地権者と協議を継続してまいりますと答弁されました。さらに、23年第3回定例会及び24年第4回定例会においても歩道整備の要望をしたが、建設部長は、当時の測量資料をもとに再度現地調査を行い、再確認の準備をしているさなか、震災が発生して処理が中断し現在に至っていると答弁された。

歩道整備については、地元の要望から約15年が経過しております。

それでは、ここで現地調査及び再確認の結果等についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

那珂一中入り口付近から旧349号線までの市道7-07号線の歩道整備につきましては、これまで事業化に向けた測量業務委託を発注いたしまして境界確認作業を進めてきたところでございます。議員もご承知のとおり、ほ場整備の区域界や民地界におきまして公図と現地との間にずれが生じておりますため、境界同意を得ることができない状況にございます。

現在の進捗状況でございますが、ほ場整備時の換地計画に関する懸案につきまして、解決に向けました条件等の協議を関係者と進めることができましたので、その前提となります測量作業を現在準備しているところでございます。この結果をもとにさらなる調整を行いまして、早期の境界確定に努めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 私は、市道7号線におけるほ場整備の区域界について、那珂川統合土地改良区と協議するよう何回となく提言してきたが、いつも答弁は同じであります。

それでは資料1をごらんください。

平成24年第4回定例会において、境界問題解決についての質問に対し、再確認し対応したいといつものように答弁された。その後、平成25年6月4日に、「一般質問答弁における協議、検討の経過又は結果報告書」が私のところに送付された。経過報告によると、25年5月に現地調査をもとに法務局と協議し、方向性が確認されたため、問題解決に向けて進めますとの報告書をいただいております。

それでは、問題解決についてどのような取り組みをされたのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

ただいま議員からご指摘がありましたとおり、法務局との協議によりまして地図訂正、地積更正の方向性が確認されましたので、地図訂正に向けた懸案事項の解消のため、調査や協議を行ってきたところでございます。

具体的には、那珂川統合土地改良区に出向きまして、ほ場整備の関係資料や換地図の調査を行いまして、さらに関係権利者への説明、調整等について改良区の担当の方に出向くようお願いをしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 歩道の整備については、地元の要望から約15年が経過しており、市の対応が不十分であります。また、未整備区間は那珂一中から旧349号国道までの総延長はわずか180メートルであり、さらに道路幅員についても、約10メートルあるので用地買収の必要もございません。歩道整備は市民生活に直結する問題であります。問題を曖昧にすることがあってはならない。問題点は速やかに是正をしていただきたいと思っております。

本市には多くの危険箇所が残されております。さらに、平成23年第3回定例会及び平成24年第4回定例会においても同じ答弁でございますけれども、この歩道については多くの危険箇所が残されており、また一日も早く児童・生徒が安心して通学できるよう対策が必要であります。

また、この歩道については、障害者や高齢者など地域の生活者の安全確保につながるものであり、安全・安心な生活環境を整えるというまさに行政の最優先課題であります。待ったなしの課題に総力で取り組み、具体的な成果を上げなければならないと思っておりますが、いかがなものかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

議員ご指摘の歩道整備につきましては、これまでもご答弁をしておりますが、整備する方針は定まっております。現在、境界立ち会いや地図訂正等の懸案事項に向けて取り組んでおりますので、これらが解決され次第、事業化に向けまして対応していきたいと考えて

ございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） ぜひよろしく願いいたします。

次に、旧国道349号下菅谷地区の並木敷について伺います。

平成23年第3回定例会において、旧国道は県の財産である並木敷があり、用地取得の必要もなく、並木敷を有効活用して歩道整備を図り事故防止対策に取り組むべきと提言したが、建設部長は、下菅谷並木敷を有効活用としての歩道整備は、通学路でもあることから市としても要望していきたいと答弁されました。

しかし、木崎小学校及び菅谷西小学校の歩道整備については防災安全交付金事業で歩道整備をし、また那珂二中、芳野小、菅谷東小については路側帯カラー化を実施したが、旧国道の並木敷については歩道整備の要望をされておられませんでした。なぜ要望したいと答弁されたのにもかかわらず要望されなかったのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

旧国道349号線の並木敷を活用いたしました歩道整備につきましては、口頭で大宮土木事務所の方に打診したことがございます。防災安全交付金事業という補助がございまして、これは通学路緊急合同点検会におきまして特定された要対策箇所で、かつすぐに整備可能と判断された箇所が優先して事業化されているというふうに聞いてございます。

さらに、本路線につきましては、並木敷内の補償対象物件の対応等の問題もあることから、この交付金事業を活用した整備は難しいとの見解を伺っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 防災安全交付金事業のことでございますが、それでは資料2をごらんいただきたいと思えます。

「平成26年度『県政要望書』に係る対応状況」によると、「要望事項」に、「登下校中の児童・生徒の安全確保を図るため、歩道の設置及び交差点改良など必要な対策を講じること」、また「日常不便をきたしている生活道路を整備すること」と示されており、「対応状況」には、「緊急性の高い通学路及び交通危険箇所のうち、市町村の要望が強く、用地の協力が得られ、短期間で事業効果が図れる箇所を重点的に整備し、安全性の確保や利便性の向上を図る。」とあり、安心安全な生活道路整備事業として、事業期間は平成23年度から平成27年度まで継続すると。また、全体事業費は約190億円、整備目標は35キロメートルの歩道整備であります。

また、安心安全な生活道路整備市町村補助については、対象事業は通学路の歩道整備等、事業期間は平成23年度から25年度、全体事業費は5億2,000万円であり、私は、これらの事

業費を活用すべきではないかと提言したのであります。

さらに、県は先月27日、今年度の一般会計に95億円を追加する9月補正予算を公表しております。県によると、高速道路整備の負担金として64億円、また通学路の安全対策に1億5,000万円を盛り込んでおります。これらの補助事業を活用して歩道整備を行うべきではないかと思いますが、いかがなものかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

議員ご提案の補助事業でございますが、こちらの補助は工事費のみが対象となっております。この補助の対象の条件といたしましては、小中学校からおおむね2キロメートル以内の通学路における歩道整備であること、また全体事業費が3,000万円以上であることなどが設定されてございます。

今回の並木敷の歩道整備を実施するときにこのような採択条件をクリアすることができるのであれば、当然のことながら活用をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 次に、平成25年第1回定例会においても、再度、並木敷を有効活用した歩道整備を提言したが、建設部長は、下菅谷駅や那珂一中周辺の道路であるので歩道の整備は必要であると考えており、事業実施に向けて並木敷の財産所管、官民境界、補償物件等の事前調査等が必要となることから、県の大宮土木事務所と調整を図りながら対応していきたいと答弁された。

それでは、大宮土木事務所とどのような調整をされたのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

並木敷の所管区分につきましては、現在、本市のほうで関東財務局水戸財務事務所に照会をしているところでございます。

また、官民境界杭の設置の状況につきましては、現地には杭が少し存在していますけれども、所管区分がまだはっきりしていないため、大宮土木事務所のほうではそのデータのほうは持ち合せていないとの回答を得ております。

今後、並木敷の所管区分の確認が判明次第、境界立ち会いの署名や境界杭の設置等をお願いしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） ただいまの答弁によると並木敷の官民境界杭が打設されていないとのごことでございますけれども、現場には官民境界杭は打設されております。関東財務局や大宮土木事務所等に報告していただき、市は歩道整備について積極的に推進すべきだと思いま

すが、いかがなものかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

旧国道349号線の並木敷を活用いたしました歩道整備につきましては、ただいまご答弁いたしましたとおり、官有地の所管区分、境界立ち会い、補償物件の取り扱いなどの確認作業が事業化への前提条件となります。まずはこれらの諸条件を早急に精査していきたいと考えてございます。

また、歩道整備箇所の並木敷が県道と市道とにまたがってございます。このような条件でございますので、今後、具体的な整備手法につきましても県と調整を行っていききたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 積極的な取り組みをお願いいたします。

次に、法定外公共物の有効活用について伺います。

法定外公共物については、平成11年3月定例会から平成22年第4回定例会まで5回ほど質問しておりますが、いくつかの問題が解決されておられません。

法定外公共物は、平成12年4月1日に地方分権推進計画に基づく地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、地方分権一括法が施行され、里道・水路等の法定外公共物のうち、機能を有しているものについては市町村に贈与し無償譲渡ができることになりました。また、財産等については、第三者に売却したときの対価は市町村の収入となります。以上が無償譲渡の主な特色であります。

そこで、私は、里道・水路・ため池等について、町の財源の一環とすべく、法定外公共物を全面的に無償譲渡を受けざるべきではないかと提言した。

その後、平成17年第4回定例会において、里道・水路・ため池等の譲与状況を伺ったところ、里道については1万40カ所、水路・ため池等については5,763カ所、合計で1万5,803カ所との答弁がございました。

このような中、那珂一中東側の用悪水路について、耕作者からは水路を埋め立てて道路を拡幅できないかとの要望があり、また、用悪水路の西側の住民からも、悪臭及び雑木や雑草により蚊が大量発生しているため用悪水路埋め立ての要望があり、那珂川統合土地改良区に相談したところ、用悪水路は、那珂中部土地改良区が平成17年から18年にかけて、国の補助事業として3,010万9,500円でポンプ場と圧送管工事を行い、後台ために水を送っているため、用悪水路としての機能は有していないので、埋め立てることは問題ないとの回答でした。

ここで伺います。

無償譲渡の特色によると、市町村の判断で水路等を埋めてまちづくりが行える、さらに機

能の判断は市町村の判断が最大限尊重されると。そこで、用悪水路についての耕作者や地域住民等からの要望については、市民生活に直結する問題でありますので、機能を管理している担当課に本市の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

議員ご質問の箇所につきましては、用悪水路になりますが過去におきまして、那珂川統合土地改良区にて水を補完するために用水路として使用した時期もございました。現在は別形態にて水を補完しており、改良区では使用しておりませんが、ほ場整備事業により整備した水路ですので、地形的なことから排水としての機能を有している状況でございます。

議員ご指摘の水の滞留によりまして蚊が大量に発生しているとのことですので、水路としての機能に支障がないよう調査をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 耕作者の要望は、狭隘道路のため農作業に支障を来しており、用悪水路を埋め立て道路拡幅を願うものであり、また本年1月25日に散歩中の方が用悪水路に転落したが、幸いに転落した近くの住宅で公共下水道工事をしていた作業員が転落に気づき、水路に飛び込み救出し一命を取りとめました。

このような事故も発生しておりますので、道路拡幅やできれば待避所を数カ所整備し、また雑木の伐採や雑草の除草等、さらに転落防止用の対策を講じるなど、有効な方策の整備が急務であるとするが、いかがなものかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えいたします。

那珂一中東側の耕作道路と排水路につきましては、先ほど申しましたとおり、ほ場整備事業により整備されたものでございますけれども、先ほど議員ご指摘のように、安全基準に照らして対応してまいりたいと思います。また、雑木等につきましては、通作や水路の機能に支障がないよう対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） ぜひよろしく願いいたします。

次に、都市計画道路上菅谷下菅谷線について伺います。

上菅谷下菅谷線は、平成2年11月15日に都市計画決定され、当時、町は平成3年に菅谷ふれあい街道の整備について、起点は孫目線のひばりヶ丘から終点は下菅谷停車場線までの総延長2,450メートルを整備すると、また県事業として、ひばりヶ丘から湊街道入り口の網野歯科までの約1,600メートルを、さらに町事業として、網野歯科からかわねやまでの約300メートルを、また下菅谷土地区画整理事業により、かわねやから下菅谷停車場線までの

約550メートルを整備すると説明されました。

また、ふれあい街道の整備概要によりますと、旧国道349号沿道地区は那珂地区のかなめとして古くから栄えてきた。しかし、国道349号バイパスの整備により郊外に大規模店舗が立地されたことから往年のにぎわいを失いました。そこで、上菅谷下菅谷線を整備し、地区の交通条件を改善すると同時に商店街の中心軸にふさわしい道路整備を行ったのであります。

しかし、第1工区である上菅谷駅入り口から旧役場跡地までの約600メートルについて総事業費約35億円で整備しましたが、事業に伴って店舗や事業所等が減少したので、平成12年第1回定例会において質問したところ、都市計画課長は、商店が当初28店舗あったが10店舗減少し18店舗になり、事業所については、41ございましたが25事業所となり、約4割の減少になったと答弁されました。

それでは、第2工区である旧役場跡から中菅谷駅入り口まで総事業費13億7,400万円で整備されたが、店舗や事業所等がふえたのか、投資効果についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

旧役場跡から中菅谷駅入り口までの間の店舗や事業所数の数でございますが、事業前に店舗が8件、事業所が1件ございました。現在は、店舗が4件、事業所が2件営業してございます。

また、投資効果についてでございますが、9件から6件と減少ということでございますので、商業系の土地利用の観点からは、現在のところ、整備効果はあらわれていないように感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 次に、ひばりヶ丘交差点部と網野歯科までの県事業である整備計画についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

上菅谷下菅谷線につきましては、現在、県事業によりまして中菅谷駅入り口付近を施工中でございまして、今月末には完成と伺ってございます。これによりまして宮の池公園前から中菅谷駅入り口までの1,320メートルが完成することになります。残事業となりますひばりヶ丘交差点から宮の池公園前までの間と、中菅谷駅入り口から網野歯科までの間につきましては、引き続き県事業で進めていただけるよう県の関係部署へ要望活動を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 県事業が完了しないと那珂市の事業は工事に入れませんので、ぜひ

よろしく願いいたしたいと思います。

次に、市が行う整備事業について、本来は県事業の場合、旧国道の両側を4メートルずつ8メートルの用地買収をしておりますので移転補償費等が高額になりますが、市事業については、網野歯科から清水整形までの旧国道の東側を8メートル買収することに変更されたことは、事業費の削減になりますので評価をいたします。

そこで、市事業である網野歯科から下菅谷停車場線までの区間については、県事業の南下する進捗状況に合わせて整備すると以前に答弁をいただいておりますが、ふれあい街道の整備概要に、下菅谷駅前に那珂町の副次的な交通拠点として新たに駅前広場を整備し、さらに駅周辺地区に地区的な商業機能の集積を図りますと示されております。また、下菅谷停車場線も整備されておりますので、清水整形から下菅谷停車場線に接続する整備事業を優先し、商業機能の集積を図るべきではないかというふうに考えておるわけですが、いかがなものかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

議員ご提案の区間の優先的な整備につきましては、現在、県事業で行っております上菅谷下菅谷線の進捗状況、また、現在、下菅谷地区の中で行っておりますまちづくり事業において整備が進んでおります下菅谷停車場線の進捗状況を見ながら、また事業の一体性、事業効果等を検証した上で、今後、計画のほうをしまいにしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） まちづくり等と協議しながら、できれば優先して下菅谷停車場線に接続できるような、また、投資効果の出る事業を行っていただきたいと思います。

次に、県北地域高規格道路の整備計画について伺います。

平成10年9月議会において地域高規格道路について報告をいただきましたが、その後、15年ほど議会に情報提供がありませんでしたが、昨年6月の新聞報道によりますと、県北地域の活性化に向けて、自動車専用道路の整備を目指す県北地域高規格道路整備促進期成同盟会と関係市町村長による初めての意見交換会が、6月3日に那珂市役所で開催された。

整備構想によれば、道路形態は新4号国道やあぶくま高原道路をイメージ、今後は、両団体で話を詰めた後、隣県との会合、国の要望活動などを展開していきたいと。また、ルートは、北関東自動車道から東海村と那珂市を経由、常磐自動車道と交える以北への延伸は、常陸太田市の宮の郷工業団地と常陸大宮市の旧山方町、太子町を経由して、福島県の工業団地が集積する白河付近の東北自動車道への接続をイメージしていると。

これは新聞報道なので、意見交換会の内容、さらに本市の整備計画等についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

意見交換会におきましては、県北地域への高規格道路の整備促進による地域振興や交流拡大、そして企業立地促進などが議題となっております。その中の意見といたしましては、本路線が整備されることで、原子力災害時の避難経路としての役割や、栃木や福島の復興発展に寄与するとの意見、一般道からアクセスできない道路を整備いたしましても沿線市町村としてメリットは薄いのではないかと、このような意見が出されてございます。今後、関係市町村長の意見を取りまとめる予定になってございます。

また、高規格道路に関します整備計画やルート等につきましては、現在、未定となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 整備効果のある計画を推進していただきたいというふうをお願いいたします。

今回は道路行政について質問をいたしました。地域住民や登下校中の児童・生徒の安全確保を図るための歩道整備について平成11年に提言したにもかかわらず、市は実効性のある対策を先送りしている。

このような中、本市において深刻な影響を及ぼす事件が発生しております。この件については、担当課が関係者や大宮土木事務所と解決に向けて協議をしているというような話を聞いておりますので、協議に支障を来さないよう現場については申し上げますが、昭和58年9月28日に当時の那珂町が町道として認定した道路上に、本年5月から自動車2台を放置しており、さらに雨水排水口に瓦等を埋めております。

道路法第16条において、市町村道の路線を認定した場合は、道路の管理は認定した市町村が行う、また道路交通法第76条の禁止行為に、何人も交通妨害となるような方法で物件を道路に置いてはならないと定められております。しかし、市は法律に基づいた対策を講じておりません。幸い、軽自動車は通行できますが、緊急自動車やゴミ収集車、さらに地域住民も通行に支障を来すなど、市民生活に直結する問題です。市はさらに本腰を入れて解決に向けて取り組むことを強く要望したいと思います。

さらに、前段の質問に戻りますけれども、用悪水路の埋め戻しについて、私は、担当課に、下水道に発生する残土処分について、そこに公共事業で発生した残土を指定先として埋めれば事業費等が浮くのではないかとというような提言もしましたけれども、平成26年度の下水道の残土処分これは、当初予算は9.5キロの距離に処分するというので3,234万円、これは議会で承認をしました。

その後、6月に補正予算を組んでおります。これは、9.5キロではなく、今後、常陸那珂港のストックヤードへ処分するというので15.5キロということになったので、同じ量でも2,205万円の差額追加でございます。トータルで、5,439万円の残土処分の費用がかかる

わけであります。これを公共事業で発注した業者に、指定先をその用悪水路に処分するようにと指定をすることによって数百万円は削減できるわけであります。

これらについても、今後しっかりと財政厳しい状況の中でございますので検討していただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告5番、石川利秋議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 本日は議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問は明日12日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時52分

平成26年第3回定例会

那珂市議会会議録

第3号（9月12日）

平成26年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

平成26年9月12日(金曜日)

日程第1 一般質問

日程第2 議案等の質疑

報告第11号 専決処分について(那珂市農政審議会条例の一部を改正する条例)

報告第12号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

報告第13号 平成25年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について

報告第14号 平成25年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について

報告第15号 平成25年度那珂市一般会計継続費精算報告書について

議案第45号 那珂市税条例等の一部を改正する条例

議案第46号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第47号 那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例

議案第48号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例

議案第49号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

議案第50号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第51号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第52号 平成26年度那珂市一般会計補正予算(第3号)

議案第53号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第54号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第1号)

議案第55号 平成26年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)

議案第56号 平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第57号 平成26年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第58号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更について

認定第1号 平成25年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成25年度那珂市水道事業会計決算の認定について

日程第3 議案等の委員会付託

日程第4 請願陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	助川保彦君
建設部長	岡崎隆君	上下水道部長	檜村悦雄君
教育部長	会沢直君	消防長	豊島克美君
会計管理者	野上隆男君	行財政改革推進室長	車田豊君

危機管理監	石井	亨	君	農業委員会 事務局長	樫村	武	君
総務部次長	川崎	薫	君				

議会事務局職員

事務局長	城宝	信保	君	次長補佐	渡辺	莊一	君
書記	横山	明子	君	書記	萩谷	将司	君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりですので、ご了承ください。

本日の議事日程については、別紙のとおり、お手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（助川則夫君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

これより順次発言を許します。

◇ 木 村 静 枝 君

○議長（助川則夫君） 通告6番、木村静枝議員。

質問事項 1. 子育てについて。2. 霞ヶ浦導水事業について。3. 水道料金の値下げについて。

木村静枝議員、登壇願います。

木村議員。

〔20番 木村静枝君 登壇〕

○20番（木村静枝君） 日本共産党の木村静枝です。

通告に従って質問をいたします。

まず初めに、子育てについてお伺いいたします。

来年の4月から、保育、幼稚園、学童保育など、子育て支援にかかわる制度を根幹から転

換する子ども・子育て支援新制度の実施が予定されています。この制度の最大の特徴は、これまでの市町村の責任によって保育を提供する現物支給の制度を改め、利用者と事業者の直接契約を起点にする現金給付の仕組みに変更するものです。市町村の責任が後退し、保育の市場化に道を開くものです。多くの自治体では、国の示した基準をもとに新制度の具体化、9月議会での条例提案が行われます。那珂市は子ども・子育て支援新制度の開始にあたりどのような方針で臨むのか、現在の水準より下回ることはないようにしてほしいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

子ども・子育て支援新制度につきましては、平成24年8月に国が子ども・子育て環境の整備を図るために制定した子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上を図るための新たな制度です。来年4月からの開始で、この新制度の実現のために、国は毎年度、消費税増税分から見込んだ7,000億円程度を充てることとしております。

今定例会に子ども・子育て支援新制度に関連する条例案を上程いたしておりますが、那珂市では、国の基準を全て下回ることはないように、条例・規則等の整備を進めてまいります。新制度の開始にあたり、既存の子育て支援事業と並行しながら、新たな支援事業への取り組みが始まりますが、市では、これまでの子育て支援体制を維持しながら、保護者にとってさらに子育て支援に関する選択肢を広げられるよう、施策展開を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 毎年7,000億円程度を充てることとしていますが、政府は、消費税増税分の一部、7,000億円と、そのほか4,000億円を加えた1.1兆円を新制度の財源としていますが、政府によれば、4,000億円の調達を目途は立たず、7,000億円も満額確保されるのは2017年度の予定です。2015年4月に新制度を実施するといふのであれば、消費税頼みでない財源の確保が必要です。保育・子育て分野に大幅に公費を投入し、現状の改善を求めていく必要があります。

また、国の基準を下回ることがないようにとのことですが、国が示した基準では、保育士資格者の割合や給食の扱いなどについて、現在の認可保育所と比べて問題があるとされております。これも改善の必要が指摘されております。例えば、小規模保育事業では、A型、これは保育園分園、ミニ保育所に近い類型、C型、家庭的保育のグループ型、B型、中間型の3類型を示していますが、A型は全員保育士、B型は保育士の割合が2分の1以上、C型については、市町村の研修を修了した家庭的保育者、結局、無資格者でもよろしいということになっています。

市町村の条例化にあたっては、どのような施設事業であっても子供の保育をひとしく保障

する観点から、全ての事業で保育者は保育士資格者とすることを求める必要があります。那珂市はこの点どのように考えておられるかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） ご質問の小規模保育事業でございますが、今度の新しい制度のもとで創設された事業でございます。人数的には6人から19人、ゼロ歳から2歳のお子さんを預かる、議員おっしゃいましたA型、B型、C型と3つのタイプがございます。本市としては、現在のところ小規模保育事業を来年度から取り組む予定はございませんが、基準といたしましては、国の基準を参酌してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 問題があると。保育士資格がなくても保育をできるということは、非常に問題で、全国的にも、これは問題だということで上乘せをしている自治体もありますので、これは、ぜひ那珂市も検討していただきたいということでお願いいたします。

また、給食は、自園調理が原則ですが、連携施設等からの搬入も認められており、調理の場所については、調理室ではなく調理設備とされ、調理員も、委託や連携施設等から搬入する場合は必置ではありません。条例化にあたっては、給食は自園調理とし、調理員の配置を求めるべきだと思いますが、どうですか。お答えをお願いします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 給食につきましても、国の基準を下回ることはないよう、条例化してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 国の基準は今述べたようなことで、調理室がなくても運営できるというような内容になっております。ですので、これは原則は自園、自分の園で調理するのが原則ですので、那珂市も現在そうなっていると思いますが、いかがですか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 保育所につきましては、自園調理ということで行っております。ご質問の小規模保育事業については来年度から創設される事業でございますので、本市でこの小規模保育事業に取り組むかどうか、その時点で、給食についても子ども・子育て会議等で慎重に議論してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） また、小規模保育などは、環境などについても検討が必要です。ゼロ、2歳まで年齢の異なる子供を保育するためには、1人当たりの面積基準に加えて、食事や遊びなど、生活を考慮した複数のスペースが確保できる基準が必要です。これらについて、

少なくない自治体が上乘せした条例を検討しております。少なくとも、現行の自治体水準を下回る基準設定はしないように、強く要求しておきます。

次に、新制度に伴い、子供の保育環境、保育水準が下がることのないように、市として保育保障に責任を持つ制度運営を行っていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 現在におきましても、保育所、認可外保育所、事業内保育所等の監査を行っておりますが、新制度に移行しましても、こうした市の指導は継続して実施してまいります。

また、新制度に移行しますと、幼稚園・保育所に加え、認定こども園、小規模保育など、子育て支援事業の中で、市が確認・認可等の事務を行う事業はふえることとなります。当然ながら、安全な保育を行う上で守るべき基準が遵守されているかどうか、適切な運営がなされているかなど、市は厳しい目で指導・監督する責務があります。

市といたしましては、新制度となりましても、保護者や子供にとりまして安全で適切な子育て環境が維持されますよう、今後も十分な監視体制をとりながら、子育て支援施策の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 新制度に移行しますと、今まで私立幼稚園は那珂市にも幾つかありますけれども、その幼稚園と保育所を一緒にした認定こども園、これに移る動きが全国では非常にあるということですが、那珂市ではどうですか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 市内の幼稚園でございますが、公立幼稚園については、来年度は認定こども園の移行は考えてございません。民間の幼稚園さんにつきましては、認定こども園に移行したいという幼稚園がいくつかございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） この認定こども園は、非常に運営上問題があると全国では指摘されておりますので、那珂市でもあるようですが、この点については十分市のほうで見守って、指導していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

厚生労働省の調べでは、保育施設での事故が年々ふえています。30日以上の治療期間、死亡は、報告された数だけでも2010年は50件、毎年増加して、2013年には162件とうなぎ登りにふえています。実際には、これよりもっと多いでしょう。こういう事故は、やはり、保育制度を変えて保育士の資格がなくても保育ができるとか、先日もベビーシッターが預かっている子供を殺すと、そういうようなことまで起きております。ですから、これは市のほうの監督をしっかりしていただきたいと思います。ちなみに、那珂市では30日以上のけが、死亡

事故は、公私ともにありますか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 昨年度からではございますが、30日以上のががをしたという報告は受けておりません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 今後も制度がえによってそのようなことがないように、市は責任を持って監督に当たっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、霞ヶ浦導水事業についてお伺いいたします。

さる8月26日の各新聞が、霞ヶ浦導水事業継続正式決定を報告しています。民主党政権下で事業が凍結された霞ヶ浦導水事業めぐり、国土交通省は、25日、事業凍結を含めた代替案と比較しても、コスト、実現性から現計画が優位として、事業継続を正式決定したとの内容です。

霞ヶ浦導水事業は、昭和51年度実施計画調査が着手され、昭和59年建設事業に着手、総事業費が1,932億円、そのうち1,900億円を使い、進捗率は現在78%です。残事業費は約440億円ですが、この金額でできるかどうか、甚だ疑問です。茨城県は、この事業に既に661億円も負担しています。

この事業の目的は、霞ヶ浦の水をきれいにすることです。夏、アオコが発生し、腐敗した際には悪臭を放つなど、周辺環境、景観を著しく悪化させる環境悪化を防ぐことです。もう一つは、急な人口増による水需要に応えるものでした。しかし、那珂川の水は、今、富栄養化しており、那珂川の水を霞ヶ浦に導水すれば、かえって霞ヶ浦のアオコがふえてしまうということです。また、人口も減りつつあり、水需要もなくなっております。このままこの事業を続ければ、自然を壊し、環境を悪化させ、水余りの状況をもたらします。また、莫大な事業費は市民の水道料金にはね返ってくるのではないのでしょうか。今後、検証完了時期から事業完了までに7年程度必要があるとのことですが、事業費がどれだけ膨らむかわかりません。

橋本 昌知事は、「事業の早期完成に向け速やかに工事を再開してほしい。また、工期の短縮に努め、コスト縮減に万全を期してほしい」とコメントを出しております。これに対し、同事業、那珂川取水口の工事差しとめ訴訟の原告団代表は、「怒りを乗り越してあきれている。漁業者にはなんら説明もなく、ごり押し。お金の問題だけで、環境の問題なんて全然考えていない」と厳しい批判をしています。その訴訟の結審が12月で、来年3月に判決が言い渡される予定です。それを待たずに再開決定です。全く、国のすることは、沖縄の基地の問題、原発の問題など、住民無視の暴挙というほかございません。憲法にうたっている主権在民や民主主義は、全くありません。

自然を破壊して環境を悪化させ、市民に大きな負担を負わせる霞ヶ浦導水事業は中止すべ

きだと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

議員の質問に一部重複しますが、霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦や桜川、これは千波湖も含めてのことですが、水質浄化、それから渇水時における既得用水の安定供給や新規都市用水の確保などを目的として、昭和59年度から国の直轄事業として進められております。茨城県においては、県をはじめ、本市を含む関係市町村を構成員とした霞ヶ浦導水事業建設促進協議会を設置し、早期建設を国に求めてきたところでございます。

国においては、平成22年にダム事業の検証が開始され、霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場において検討が進められ、本年3月に、コスト・実現性等について最も有利な案を、現計画案としたところでございます。さらに、有識者会議、関係地方公共団体の意見等を踏まえ、本年8月25日に事業継続を決定したところでございます。

この間も、霞ヶ浦では、アオコの大量発生による悪臭被害や利根川の取水制限、那珂川においても、塩水遡上による取水障害が起きております。また、霞ヶ浦導水事業を水源とする本市も給水対象である県中央広域水道用水供給事業の水道用水は、暫定水利権により取水が行われており、渇水時に取水が制限されるおそれがあることから、早期の安定的な水利権確保が望まれているところでございます。

このようなことから、霞ヶ浦導水事業は、那珂川の渇水対策及び水道用水の確保の観点から、本市にとっても重要な事業であると認識をしております。

なお、漁業関係者から貴重な水産資源や生態系への強い懸念、取水口工事建設差し止め訴訟、これは係争中ですが、示されていること、地方公共団体の一部からも環境への影響等について意見があることも承知しておりますが、これらの懸念等については、国の責任において十分配慮し、事業が進められるものと考えております。

一部繰り返し申し上げますこととなりますが、近年異常気象が顕著になっていることや、木村議員もご承知のことと思っておりますが、いつなんどき、異常渇水や干ばつの現象があらわれるかもしれません。そうした事象に速やかに対応することが、危機管理の原則となります。水戸市は、楮川ダムをつくり、50万都市に対応できる水を確保しました。人口減少の指摘もありましたが、文化的生活の向上に伴い、水の消費量は増大する傾向にあります。

実は、地震の後になりますけれども、この事業がどの程度まで進捗しているのか、果たして有効な事業であるのか等について、取水口や管理事務所、桜川の縦坑、40メートルぐらいありますけれども、下にくぐりまして、那珂市の関係課の職員とともに視察をしてきました。そのトンネルは、軽トラックが悠々と通れるぐらいの広さのトンネルでした。しかしながら、地震の影響は全くなく、地中の構造物が地震に強いことを証明しておりました。

この事業も完成間近にあります。この事業が環境に対する危惧が多いので廃止せよということですが、全て中止してそのままにせよというのでしょうか。今まで多額の税金を投入し

たところですが、埋め殺しにしても、今まで以上のお金がかかると思います。こうした事情を勘案した結果、現在までの検証の経過を踏まえるとともに、用水の確保を図る観点から、那珂市としては、霞ヶ浦導水事業の中止を国に求めることは控えることといたします。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 霞ヶ浦導水事業建設促進協議会で話し合っているということですが、この構成員からどのようなことが求められているのか、漁協の強い反対の意見などはこの協議会に反映されているのか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

茨城県の霞ヶ浦導水事業建設促進協議会でございますが、37の市町村で構成をいたしているところでございます。こちらの協議会では、この事業の早期検証と、さらに早期建設促進について、毎年国と関係省庁のほうに要望をいたしておるということでございますので、この協議会の中で、議員がただいま御指摘になりましたようなことについての御意見は特にございませぬ。なお、この協議会については、知事が会長となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 私どもの党のほうでも直接国に申し入れに行ったときに、国のほうではどう言ったかという、「あなた方がつくってほしいと要求したのではないかと、そういうことを言われたというんです。しかし、それはもう40年近く前のことです。日本では十年一昔という言葉がありますが、昔々、大昔のことです。もう事情がすっかり変わっております。タベでしたか、川辺川ダム、あそこは中止すると県知事さんが言っておりました。勇気ある発言だなということをお聞きしながら聞いていましたけれども、本当に、40年近くも前のことをいまだに、経費が、埋め殺しよりもつくってしまったほうが早いというけれども、環境を破壊し、漁協の意向も無視して、それだけやる価値があるのでしょうか。

それから、災害に強いということでもありますけれども、3年前の3・11のときは、水戸市では常澄村と内原が県水を使っていた。ところが、地震で壊れてしまって給水できなくなりました。そこで、水戸市の独自の施設から配水したということです。ところが国は、霞ヶ浦導水事業ができるんだから、市独自のそういう水の手配、施設などは使わないようにしてほしい、こういうことを言っているというんです。

全く、今までの自然災害やなにかも考えていない答弁には、あきれられるばかりです。やはり、どういう災害が起こるかわからないこの時代ですから、雨水の利用も含め、井戸水や表流水、こういうものは、いろいろな方法で水の確保はしていかなければならないと思います。こういうことに対してゴーサインを出したというのは、本当に国の考え方というのは、よく費用対効果と言いますが、そういうことは全く無視、それから住民の意見も無視している

ということで、私も怒り心頭に発しております。

それから、県の中央広域水道の契約水量ですけれども、皆さんのところに資料を配付していただきました。資料1です。契約水量の状況ですけれども、実施協定Aというところを見ますと、水量、那珂市は1万1,500トンです。現在契約水量は4,804トンとなっております。それで足りているんですか。足りていると思いますけれども、部長の答弁を求めます。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） お答え申し上げます。

県中との契約水量につきましては、今議員おっしゃられました4,804トンでございます。現在、那珂市の1日当たりの実績で申しますと、1万5,500立方メートルが必要となっております。したがって、例えば、この4,804立米を供給を受けないということになりますと、1万1,600立米程度の水量しか確保できないということになりますので、県中からのこの契約水量を今後も継続して受けなければ、安定した水道水を市民の方に供給できないというようなことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 今でも1万1,600トンで間に合っている。それで、人口も減っていき、いろいろな節水の器具も出回っておりますから、これからふえるということは余り考えられない。ところが、1万1,500トンが契約されると、水余りの状況が出てくる。それに対してお金がかかるわけです。そうすると、その分水道料金にはね返ってくるのではないのでしょうか。そういう懸念がありますが、いかがですか。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） お答え申し上げます。

議員おっしゃられた1万1,500トンという数字でございますけれども、あくまで県中が、将来的に各市町村がどのぐらい必要かという要望といいますか、将来の水量をまとめて、トータルで24万トンという施設を整備するというところでございます。しかしながら、将来この1万1,500トンという枠は確保するわけでございますけれども、今後の那珂市の人口の推移というものは、当然減少するということが予想されますので、今後の必要とする水量につきましては、当然現状に合わせた形で、今後も、契約水量というものはしていきたいということで考えております。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） そうすると、契約したけれども、これだけ使わないということになると、その水道料金はどういうふうになるんですか。税金、または水道料として市民に負担してもらえますか。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） お答え申し上げます。

水道料金ですけれども、契約4,804立米でございますけれども、この水量を超えた分については、県中に対して1立米当たり、今消費税込みで154円ほど支払っておるわけでございます。したがって、この数量がふえることによりまして、その分は当然市のほうが料金として支払うということになりますから、結果、その水を供給する市民の方から、水道料金として徴収しなければならないということになるかと思えます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） そうすると、今後非常に高い水道料金を払わなくてはならないという可能性があるわけです。ですから、これは国でやっている事業だということでのんきに構えていたら、我が身にその負担は降りかかってくるわけですから、やはり、そういうことも考えて、しっかりと国に意見を申し上げていっていただきたい。

現在でも、水を県中央から受けなくては不足している、足りないというのは、小美玉市と那珂市だけなんです。あとは、そういう水をもらわなくても、現在でさえ余っている。そして、さらに少子化で水余りが予想される。その上にこういう県水の負担がかかってきたんでは、とてもやっていけないと思うのです。ぜひ、これは県のほうにも、どういうふうになるのかということは問い合せていっていただきたい。そして、申し入れていっていただきたいと思えます。

こういうとんでもない負担もさせられるわけです。だから、私も毎年水道料を下げてくださいという要求はしておりますが、先ほどの答弁のように、結局、そういう事情で下げることができないということなんです。

それから、平成25年度の水道事業決算を見ますと、経常利益が1億9,217万4,329円と大幅な黒字を出しております。それで、当年度未処分利益剰余金は3億1,788万1,035円となっていて、大幅な黒字を出しているんです。県中央水道局でも、見てみますと、毎年毎年大幅な黒字を出しているんです。こういう黒字が出ているけれども、いろいろ設備の更新なんだということで値下げはできないということですが、もう少しこの黒字の理由を、那珂市だけでなく、広域水道、これを検討していけば安くなるのではないかと思います。ぜひ、今後とも県のほうとも相談して、どうなっているんだということを調べていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（櫻村悦雄君） お答え申し上げます。

県中から買っております水道料金の値下げということかと思えますけれども、この県中からの水道料金の値下げにつきましては、平成25年9月6日付で県中央広域水道用水供給事業の給水対象となります11の市町村等が加盟している県中央広域水道建設促進協議会におきまして、県知事へ要望書を提出しておりますところでございます。まだ要望は認められておりませんが、今後も引き続き、県の中央広域水道用水供給事業の収支、決算の状況等を見ながら、次回の料金の改定となります平成29年度に向けまして、建設促進協議会の中で料金の

値下げの要望につきまして協議を行ってまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） ぜひ、進めていただきたいと思います。

また、那珂市の水道料金の値下げを求めるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（櫻村悦雄君） お答え申し上げます。

市の水道料金の値下げということでございますけれども、現在稼働しています給水施設でございまして、開始以来40年を経過しております。老朽化が非常に進んでおります。この施設の更新が必要となっており、多大な費用というのが今後は必要になるということが十分予想されております。現実、毎年約5キロメートルほどの老朽管の更新及び管路の耐震化等を行っております。また、来年度、平成27年度からになりますけれども、木崎浄水場の更新事業も始まり、多額の起債、借り入れ等が見込まれております。今後、人口の減少傾向にありますので、水道料金の収入増というものが期待できない状況でございます。このようなことを踏まえますと、料金の値下げというのは大変難しいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 水道料金は値下げはできないということです。

水戸市も水道料金を、昨年ですか、値上げをした。今まで茨城県で一番水道料金が安かった水戸市ですが、いくらか高くなって、一番安い位置を日立市に明け渡したということでございます。その水戸市が、水道料金を上げたことによるのではないかといたしております。水戸市の消費者物価指数は全国一だというんです。これが新聞に載っていました。震災後、いろいろな工事ではね上がっているけれども、光熱、水道、これが、水戸市の場合は上下水道の料金を値上げしたために、物価指数が全国一に引き上げられているのではないかといたしております。

水戸市は、水道料金を値上げするにあたって料金体系の見直しをしたと。公平公正な料金体系とするため、使用実態に合わせて基本水量を10立方メートルから8立方メートルに変更したということです。水戸方式とでもいいますか、皆さんのお手元にも参考資料として、資料3として配付させていただきましたけれども、この方式だと、低所得者の人は少し安くなるのではないかと思います。先日、アパートのひとり暮らしの女の方から「水は、使わなくても毎回7,000円近く取られてしまうんです。物すごくこの支出は大きくて痛いんです。なんとか値下げできないですか」という相談を受けました。

この水戸方式にしますと、1カ月当たりの水道料金の比較というのがその資料の一番下に出ておりますが、ひとり暮らしの例だと7立方メートルで、消費税を入れても、現行1,176

円が1,232円と、プラス56円だということで、4人、20立方メートル使った場合は高くなるわけですが、これも352円ということです。そうすると、余り使わない、那珂市の場合は、基準が10立方メートルです。そうすると、10立方メートル使わなくてもその分払わなくてはならない。8立方メートルに下げれば、それだけ少なくて済むということで、これはいい方法だなというように思うんです。

部長、いかがですか。こういう方法を那珂市でもとれないものでしょうか。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（櫻村悦雄君） お答え申し上げます。

私が考えますに、当然、水戸市は水戸市の管理している施設、あとは原水をどこからとるか、その単価によって水道料金に非常に差が出てくるということは、これは直結しているかと思えます。そのようなことで考えますと、水戸市の場合には那珂川とか楮川ダムからの原水ということで確保しておりますので、これは、それぞれの自治体の管理していますランニングコストとか、そういうものを踏まえての取り決めかなというふうに思えますので、非常に参考にはなりますけれども、ただ、那珂市の現状と比較しますとどうかなということで考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 水道料そのものは下げなくても、こういう基本水量を下げることによって、低所得者は救われるのではないかと思います。例えば、水戸と那珂を比べてみますと、那珂は基本水量が10立方メートル、水戸は8立方メートル、口径は13と20で違いますが、那珂市は基本料金がどちらも1,600円です。水戸市は13口径が882円、20口径になると1,232円と細かく分けています。量水器使用料も、那珂市は取っているんですが、水戸、日立、ひたちなか、常陸太田は取っていません。それから、20立方メートル使用金額の場合、那珂市は13口径で3,996円、20口径では4,076円です。水戸では、13口径で2,595円、20口径が2,945円となっておりますが、やはり、20立方メートル使用金額が基本となっているわけです。そうすると、それまで使用しない人まで、そこまで払わなくてはならないということになると、なにかやっぱり、水戸の公平公正を保つための改定のほうが、その点達成できるのではないかと思います。どうですか。もう一度。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（櫻村悦雄君） お答え申し上げます。

先ほど、水戸市と比較して基本料金が低いというようなことにつきましては、答弁した内容でございますけれども、やはり、基本料金と申しますのは、上水単価というものが安く済むかどうか、企業会計で行っていますので、トータル的に収支で黒字にならなければ、やはり市民の方に安定した水道水を供給することができないということになって、これは生活の基本であります水が飲めないということになりますので、当然、大変困るわけでございます。

したがいまして、この基本料金というのは収入の基本でございますので、基本料金を下げるということになれば、水道事業そのものが、当然運営が不安になるということになりますので、水戸市のほうは、こうやって見ますと非常に安い単価で市民に供給できているということとは理解できますけれども、那珂市においては、なかなかそれは難しいということでございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 料金はそのままで、基本水量を下げることによってはどうですか。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） お答え申し上げます。

この基本水量といいますのは、やはり、安定的に水道の収益が確保されるかということになります。したがいまして、基本料金そのものを下げるといいますと、水道事業の運営に大きな支障が出てくるということになろうかと思えます。現在、水道ビジョンをまとめるために、これから10カ年の計画になりますけれども、今後人口減少が予想されているわけでございますので、その中で水道料金というものも当然検証をしていくということになりますので、そのときには、今のままが適切なのか、また、水道料金を上げざるを得ないのかということとは、その水道ビジョンの中でよく検討していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 水戸方式も、一度那珂市に当てはめて、ぜひ検討をしていただきたい。

消費者物価指数を大きく押し上げるということは、それだけ皆さん、水は生活にはなくてはならないわけなんですよね。那珂市でも水道料金を納めない方もいらっしゃると思いますが、その水道料金を滞納している、納めない方に対しては、現在那珂市ではどのような対応をなさっておりますか。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（樫村悦雄君） お答え申し上げます。

滞納している方の対応でございますけれども、水道料金の未納がある方に対しましては、未収金回収事務手続要項の規定によりまして、最初に督促状を発送しております。また、それでも納付がない方につきましては、催告書を発送します。このような手続を行っても水道料金の未納が3期以上になった方には、納付期限と給水停止日を新たに定めて、給水停止事前通知書を発送しておるところでございます。この給水停止事前通知書の納付期限を経過しても納付がない方、または納付期限の延長や分納等の申し出がない方に対しましては、給水停止の告知訪問の際、納付について可能な方法があるか、相談を受けながら対応しているところでございます。この給水停止の告知訪問を行っても連絡がない方に対しまして、給水停止ということを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 給水停止した件数はどのぐらいありますか。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（櫻村悦雄君） お答えいたします。

平成25年度では、9件ほどございます。この9件の停止している方の、どのような理由で停止しているかということでございますけれども、水道料金の支払いが確認されていないので支払いのお願いを進めている途中で転出をしまして、行方不明の方が主な理由でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） アメリカも、今非常に経済が停滞しておると。昔、自動車で栄えたデトロイトなども、人口が減って低所得者しか住んでいないと。その人たちの、水道料金を納めないところは切ってしまうという手段をとっているそうですが、それに対して住民は、これは生きていく上になくてはならないということで裁判を起こしているというようなことが、ある報道でありました。

そういう、本当に人間が生きていく上に基本的なものです。日本国憲法は、文化的な最低限度の生活を保障すると言っているわけですから、やはり、これを保障していかなければならない。ところが、国は、水に対して、大型開発でじゃんじゃんとお金は使うけれども、各自治体の水に対しては余り援助がないということ、独立採算制をとらせていると、この辺にも問題があるかもしれません。いろいろ、やはり、住民の立場に立って、水の問題は今後も検討していただきたいと思います。強く要望いたしまして、私の一般質問を以上で終わりにいたします。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告6番、木村静枝議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（助川則夫君） 通告7番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 小中一貫教育について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

[15番 遠藤 実君 登壇]

○15番（遠藤 実君） 議席番号15番、遠藤 実です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、テーマを小中一貫教育の1つに絞って取り上げます。じっくり議論したいと思えますので、執行部におかれましては丁寧な答弁をお願いいたします。

まず、小中一貫に行く前にいくつかお聞きします。

市の学校教育の現状はどうなっているのか、何が課題で、どのように取り組み、どんな成果が出ているのかを伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

現在の那珂市における児童・生徒の状況につきましては、学力面、生活面ともに全体的によい傾向にありますけれども、全国学力・学習状況調査の意識調査や年度末に各学校から出される評価の結果などを見ても、学習意欲の低下、家庭での学習習慣の未定着、コミュニケーション能力や人間関係調整力の育成が不十分であるなどの課題が挙げられます。また、小学校から中学校へ進学し、学習内容や指導方法などの変化により、戸惑いや不安を感じる生徒が少なくありません。さらに、学年が上がるにつれて不登校の児童・生徒も増加傾向にあります。

各学校におきましては、課題解決のために、例えば、教育相談の時間を設けて児童・生徒の悩み等を聞き、助言するなどの取り組みを行っております。また、年度末等に保護者や児童・生徒にアンケートを実施するなどして、学校の成果や課題を明らかにし、次の年度の努力事項を設定して、保護者にお知らせをしておるところでございます。市教育委員会におきましても、計画訪問や生徒指導訪問を行い、各学校の取り組みについて指導、助言をしているところがございます。

また、各学校から出される学校評価を見ても、成果が一部出ているところもありますけれども、まだ思うような成果が上げられていないところも多々ございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） いくつか課題もありまして、思うような成果がまだ出ていないところもあるということですが、おおむね良好だということです。執行部の皆様のご努力をはじめ、関係者の皆様方のご尽力あってということだと思います。

しかし、今年の3月定例会中の全員協議会におきまして、議会は、市から突然小中一貫教

育を来年度から始めるという報告を聞きました。私は、それまで2年間教育厚生常任委員長でしたが、一度もこの件について報告を受けることがなかったため、相当驚きました。しかも、その期間は、いじめ対策について調査を設定し、よりよい教育環境をつくるために活発に議論していただけない、ある意味、非常に憤りを感じ、全員協議会でもそう発言させていただきましたが、改めて、なぜ議会に相談せず、一度も途中経過の報告もなく最終的な報告として出されてきたのか伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

那珂市小中一貫教育の基本方針の策定にあたりましては、平成25年度に6回の小中一貫教育検討委員会を開催しております。最終的に、平成25年12月の中旬になりますけれども、方針案として取りまとめられたところでございます。その後、定例の教育委員会への議案の提出は1月になったところでございます。常任委員会の皆様方には、より具体的な基本計画を策定する段階で詳しくご説明をしていくという考えでいたところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 検討の2年間の最終報告がまとまらなかったということですが、その前に、今こういうことを検討していますと、皆様のご意見をいただきたいですと、そういう中間的な報告とか意見交換はできたのではないかと思います。まさしく、そういう専門委員会である教育厚生常任委員会に全く報告もないというのは、ちょっといかがなものかと思えます。議会軽視という言葉は余り使いたくありませんが、私たち議員は住民の代表ですから、その意見を聞かないでこれだけ大きなプロジェクトを進めていくこと自体、ちょっとおかしいのかと考えますけれども、再度ご答弁を伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

平成27年度からの小中一貫教育の実施に向けまして、常任委員会の皆様には随時経過報告をしているところでございます。今後も、議会の皆様には丁寧なご説明をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） よろしく願いいたします。

さて、この説明会が6月と7月に中学校区単位で行われました。私は、市内5会場のうち3会場に足を運び、皆さんの反応をお伺いしてまいりました。まず、この説明会を開催した後の感想を伺います。どのように受けとめられましたか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

小中一貫教育の実施には一部不安があるようでしたがけれども、反対の意見はなく、おおむね期待する意見を多く聞くことができました。

また、小中一貫教育の具体的な内容につきまして説明する必要性を感じたところでございます。中学校区におきましては、平成27年度の計画づくり中であること、市教育委員会においては小中一貫教育推進のための内容を推進委員会で考えているところでございますので、具体的な内容につきましては説明ができなかったところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 今の答弁ですと、一部不安があるようだということですが、私の感じでは、ほとんどの方が不安を感じて、終わって会場を後にされたという感じがいたします。確かに、私が行った会場では明確な反対意見というのはなかったと思いますが、むしろ、小中一貫に賛成でというよりも、よくわからないので反対すらできなかったという感じなのではないかと思えます。おおむね期待が多いというような話は、ちょっと言い過ぎかなという気がいたします。そして、少し突っ込んだ意見が出ると、「それはこれから話し合っ決めていきます」という答弁でしたので、消化不良の感じでした。

ただ、総合センターらぼーるでこういう意見がありました。「小中一貫なんて一大プロジェクトだ。しかし、始まるのがあと半年後に迫っているのに肝心なところがほとんど決まっていない。こんなことは民間では考えられない。本当にこんなことでできるのか」と。私もそれを聞いて、ああそうだなと思いました。そういう意味では、説明会は皆さん疑問符がいっぱいついたままで会場を後にしたという感じだったと思うんです。まだよく理解されていない。

会場には、保護者も地域の方々も多く見えていました。ですから、学校は関係者だけのものではなくて、まさしく地域の中心だなど、だから興味・関心も高いんだなどつくづく感じましたけれども、このように、来られているの方々にもっと理解していただく努力というのはこれからも必要だと思います。学区ごとの説明会はもう開催しないのか、それとも詳細が決まって、これからまた開催をする予定があるのか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 具体的な内容が決まりましたらば、再度学区ごとの説明会を実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） ぜひ、そのようにお願いをいたします。

では、小中一貫の内容に入ります。

これは、説明会当日に会場に配布されたパンフレットです。今回も、議長より許可をいただきまして、皆様には、恐縮ですが白黒で配布をさせていただいております。

見開いていただきますと、「なぜ今小中一貫教育か」というのが左側にあります。教育上の課題として、「学力の向上」「家庭での学習習慣の定着」「人間関係づくりの促進」「中1ギャップの解消」「不登校解消」とあります。確かにこれらが課題だと思いますが、これらが小中一貫教育によってどのように改善されるのかを伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

まず、1つ目の「学力の向上」についてでございますけれども、小・中学校において学習の学ばせ方、ノートのととり方、板書の仕方等が通年で統一されることで、児童・生徒は学び方を学び、それにより思考力や表現力が高まるなどにより、学力の向上につながるものというふうに考えてございます。

また、2つ目の「家庭での学習習慣の定着」につきましてですけれども、各学校とも学習習慣の未定着の改善を図っておりますが、小・中学校という垣根があるため、少なからず障害となっている面がございます。そこで、義務教育9年間を通した那珂市独自の家庭学習の手引を作成することにより、発達段階に応じた家庭学習の仕方を身につけさせる中で、家庭学習の習慣化を図ってまいりたいというふうに考えております。

3つ目の「人間関係づくり」でございます。例えば、小・中学生が一緒に挨拶運動や奉仕活動をしたり、文化祭等へ小学生が参加する交流活動をしたりすることで、同じ学年で交流するだけではなく、異学年の児童・生徒と交流ができるなどにより、人間関係づくりがよりよく進むと考えております。

4つ目の「中1ギャップ解消」につきましては、これも、例えば、中学校の教員が小学校へ行って出前授業を行ったり、学ぶ楽しさを小学生に実感させることや、小学生が中学校へ出向く機会を設定することで小学生と中学生の交流する場が多くなり、小学生の中学校への心理的な垣根を低くし、スムーズに中学校生活に移行できるようになるというふうに考えてございます。

5つ目の「不登校解消」でございますが、全ての不登校を解消することは非常に難しいことと考えております。中学校に入ってから、環境の変化等への不適應により不登校になる生徒がおります。小中一貫教育を進めることにより、小・中学校の教員の情報交換が多くなり、個に対する指導がさらに充実いたします。また、児童・生徒の成長記録を蓄積する那珂市独自の個票を作成することで、一人一人の連続した成長を見守ることができるようになります。そうすることで不適應生徒の不登校の出現率を抑えることができるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） いろいろとご答弁いただきましたが、では、それらについては現状ではどのようにやっているのか、それは小中一貫でないで改善できないのでしょうか。例え

ば、学力の向上のため、今の御答弁ですと、学習の学ばせ方とか、ノートのとり方を統一するとかありますけれども、それは今でもできますよね。小中一貫になれば、即よくなるというものではありません。もっと小中一貫ならではの具体的な工夫が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

やはり、これは全てに対して共通することでございますけれども、9年間を通して子供を成長させるということが、小中一貫教育の大きな目的というふうになっております。今までの6年、3年という形ではなくて、9年間を通して子供を育てるとというのが基本的な考えになろうかと思えます。小・中学校の教員が9年間を通して児童・生徒を育てるという強い意識をまず持った中で、それに取り組むことが重要というふうに考えております。そうすることによって、今まで以上に効果が上がるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 9年間を通した教育と。それも頭ではわかる気はするんですけども、ただ、文科省の指導要領では、小5では何を教える、小6では何を教えると単元も、また教え方も既に決まっているんですよ。ですから、それが毎日の学習の中で、今までとどれくらい違ってくるかというのは、なかなか難しいのではないかとこのように思います。

また、学習習慣の定着については、市独自の手引を作成することですけれども、それはどのようなものか。今できていますか。あと半年しかありませんが、誰が、いつまでに作成するのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

家庭学習の手引の内容につきましては、発達段階に応じたものと考えております。小学校1、2年生では宿題を最後までやり終えるように、3年生からは宿題だけではなく自主的な学習ができるように、5年生からは予定を立てて計画的な学習ができるように、中学校2年生からは進路に向けての総復習ができるようにするものを、市教育委員会が作成をする予定となっております。

現在、一部の小・中学校で使っている家庭学習の手引との整合性を図りながら、移行期間を設けたりすることから、平成28年度から使用できるように作成を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） いい内容だと思うんですが、それも、今できることですよ。ただ、つくっていることも来年の春には間に合わない。あと1年半かかるということです。

では、中1ギャップについてですけれども、これは具体的にどのようなことですか。また、那珂市内においてはどのような事例、また、数字的にはどんなものが出ていますか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

中1ギャップにつきましては、小学生のころにはない先輩・後輩という関係の出現、あるいは、異なった小学校から集まった生徒たちの人間関係、小学校からの学習の難易度の上昇や生活の決まりの違いなどから、結果として、学校に不適應になることが考えられます。

那珂市におきましては、例えば、平成23年度の小学校6年生が翌年に中学1年生に上がるわけでございますけれども、この年度で比較しますと、約7倍に増加しております。また、平成24年度の比較でいきますと、平成24年度の6年生が翌年度中学1年生になったときに、約3倍という形で不登校数が増加しているという結果が出ております。これらのことから、いわゆる中1ギャップがその要因の一つではないかというふうに考えられます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 3倍増なんですね。これは大きな数字ですね。

ただ、そもそも、小学校から中学校に上がるにあたっては大きな生活環境の変化が起きますから、これはギャップが起きるのはある意味当然です。ギャップが出ないようにスムーズにシステムを変更するというのが、これも一つの考えだと思いますけれども、ある意味、壁にぶつかったときにどうそれを乗り越えるようにするか、そういう、言ってみれば生きる力をいかに身につけさせるかというのも、これが本来の教育ではないのかなとも思うんです。

ただし、那珂市での中1ギャップが、非常に重篤な例があって、例えば、自殺に追い込まれかねない、そういったことがあるとすれば、これは全力で、必死で体を張ってとめるというようにしなければいけないと思いますが、ただ、果たして、中1ギャップが、今那珂市が小中一貫を入れる主な原因になっているかどうか。

数字でお聞きしたんですが、先ほど3倍の増ということですが、具体的に人数で言いますと、小6の不登校児が3名とお聞きしています。中1になったらこれが8名にふえたということなんです。ですから、3倍近いということなんです。もちろん、この一人一人に対してはしっかりと対応しなければいけないですけれども、それでも、1学年約540名のうちの人数ですから、学年全体からすると一、二%の不登校生です。つまり、残りの98%は不登校にならず、しっかり変化に対応しているということなんです。ですから、那珂市においては、数字的に言えば、中1ギャップはそれほど問題になっていないのではないかと考えられますけれども、これについての見解を伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 中1ギャップによる、先ほどの約3倍の不登校の数字ですけれども、これが全て中1ギャップによるものかということにつきましては、検証はできてはおり

ません。ただ、先ほど申しましたように、6年生から中学1年生に上がる段階で非常に不登校数がふえるということがデータとしてありますので、やはり、これが中1ギャップという形で1つの原因になっているのではないかというふうには捉えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 検証の必要があろうかと思えます。

次に、不登校解消についてですけれども、先ほどの答弁によりますと、小・中学校教員同士の情報交換が多くなって個人個人に対しての指導が充実すると、こういうわけでございますけれども、今、それだけでなく先生方は大変忙しいです。今でも懸命に子供さんたちへの指導を頑張っていると思えますけれども、果たして、これ以上そういう時間がとれるのでしょうか。お伺いします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

ただいま作成をしております小中一貫教育の年間活動計画がございます。こちらの中に生徒指導に関する情報を交換する時間を位置づけることになってございます。こういったことで、計画的な時間がとれるということで、その時間の確保を図っていきたいというふうに考えております。

また、現状でございますけれども、各学校におきましては、業務の改善によりまして、会議の回数などを減らしているということがございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 計画に位置づけるというだけで、本当に時間が捻出できるかどうか。

例えば、今御答弁に一部ありましたが、職員会議を減らすとか、そういう具体的な方策をとっていただかないと、なかなか実現できないのではないかと思いますので、もっと教員の皆さんに時間をとってもらうための具体的な方策というのはありませんか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

学校におきましては、いろいろな調査物とか報告物が非常に多うございます。そういった中で、必要な部分を各学校のほうに流すとか。やはり、その段階での重要性等を勘案しながら、全て学校に流すということではなくて、これは一つのやり方でございますけれども、やはり、全部流すということではなくて、必要な部分だけを流していくような形も、一つの軽減の仕方かというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 今のような具体的な対策をもっと考えていただきたいというふうに

思います。

では、続きまして、このパンフレットの右側に「那珂市の一貫教育スタイル」とありまして、連携校型と一貫校型と分かれています。これは、小中で一つの施設というのが一貫校型で、施設は別でカリキュラムを一貫教育にして実施というのが連携校型です。この下に「将来的には一貫校型を目指します」とありますけれども、これはいつごろになるのか伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） いつごろに一貫校型にするのかということにつきましては、将来的な児童・生徒数の推移や現在の校舎の建築年数、あるいは、学校の敷地面積等を考慮して判断していくことになると思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） わかりました。

では、次に、今でも小学校と中学校が連携している授業があります。いわゆる小中連携。この小中連携とこれから始まる小中一貫では何がどう違うのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 先ほど一部御答弁申し上げましたけれども、各中学校区の中で、9年間を通して児童・生徒を育てるという意識を持って教員が授業や生活指導を行い、また、児童・生徒自身、あるいは保護者・地域もそれを共有していくことが、大きく違うところではないかというふうに考えてございます。例えば、具体的に変わる場所といたしましては、どの小学校においても5・6年生で教科担任制を行っていくことや、9年間で児童・生徒を育てるための市独自の共通の資料の作成、活用なども考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 9年間の意識だけでは、なかなか浸透し切れないのではないかと思います。そして、今、具体的に変わる場所という御答弁がございましたが、その市独自の資料はまだできていないですね。教科担任制については、これからまた検証いたします。

その前に、中学校区単位で学園名をつけるということをお聞きしています。これは、市内で回覧も回して募集されたと思いますが、その学園名は決定したのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 学園名につきましては、まだ決定はしてございません。現在、各中学校区で検討中ということでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 学園名も決定していない。あと半年後に全市で全ての学区で小中一貫を導入していくというのに、それも決まっていない。準備が遅いと言わざるを得ません。

では、次に、このパンフレットの下の方に「9学年制と指導のステップ」とあります。これで、9年間を前期の4年間、中期の3年間、後期の2年間に分けると。そして、前期から中期を学級担任制、中期から後期を教科担任制にするとありますが、これはどういうことですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

小学校における教科担任制につきましては、例えば、中学校の理科の免許を持った教員がいれば、担任にかわって5・6年生の理科の授業を教えることとなります。中学校の教員が小学校へ出向くものではなく、小学校の教員が自分の小学校内で教えるというものでございます。小学校では、全て担任が学級を教えていくということが基本でございますけれども、多くの教員で児童を見ていくことが重要であることや、知的好奇心が旺盛になる時期に専門の教員が教えることの重要性から、小中一貫教育を掲げることにより、全ての学校で教科担任制を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 小中一貫は、まさしく、この中期の3年間で具体的にどう教科担任をやるかというのが大きなポイントだと思っています。教員の専門性を生かして指導するというのですが、それは、中学校の教員が小学校に行って小学生に教えるというのではないんですよね。小学校の教員が小学校の中で実施するということですね。これは非常に大事なところですね。というのは、地域の説明会ではこらがはっきりと示されませんでした。なので、中学校から小学校に教えに行くのかなと思っていらっしゃる方も多いと思います。ですから、それは再度説明をしていただきたいと思うんです。

なおかつ、それでも不安がございます。小学校の中だけでやるんですけれども、では、小学校の教員はそれほど余剰人員がいるのでしょうか。小学校の教員は、ほとんど担任のクラスを持っています。それを外して、ほかのクラスにどれぐらい指導に行けるのか、具体的なカリキュラムを示していただきたいと思います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

各学校の教員数は学級数によって決められておりますので、余剰人員はございません。担任をしている教員が交換して授業を行ったり、教務主任や副教務主任等の教員が授業を行ったりして、教科担任制を実施していく考えでございます。

先ほども申し上げましたけれども、例えば、5年生の担任の教員が6年生の国語の授業を担当していきます。そこで、自分の学級があいたところに6年生の教員が入るなど、国語以外の教科を担当していくということで、調整をしていくこととなります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） やはり、余剰人員はいないということなので、厳しい中でのやりくりになると思います。あと半年後ですから、そういう計画はもうきちんとしてきていますよね。

また、各校でどの教科を実施するのか、それは現在在籍している教員によって大きく違うと思いますが、来春には人事異動があります。今計画を立てても、そこでまた修正が必要ですが、それはどのように対応するのか。また、学校によって、例えば理科を強くするか、算数を強くするか、そういう差が出てくると思いますが、それは市内における義務教育の差別化につながらないのか、これを伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

各学校では、2教科以上を教科担任制で実施することを目標としてございます。どの教科について実施するかにつきましては、各学校の教員の実態や、その学校で力を入れたい教科によって変わってくるものと思っております。人事異動に関しましては、中学校の教員免許を持った教員をバランスよく各学校に配置できるように努力をしていきたいと考えております。

また、差別化の件でございますけれども、現在におきましても、各学校ごとに教育の成果や課題を分析して、課題解決のために、それぞれ特色のある教育活動を行っております。教科担任制の導入もその一環と考えられますので、市内の義務教育の差別化にはつながらないものと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 今のご答弁ではっきりするのは、各校で2教科以上を教科担任制で全て実施するということですね。例えば、理科と算数は、小5と小6の児童は全ての時間を専門の教員に教わるということができるとのことですね。これは非常にいいと思います。これをしっかり実現していただきたいんですが、できないと、教科担任制自体、絵に描いた餅になりかねません。ひいては、小中一貫自体に過大な期待を与えるだけに終わってしまうおそれもありますので、そのご答弁どおり取り組んでいただきたい。

仮に、この教科担任制を着実に実施するため、予算措置を考えて、臨時職員を大量に雇用できればいいと思いますけれども、今回全市一斉に小中一貫を開始するということで、国や県から支援措置、補助制度が期待できることはありますか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

現在のところ、国や県からの補助金制度や支援の措置はございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） では、教員の増については市単独で考えなければいけないということですね。

では、次に、学校の主人公である子供たちには、この小中一貫についてどう説明していますか。また、保護者の方々、そして実際に学校で実践する教職員の皆さんにはどうですか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

児童・生徒に対しましては、今年度、平成26年度の当初に那珂市小中一貫教育のパンフレットを配布するにあたりまして、説明をいたしました。また、具体的な内容がさらに決まりましたらば、3学期に改めてわかりやすく説明をしたいと考えております。

保護者に対しましては、今年4月のPTA総会で学校長より小中一貫教育について説明をいたしました。また、5月には小中一貫教育に関するパンフレットを全保護者に配布をし、その後、6月から7月にかけて、中学校区ごとに説明会を行ったところでございます。

さらに、教職員に対しましては、平成24年度からは学校長や教務主任等が小中一貫教育の先進区を訪問したり、小中一貫教育全国サミットに参加したりして、その結果を教職員に説明をしております。また、今年4月の教育研究大会におきましては、全職員に説明をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） この小中一貫教育は一体誰のためにやるのか。当然子供たちのためですよね。ですから、パンフレットで説明したということですが、通り一遍ではだめだと思います。やはり、子供目線で、こういうことが僕たちにとって変わるんだと、こういうことが僕たちにとって具体的によくなるのかなというのが、わかりやすく説明できたかどうかというのが大事だと思います。

また、保護者の方々について、説明はされたんでしょうけれども、これは、少なくとも私の聞いている範囲では、余りよく理解されていません。むしろ、一方的に説明がありまして、意見が言える雰囲気ではなかったというようなことも聞いております。保護者にしっかり理解していただかないと、導入されてから混乱が生じるおそれがあります。

そして、教職員の方々についても、学校長や教務主任レベルでは一定程度理解されていても、これは全ての教職員に理解していただかなければなりません。さらに理解を進めるための手法が必要ではないか。住民説明会でも今後教職員に研修を入れていくというご答弁をされてきましたので、あと半年ですけれども、どのように行うのか伺います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

市教育委員会といたしましては、これまでも新任教職員説明会や教務主任会で研修を進めてまいりました。今後は、教員からのアンケート調査等を行い、疑問点等についても答えて

いきたいというふうに考えております。また、今後全教員に対して小中一貫教育の専門家である方をお招きしまして、研修会を実施していきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 時間がない中ですから、ある意味仕方がないのかもしれないのですが、1回の全体研修会でどれくらい理解が深まるのか、甚だ疑問です。

そもそも、この小中一貫のような大きな制度を導入していくには、数年かけて準備するべきではないでしょうか。それには、さまざまな関係者同士の議論も必要だと考えます。私が今までお伺いしているような疑問も、地域では数多くあるんです。それらに対して、執行部が丁寧に説明し、疑問に答え、そして、その内容の是非について議論を積み重ねてきたとは、とても言えない状況だと思います。

例えば、「9年間を通して」と何遍も答弁がありましたけれども、逆に、なぜ6年、3年で区切ることがいけないのか。そういうメリットを唱える議論もあるんです。例えば、小学校のときはいじめられていたけれども、中学に行って新しい環境になって自分を変えることができたとか、やはり、小学校6年は小学校の最高学年なので、リーダーシップをそこでしっかり発揮していただきたいとか、やはり、そういう区切ることによるメリットというのはあるんだと言う方もおられます。

また、別に、中1になるとときには、やはりどうしても環境が変わります。ですから、環境の変化に対応できる強い人間をつくるのが大事だという議論。学生時代が終われば、やはり、いや応なく社会の荒波に放り出されますから、学生時代だけ温床でぬくぬくではなくて、やはり、その中でも、壁にぶち当たったらどう乗り越えるかという、そういう指導も必要だろうと言う方もおられます。例えば、このようにいろいろな議論、考え方がありますから、そういったものを積み重ねていくというのが、小中一貫導入にあたっては必要な準備ではないのかと思うんです。

また、議論だけではない、そのほかにも準備は必要です。例えば、教科担任制をどのようなカリキュラムで実施するか、これがポイントですが、詳細に決まっているのかどうか。答弁にもありましたけれども、市独自の家庭学習の手引も作成はこれから、学園名もまだ決まっています。執行部は、これらについては夏休みの間に各学区で計画を立てますと説明会で説明されていきましたよね。ですから、本来は、それが終わったこの9月定例会では、いろいろなことが決まっていて、決定されていなければいけない。しかし、お伺いしたところ、ちょっとばたばたしている感じが否めません。ですから、これだけ準備が整っていなければ、来年4月から市内一斉で全学区に導入するというのは、ちょっと無理だと思わざるを得ません。

私は、なにも小中一貫に全面的に反対しているわけではありませんよ。ただ、初めての制度を導入するのであれば、国の制度の進行状況も見て、数年かけて整備したほうがよろしい

のではないかと申し上げているんです。これは教育長にお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） 社会におきましては、全ての児童・生徒が確かな学力を身につけ、豊かな心や健やかな体を育み、たくましく生きる力をつけることは、家庭や学校、地域の願いであり、大人の責任でもあり、よりよい教育環境を整備するのが教育行政の最も大事な仕事であるというふうに考えております。

那珂市の教育につきましては、しっかりとした基本理念を確立し、そのもとで知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒を育てていかなければなりません。このことを実現するためには、小学校と中学校とがよりよい連携を図りながら、児童・生徒一人一人の興味や関心、特性を知った上で、9年間継続して児童・生徒の発達段階に応じたきめ細かな学習指導や生徒指導を進めることによって、児童・生徒のより一層の学力向上や、豊かでたくましい心身の育成を図ることができ、教育的な効果はさらに向上するものと考えて、小中一貫教育を導入することといたしました。

このような小中一貫教育の実施に向けては、平成24年度から小中一貫教育連携型の取り組みを行ってきております。例えば、小学校5・6年生において教科担任制を実施しておりますある学校では、今回の学力テストで大変よい結果も出ております。また、平成25年度末のその学校でのアンケートからは、「これからも教科担任制がよい」というふうに答えた割合は、保護者が87.9%で児童が83.7%、教師は100%と、その成果が顕著にあらわれております。

私は、那珂市の児童・生徒のために、できるだけ早く小中一貫教育を進めたいと考えており、平成27年度からの実施に向けて準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 先行的に実施されたところで、教科担任制の成果が出ているというご報告でございました。それは非常にいいことだと思います。これからも期待したいと思います。

ただ、その学校では、教科担任制を実験的に導入したということであって、いわゆる、先ほどから部長が答弁されている小中一貫教育全体を導入したわけではありませんよね。例えば、教科担任制だけを見れば、それは、しっかり取り組めば成果は出ると思います。むしろ、それが出なければ、小中一貫でやる意味がないですよ。そうではなくて、それ以外の点はどうか。

例えば、小・中学生と一緒に挨拶運動や奉仕活動をしたり、文化祭へ小学生が参加する交流活動をすることによってどのような人間関係ができるようになったかとか、中学校の教員が小学校へどのような出前授業を行って、学ぶ楽しさをどう実感させることができたかとか、不登校解消のために、どのような個票を作成して小・中学校の教員同士が情報交換を行い、

一人一人に対する指導がどう充実したかとか、それらの時間を確保することによって、各校でどのような工夫がされたかとか、これらは、さっき部長が、小中一貫が実現することによって改善されるとおっしゃっていたんですよ。これらについては、まだ実際に試されていないですよ。

私は、これらがきちんとできるようになってほしいと思っています。しかし、ただ、実際にはなかなかそう簡単にはいかないというのも、やはり教育です。だから、例えば、まず、市内の一部の学区で先行して、ずっばりこの小中一貫を導入して、うまくいったものはよいとして、うまくいかなかったものは、ではどういうふうに対処してうまくいかせましたということで、那珂市内で行うことでのメリットとデメリットの精査をして、その経験を蓄積して、那珂市ならではの小中一貫を目指したほうがよいと思うんです。また、そのほうが着実でもあるし、新しい制度を入れるにあたっては、安全だと思います。よいと思われることでも、全校一斉ではちょっと性急過ぎると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） ただいま議員のおっしゃるとおり、研究指定校等を指定してということでございますけれども、私たちは、教育委員さん5名とともに、平成23年11月に小中一貫教育の先進地区の視察をしてまいりました。平成24年度当初に、小中一貫教育実施に向けて、各学校へ可能なことを行うように指示をいたしました。これを受けて、各小・中学校や教務主任等が先進地区を視察し、3年間かけて、できることから実践し、それらを評価して、改善しながら行ってまいったところでございます。また、教育委員会も、小中一貫教育検討委員会や推進委員会を設置して、学校や保護者、専門家から意見を聞きながら準備を進めてまいりました。

このことから、1つの中学校区をモデルとして実施し、その結果を検証、検討していく議員のご提案の手法もありますが、私は、効果の確信とともに、一斉に実施することのメリット、例えば相乗効果等も含めて、期待をし、全中学校で実施していくというふうに判断をいたしました。来年度から小中一貫教育が始まりますが、児童・生徒や保護者、教員の意識調査等を行い、また、議員の皆様のご理解とご指導をいただきながら、この一貫教育がよりよいものになるよう今後とも取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） どこか1つをモデルにしてというふうな提案をさせていただいたんですが、実際に那珂市でも、そういうふうに教育研究会をよくやられているところでも、やはり、学び方、教え方の研究をどこか指定をして、まずそこでやっていただいて、よければ広げると、そういう方法をふだんはやられているんですよ。なんでこれだけそういう方法がとられないかということです。

今教育長がお話しされていたのは、いろいろと準備はされてこられたということですが、

最初の答弁に戻ってしまいますけれども、では、2年間専門家を交えているいろいろと準備をしてきたんだけれども、その検討内容が、この春まで議会にも報告すらできないような状態だったんですよ。それで、住民への説明会にも、肝心なところ、教科担任制をどうやるかとか、そういうことを突っ込まれたら、それはこれから決めるんですと答弁されていたんですよ。ですから、準備をされてこられたとおっしゃいますけれども、それはされたんだと思いますが、その結果として、それがちゃんとできるようになっていたかということ、私はちょっと疑問を感じるんです。

なおかつ、もう一つ申し上げますと、2年間勉強されてこられたということで、専門家ということで筑波から教授をお呼びされていたと思いますけれども、そこでつくば市の先進事例を見てこられたと思いますが、実は、那珂市が参考にされたつくば市ですら、いきなり全校区では実施していないんですよ。つくば市ですら、平成20年度から吾妻中学校区で研究を開始して、実践事例を集積してきたと。平成21年度から少しずつ研究校をふやして、ようやく平成24年度に市内全校区において小中一貫を実施したということなんです。帰国子女も多いあのつくば市ですら、そういう経験を蓄積して、じっくり4年間かけて取り組んで、市内全域なんです。ですから、どうでしょう、那珂市においてはちょっと急ぎ過ぎではないかと思うんですけれども、もう一度お伺いします。

○議長（助川則夫君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） 今、つくば市の状況について議員のほうから説明がありましたけれども、実際に、その当時つくば市で小中一貫教育を立ち上げた校長先生が、私どもの委員会に筑波大学の教授とともに来ていただいて、そして、設置の状況等、それから問題点等もお話しをしていただき、その中で、校長先生方も含めた検討委員会の中で十分審議をしてみました。そういう中で、これならば何とかやっていけるだろうというような説明も受けましたし、私どももそういう、平成24年度からの可能性を探りながらの状況も大丈夫かなということで、確信を持って取り組むということに決定をしたわけでございます。よろしく願いします。

○議長（助川則夫君） 12時になりましたが、議事の都合上、延刻をしたいと思います。ご理解をよろしくお願いいたします。

遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 教育長からはそういうご答弁でございます。そういうことをいろいろと勘案して、再検討いただく必要があるのではないかと思います。

ちょっと角度を変えます。この小中一貫教育の効果はさまざまにあるということですが、なんといっても最大のポイントは教科担任制ですよね。この教科担任制を想定どおり進めていくには、なんといっても人の確保だと思います。これまで議論してきたように、現在小学校で余っている先生はいません。余剰人員はいないということでございます。そこで、これは来年度と限りませんが、導入するのであれば、各小学校にそれなりの人員配置がで

きないものですかね。臨時講師を市独自の予算で配分して、教員の方々の負担を少しでも軽減させて、子供たちがわかりやすい授業を行う環境をつくっていただきたい。そして、目的どおりの効果が早急に得られるよう市当局としても努力していただきたいと思っておりますけれども、これについては市の財源でございますから、市長にお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

私は、秋山教育長の就任に際しまして、理想とする教育行政を実現してほしいとお願いをして、就任をしていただきました。その一つとして、小中一貫教育に取り組むことになったところですが、私としましても、独立行政委員会である教育委員会に、可能な限り最大の予算配置をしていく考えであります。また、那珂市の予算で配置しておりますTT非常勤講師の活用など、創意と工夫もあわせて実施していきたいというふうに考えております。

現在、小中一貫教育の制度導入について、国・県とも財政的な措置はありませんが、今後、教育再生実行会議から小中一貫教育を新たな教育制度としての提言が政府に提出されたのを受けて、政府は、小中一貫教育学校を制度化するために2015年の法改正を目指す方針でありますので、今後国の動向にしっかりと期待をしていきたいというふうに思っております。また、年に数回行われます全国市長会、県の市長会において、手厚い支援を要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 前向きなご答弁と申し上げたいところでございますけれども、そのTT非常勤講師というのは、やはり本末転倒になってしまうという現場からの声があります。TT講師自体は、あくまでティーム・ティーチングを行うための講師でありまして、教科担任制とは趣旨が違うというご意見でございます。ですから、予算措置も含めて、来春から全校区でというのではなくて、じっくり検討していただくというのが、結果的に、子供たちにとってもよいことなのではないかと思えます。取り巻く大人たちがばたばたしては、やはりいい影響はないと思うんです。

そして、まさに市長がご答弁されたとおり、今は国の教育再生実行会議から提案をされただけです。まだ具体的には決まっていませんので、今後、2015年には法制化ということもあるかもしれませんが、国の動向を見ながら準備を進めていくということで全く問題ないと思うんです。

導入手法について、最後に市長からもう一度見解をお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 遠藤議員もよくご承知だと思うんですけれども、教育委員会は独立行政委員会です。したがって、5人の教育委員がいろいろな教育行政の方針を決めるわけです。例えば、農業委員会もそうです。行政、私どもが、それがいいとなればそこに予算を

配置するわけなんですけれども、ごり押しでやるというのは、独立行政委員会ですから、独立性が損なわれてしまうんです。ですから、教育委員会の方針を最大限尊重したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 当然、独立されているところですから、ごり押しをしろという話では全くございませんで、ただ、私が今議論してきたように、そういういろいろな意味合いがあって、つくば市ですら4年かけてやっているという事実を前にして、市長の見解をお伺いしたということなのでございます。

今回、テーマを1つに絞りましてじっくり議論したわけですが、ただ、やはり、地域の不安、地域の声が、執行部の皆様にはちょっとまだ届かないなという感じがしております。もっとしっかり耳を傾けて、これは大事なことです。子供のためですから、将来の那珂市についての議論だと思いますから、もっと真摯に耳を傾けて、どういうふうにすればいいかというのをさらに真剣に議論していただいて、前向きに取り組んでいただくように重ねて要望いたしまして、私からの一般質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告7番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

○副議長（海野 進君） 再開をいたします。

◇ 中 庭 正 一 君

○副議長（海野 進君） 本席を議長と交代し、引き続き一般質問を行います。

通告8番、中庭正一議員。

質問事項 1. 過疎化対策。2. 工専地域について。3. 東海スマートICについて。4. 道路の除草について。5. 横堀幼稚園について。

中庭正一議員、登壇をお願いいたします。

中庭議員。

〔8番 中庭正一君 登壇〕

○8番（中庭正一君） 議席番号8番、中庭正一です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

質問事項は、過疎化対策、工専地域、東海スマートインターチェンジ、道路の除草、横堀幼稚園についてであります。ご答弁をよろしく願いをいたします。

○副議長（海野 進君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時04分

○副議長（海野 進君） 再開をいたします。

8番、中庭議員。

〔8番 中庭正一君 登壇〕

○8番（中庭正一君） まず、過疎化対策。

学校閉校後の地域のあり方について質問をいたします。

少子化、若者の農村離れなどにより過疎化が進み、戸多小は閉校となり、本米崎小学校も平成27年度には閉校となります。学校がなくなれば、地域の活力の低下は免れません。農村部の過疎化に拍車がかかり、集落が崩壊してしまうと危機感を抱いております。戸多小学校の跡地利用につきましては、11月ごろまでに決定したいと執行部の答弁がありました。跡地利用は地域の活性を左右すると考えられます。

先日、茨城新聞に国の地域活性化対策の概算要求の記事が載っておりました。人口減少が深刻化している地域を中心にして、幼児教育と高齢者向けデイサービス機能を兼ね備えた地域交流センターを2015年度中に全国で100カ所程度設置し、地域の衰退に歯どめをかける狙いというものであります。国も力を入れております。しかし、選挙対策のばらまきにならぬよう、地方自治体を交えて議論し、実効性のあるものにせねばとも報じております。

現在、本米崎地区においては、地域の活性は地域から発信せねばとの強い思いから、自治会長が中心となり、地区再開発部会を設立して、閉校後の跡地利用に民間企業の活力を導入して活性を図ろうと必死で模索し、やっと国の方針に沿った雇用も生まれるなど、すばらしい事業内容で計画がまとまり、期待をするところでございます。近く市へ提示されると思います。市の財政も厳しい折です。民間の活力を利用して、地域の活性、市の発展に結びつくようご検討いただき、ぜひとも決断をお願いいたしたく、執行部の考えをお伺いいたします。

○副議長（海野 進君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

議員からご案内のありました幼児教育と高齢者向けのデイサービス機能を兼ね備えた地域交流センターの整備につきましては、平成27年度、厚生労働省予算概算要求において、地方の創生に向けた新規施策として、人口減少に応じた地域福祉のまちづくりを目指し、身近な

場所で必要な福祉サービス等が提供される複合型共生施設の整備等を推進するものであり、人口減少が進む中山間地域の地域活性化施策として、大いに期待がされているところでございます。

児童数の減少により、来年3月に本米崎小学校が閉校となります本米崎地区の地域の活性化を図るためには、学校跡地の速やかな利活用が大変重要であると認識をいたしているところでございます。市におきましては、民間活力を利用した利活用を検討するため、文部科学省の情報サイトであります「みんなの廃校プロジェクト」へ登録をいたしたところでございます。

ただいま議員から本米崎地区において民間活力を利用した具体的な検討内容を市に提案したいというお話でございます。今後、地元の皆さんのご意見を踏まえながら、学校跡地利活用方針庁内検討委員会におきまして検討させていただき、地域福祉の向上や地域振興につながる利活用を図ってまいりたいというふうに、かように考えている次第でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） ありがとうございます。

さらに、この事業計画は、災害はいつ起こるかわかりません。自然災害も大規模化しております。このような災害に対して、災害時のための防災用品、食品備蓄などの設置された避難所として、また、働きながら子育てができる保育所を設置するなど、この上ない事業計画であります。なんとしても実現させて、地域の活性化を図っていただきたいと思います。切にお願いをいたします。

続きまして、過疎化対策区域指定について質問をいたします。

那珂市では昭和46年の線引き以来、一度も見直しがなされておりません。この間、農業情勢は大きく変わり、農業だけでは生活が苦しくなり、兼業農家が増加し、1種兼業から2種兼業となり、農業離れに拍車がかかり、耕作放棄地が拡大していったと考えられます。とにかく、農村部の過疎化が進み、対策が急務です。前にも区域指定をしてはどうかと一般質問をいたしました。他議員においても質問がなされましたが、過疎化対策には不可欠と思っておりますので、再度質問をいたします。

区域指定を平成22年10月1日に施行されました石岡市を、二度ほど視察研修をいたしました。石岡市は、旧石岡市と旧八郷町が平成17年10月1日付で合併しました。問題点として、市街化調整区域の古くからの集落で高齢化が進み、人口が減少する衰退化現象が見られるため、区域指定を導入して、新たな住宅等の立地も可能となり、集落の維持をしやすくすることが狙いでありました。平成19年に都市計画マスタープランを策定開始し、施行が平成22年10月1日ですから、約4年間問題点を審議したことになります。とにかく時間のかかる策定です。

区域指定の導入には、いろいろな条件がありますが、過疎化が進むにつれ、必要条件がなくなってしまう。集落が崩壊してしまってからでは遅過ぎます。ぜひ、実施に向け取り

組んでいただきたいと思います。確認も含めまして、執行部にお伺いをいたします。

○副議長（海野 進君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、人口減少が進んでいる地域におきましては、地域コミュニティの維持や既存集落の活力維持などが大きな問題となっております。これらの課題を解消する手法の一つが区域指定制度であるということは、執行部としても認識している次第でございます。

ただ、区域指定制度の導入にあたりましては、道路排水施設の整備状況の調査、指定のための基本となります前提条件の整理、そして、課題や効果等の検証などが必要となります。このため、来年度よりさまざまなシミュレーションのほうを行ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） 農村部の過疎化は深刻です。ぜひご決断をお願いいたします。

次の質問に移ります。

市街化調整区域における自己用住宅基準があるようですが、その適用を受け、許可された住宅建築は、神崎地内では年間何棟ぐらいありますか、お尋ねをいたします。

○副議長（海野 進君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

神崎地区におきましては、昨年1年間に許可を受けた件数といたしましては、全部で18件でございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） 18件ということでありまして、1件2.5人と計算しまして約45人ぐらいの増加という計算になりますが、農村部の減少にはとても追いつかない感じがいたします。

それでは、市街化区域内の宅地化率は何%になりますか、お伺いをいたします。

○副議長（海野 進君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

市街化区域の宅地化率でございますが、平成26年3月末時点で約53%となっております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） 約40年間で半分ぐらいの消化ということですから、なかなか進まないですね。線引き当初より少しずつ敷地面積が小さくなっているのも、要因の一つかとも思われます。ゆったりとした住宅空間で暮らしたいのは誰しも同じだと思いますので、居住者が

ふえると思えてなりません。一日も早く区域指定の導入をお願いいたします。

次の質問に入ります。

農地利用について質問をいたします。

太陽光発電施設が多く見受けられるようになりましたが、那珂市において農地利用の太陽光発電の普及はどの程度ですか、お伺いをいたします。

○副議長（海野 進君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） お答えいたします。

市街化調整区域における太陽光発電施設設置に伴う農地転用の実績でございますが、平成26年8月現在で29件、約4.8ヘクタールが許可となっております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） それでは、太陽光発電施設においてどのような税金が課せられるのか、お伺いをいたします。

○副議長（海野 進君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） お答えいたします。

太陽光発電施設につきましては、土地と償却資産が関係いたしますので、固定資産税が課税されることとなります。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） 固定資産税がかかると、こういうことでありますが、土地は雑種地に変更されます。そして、償却資産も相当な額になると思いますので、市に対しては大きな財源となると思います。それから電源確保もできるのですから、普及に期待をしているところでございます。

続きまして、今のように市の大きな財源にもなり、耕作放棄地の解消、そして過疎化対策にもなるのでありますから、1種農地といえども、湿地で借り手のないような価値の低い農地などにあっては、臨機応変な許可をして、電気のまち、農村部の活性を図ってはどうかお伺いをいたします。

○副議長（海野 進君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（樫村 武君） お答えいたします。

太陽光発電施設の普及につきましては、平成24年度から活発になってきましたが、これに伴い農地法上の農地転用許可基準が改正されたわけではございませんので、現行法の農地転用許可基準に基づき、厳正な審査を行っているところでございます。第1種農地であり、耕作が困難な農地につきましても、農地転用許可基準を満たしていなければ農地転用はできないため耕作をしていただくこととなりますが、現実的には、どのような利用を図るべきかが農業の振興上の課題であると考えております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） ありがとうございます。

とにかく、借り手のないような農地、小さい面積、あるいは湿地などの保全管理に苦慮しているのが現状です。なんとか有効な解決策をお願いしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

次の質問に入ります。

農業の振興について。

私は、農業従事者として、農業の難しさ、生き残る道を率直に述べ、質問をいたしますので、ご答弁をよろしくお願いをいたします。

前段にて、価値の低い農地などは耕作放棄地となっており、解決策の一つとして太陽光発電の普及を容易にしてはどうかと質問をいたしました。今後も農業情勢は厳しく、農業が基幹産業であります那珂市にとりましては、大きな課題です。農産物の生産向上などにより、まちを豊かにするべき真剣勝負だと思っております。

農産物は安全であること、そして、所得向上には機械化貧乏など、それから、経費の節減、作業の効率化、重労働、汚れるなどにより雇用の確保が困難など、多くの課題があります。執行部もいろいろな施策を立て、努力をなさっておりますが、国の施策に左右され、非常に難しいのが農政だと思っております。私は、戦国時代の武将で毛利元就が三本の矢をもって国を守ることを子供たちに教え、そして、現職の総理大臣安倍首相も三本の矢を国の政策に掲げ、努力をなさっております。私は、那珂市においても3つの施策で臨めばよいのではないかと考えますので、質問をいたします。

1本目は、国の交付金を利用した大型化です。農業従事者の高齢化などにより耕作放棄地が拡大しております。米、麦、大豆などは国際相場が安く、とても採算がとれません。TPPが決まればなおさらのことです。そして、国の交付金も認定農業者でなければ対象外になります。農業離れに拍車がかかると懸念をしております。

それでは、質問に入ります。

交付金にはどのようなものがありますか。2つ目、交付金の周知方法はどのようにしておりますか。3つ目、交付申請者はどの程度おりましたか。以上、3点をお伺いいたします。

○副議長（海野 進君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） それでは、3点についてお答えをいたします。

まず、最初の交付金でございますけれども、経営所得安定対策といたしまして、主に3つの交付金がございます。

1つ目といたしましては、畑作物の直接支払交付金でございます。諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物、ただいま言いました麦、大豆、ソバ等について、生産コストと販売額の差に相当する額が交付されるものでございます。

2つ目として、米の直接支払交付金でございます。生産数量目標に従いまして生産をされた販売農家、集落営農に交付されるものでございます。

3つ目は、水田活用の直接支払交付金でございます。水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付されるものでございます。

周知の方法でございますけれども、毎年3月下旬に農家基本台帳に記載をされております農家の方々に、パンフレットと説明会の案内を郵送しているところでございます。その説明会でございますけれども、4月上旬に、よこぼり、よしの、ごだいの各ふれあいセンターと、らぼーる及び中央公民館の5カ所において開催をしているところでございます。また、農業の多面的機能の維持・発揮するための地域活動や営農活動に対して支援する新たな制度が創設されまして、その周知といたしまして、土地改良区、水利組合や認定農業者等連絡協議会総会、それから後継者クラブ等、さまざまな場で周知に努めているところでございます。

交付申請者はどのくらいということでございますけれども、平成26年度の申請状況をお知らせいたしますと、農家数4,066人に対しまして、交付申請者は406人でございます。割合としましては、農家数に対して約1割の方の申請となっております。前年度の実績は、農家数4,107人に対して、交付申請者は423人となっております。

また、冒頭に議員よりありました国の交付金を利用した大型化でございますけれども、那珂川水系で4地区、219ヘクタール、久慈川水系で2地区、185ヘクタールのほ場整備を、担い手による集積を目指し、大型化できるよう、現在推進しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） 申請人は1割ということでは、ちょっと低いですね。やはり、政策を理解できないのか、また、若いやる気のある担い手が少ないということになりますか。しっかりとした政策を掲げ、農業の振興を生み出していただきたいと思います。

また、大規模化とはいっても、外国等の規模は桁が違います。農産物価格も比較になりません。国・地方の交付金なしでは厳しいのが現状です。交付金をうまく利用して経営の安定を図るとともに、耕作放棄地の解消、自給率の向上を図ることが肝要です。これらは、面的な問題、農道整備などなど、課題は多いですが、ゆえに、成否は行政指導にかかっていると思います。ぜひ、徹底した周知に努め、担い手の増加を願うものです。難題ではありますが、国の方針でもありますので、しっかりと指導し、大規模農業の道を開いていただきたいと思います。

それでは、2つ目に入ります。

2本目は、6次産業化だと思います。これは、市の政策にもあります。今年度、ブランドの認定制度が発足しました。特産物のブランド化をして、品質の向上、増産体制をつくり、那珂市の農産物のイメージアップを図って、消費者に安心して買い求めていただければ、販売拡大に結びつくはずで、交付金の対象にならない小規模農家、また借り手のない小面積

農地を守るためには、6次産業化で高収益を上げなくてはなりません。例えば、ほしいもなどは可能性の高い農産物だと言われております。とにかく6次産業化は大事なことです。何をどうすれば成り立つと考えているのか、執行部にお伺いをいたします。

○副議長（海野 進君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えをいたします。

1次産業の担い手でございます農業者が流通業者、食品業者等の2次・3次産業のさまざまな業者と連携しながら、その価値を高め、消費者に提供するのが6次産業化でございます。議員おっしゃるとおり、ほしいもは小面積で高収益の可能性が高い商品であると思われま

す。本市といたしましても、経営改善に向けまして、6次産業化に取り組む方には相談を受けながら、先ほど議員おっしゃるとおり要件はございますけれども、補助事業の案内もできますので、商品作物の耕作面積を拡大しまして、小規模農家や小面積農地の収益増大につながると考えてございます。

また、那珂市では、いわゆるもうかる農業を目指して、ほしいも協議会のひたちなか市、東海村と連携をいたしまして、シェアを拡大するなど、売れるほしいもをつくっていきたくと考えております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） ありがとうございます。

6次産業化は、私も絶対これは必要だと思っております。直売所、商工会、1店1品主義等がありますね。そして、JAなどとタイアップして、消費者のニーズに応える、新鮮、安全、良質、価格、計画的な出荷にやる気を持って努力すれば、生きる道は開け、ともに喜ぶよいまちになると信じております。連携が大事です。ワークショップなどを重ね、6次産業の普及に力を注いでいただきたいと思います。

次に、3本目に入ります。

農業は、一に天候、二に地力と言われております。連作障害、病気を出さないで良質・多収を得るためには、まず土づくりです。これには、堆肥・農薬の使用など、大変な費用と労力を要し、そして安全性も問われます。次に、雑草の防除、害虫や有害鳥獣類の被害対策など、これらが収益を悪くする要因でもあり、特に、高齢化した従事者には大きな負担となっております。

解決策の一つに、水耕栽培、野菜工場での生産があり、ベストと考えております。全ての作物がつかれるわけではありませんが、先日、アラブ首長国連邦のドバイで、日本人の指導者のもとで、土を使わないで甘くて良質のトマト栽培に成功したことに、人々は驚くと同時に、店頭に並んだトマトをどんどん買い求める姿が放映されました。多額の資金が必要になるなど課題もありますが、季節、天候に左右されず、年中生産可能です。これからの農法であり、事業者はふえると信じています。行政側においても、事業者を探すなど、力を入れて

みてはどうかと思いますので、お伺いをいたします。

○副議長（海野 進君） 産業部長。

○産業部長（助川保彦君） お答えをいたします。

議員ご提案のとおり、水耕栽培は高度な技術を要する栽培法でございます。建物の中で栽培するため、土づくりに労力を要せず、年中生産可能である点につきましては、魅力的な栽培方法かと思われま。しかし、反面、設備や電気、水、液体肥料代等の生産コストが一般の栽培より多くかかりますので、水耕栽培で収穫された作物がある程度の高い金額で販売できないと、採算がとれない状況もございます。また、設備に汎用性がないので、例えば、議員のお話にもありましたトマトの設備をイチゴや小松菜などに変える場合でも、改造費が必要となることなど、課題が多くございます。

個人営農ではなく、企業が参入し、例えば、那珂市に設営していただければ、雇用が生まれる等のメリットはあると思われま。今後につきましては、現状や動向、また、参入企業等を調査していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） ただいまの答弁ですが、野菜工場が設立されますと、年間生産販売が可能ですので、雇用が生まれます。施設設備が近代的であり、直売も兼ねるとなると、観光名所の一つにもなり得るし、市の税収も見込まれると考えま。汎用性がないと言われましたが、葉物、イチゴ、トマト等をかかわるがわる作付するわけではないと思われま。ただ、資金・技術面など、課題はあります。個人では難しいのは確かでありますので、各方面にアタックすれば参入企業はあると思われま。よろしくお伺いをいたします。

続いて、工専地域について質問をいたします。

この項目につきましては、再度の質問となりますが、よろしくお伺いをいたします。

向山大山地域は、昭和46年4月に工専に線引きされた、全国でも例のないような個人所有の工専地域で、道路も狭く、インフラ整備もおくれ、セットバックしながら企業は進出をしてきました。バブル期はよかったのですが、景気の低迷により進出企業もほとんどなく、また、既存企業も小さい企業が多いよう。地主も賃貸料の減額を迫られ、税金も払えなくなってしまうと嘆いております。企業側においても、街灯も少なく暗闇ゆえに盗難が多く困っていましたが、このたび防犯灯の設置補助があったと喜んでおります。とにかく、この地域は那珂市の宝の山だと思われま。質問に入ります。

市では、既存企業に対して支援をしていきますとうたっておりますが、どんな支援を考えているのか、また、企業の要望等をどのような手段をもって把握しているのか、この2点をお伺いいたします。

○副議長（海野 進君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

既存企業への支援につきましては、運転資金や設備資金の融資制度であります自治金融・振興金融の利用者の経費負担を軽減するため、信用保証料及び利子補給の補助を行っているところでございます。また、融資限度額の引き上げや保証期間の延長もいたしたところでございます。平成26年3月に策定をいたしました那珂市商工業振興計画におきましては、市の相談窓口として商工観光課がコーディネーターの役割を果たすこととなっております。国や県の施策の照会や関係機関との調整などの支援を行っているところでございます。

また、企業の要望についての把握の方法でございます。那珂西部工業団地につきましては、連絡協議会がございます。そのような会議に市職員も出席をさせていただいて、要望をお聞きすることといたしております。また、県と合同で、那珂西部工業団地につきましてはフォローアップ調査等を実施し、企業の要望もあわせて把握をしているところでございます。また、商工会におきましては、工業部会に加盟されている企業等から要望等をお聞きしていると聞いております。それらの要望につきましても、商工会から必要に応じて情報の提供をいただいているところでございます。引き続き、既存企業の要望等について、いろいろな機会を通しまして情報の収集等に努めてまいりたいと、かように思っておる次第でございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） よろしく願いをいたします。

企業誘致は本当に困難な時代になりました。市はいかなる手法にて誘致活動をしているのかお伺いをいたします。

○副議長（海野 進君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

企業誘致活動ということのお問い合わせでございます。まずは、県・金融機関・事業者等から事業適地の照会がございますので、それに対する対応をしておるところでございます。また、金融機関等への情報提供と、金融機関からの情報提供をご依頼をするというような取り組みもいたしているところでございます。

昨日、古川議員の一般質問にご答弁を申し上げましたが、平成24年度からは、一般財団法人電源地域振興センターの企業誘致支援サービスを活用いたしまして、那珂西部工業団地への企業誘致のための調査などの支援を受けているところでございます。引き続き、利活用しまして、企業誘致を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

企業誘致につきましては、まずは、税制上の優遇措置と融資制度を確立すること、あわせて、工場立地に関する規制緩和というような制度的な面の施策が必要であるというふうに考えてございます。また、それとあわせて、タイムリーな企業の新増設等の情報を入手することが非常に重要であります。市所有の工業団地がないという制約がございますけれども、引き続き、情報の収集とPRを積極的に進めて、企業誘致を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

それでは、工専地域内の土地の所有者に課せられる税はどのような税が、いつごろから、そして年額はいくらぐらいになりますか、お伺いをいたします。

○副議長（海野 進君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

この大山地区の工専地域の土地には、固定資産税と都市計画税が課税されております。固定資産税の税率は1.4%、都市計画税は昭和54年度から0.3%で課税をしております。税額でございますが、工場用地で1,000平米当たり年間で約11万円、山林で1,000平米当たり年間で約2万7,000円となっております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） 多額な課税がされていると思います。この地区は、企業の進出もなく、その土地の収入も全くありませんが、長年にわたり多額の課税で地主は苦しんでおります。企業の進出が容易になるよう、市にはインフラ整備をなすべき責務があるのではないかと思います。お伺いをいたします。

○副議長（海野 進君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

向山の工業専用地域、大山地区につきましては、第1次那珂市総合計画の土地利用構想におきまして、産業ゾーンとして優良企業の誘致を図るなど、産業の活性化や雇用の拡大につながる地域と位置づけをいたしているところでございます。また、都市計画マスタープランにおきましても、産業系市街地として、原子力関連施設に隣接する地区であることから、工業専用地域としての維持を前提に関係機関との協議を進め、関連施設の誘致を目指す地域であるというようなことといたしているところでございます。

これまでの状況を見ますと、議員がご指摘のとおり、インフラ等の整備がおくれていることもあり、企業立地がなかなか進まないという現状にあります。平成24年度には、進入路の道路整備として1路線を整備をいたしたところであります。今後とも、厳しい財政状況ではございますが、市としてどのような環境整備が行えるか、地権者等のご意見もいただきながら、検討を重ねてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） よろしくお願いを申し上げます。

核融合研究所の西地区工専地域についても、いつ開発され、事業が開始されるのか、地域の方の関心が高まっております。所有者であります日本新電力株式会社より事業計画書の提

出はあったのか、また、経過等の問い合わせなどはなされたのか、それから、この地区の課税はどうなっているのか、この3点をお伺いいたします。

○副議長（海野 進君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

那珂核融合研究所西地区約31.2ヘクタールでございますけれども、平成25年6月12日に日本新電力株式会社が独立行政法人日本原子力研究開発機構から購入をいたしまして、現在に至っているところでございます。この間、市といたしましては、日本新電力株式会社に対しまして、事業計画についての報告を求めるとともに、福利厚生施設の開放及び地域からご要望のありました除草等について、機会があるごとに要望をいたしてきたところでございます。

日本新電力株式会社では、全体的な構想といたしまして、ガスエンジン発電、再生可能エネルギー発電等の発電事業を考えているようでありますけれども、具体的に、詳細な全体計画が定まっていないというような現状でございます。事業者からは、まず、体育館の東側のエリアを活用してガスエンジン発電、事業者から聞きますと10万キロ程度だと言っておりますけれども、行いたいという話を聞いております。今後詳細な計画の報告を、市としても求めていきたいというふうに考えてございます。

また、この地区の課税とのことですが、建設発生土の受け入れ、いわゆるストックヤードに関する減免でございますけれども、平成24年度で終了いたしておりますので、現在は、都市計画区域の工業専用地域として、通常の固定資産税及び都市計画税を現況に基づき課税をいたしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

とにかく、工専地域については、大山地区については、道路の整備をはじめ、インフラ整備を早急をお願いいたします。それから、西地区にあっては、一日も早い事業開始を促していただくとともに、土地の管理には万全を期し、事件・事故など起こらぬよう注意を払ってください。工専地域は那珂市のドル箱ではありませんか。宝の持ち腐れにならぬようしっかりと取り組み、地域の活性、那珂市の発展を目指していただきたいと思っております。

続きまして、東海スマートインターチェンジについてお伺いをいたします。

この質問も前にいたしました。再度の質問になります。とにかく、進捗状況をお伺いいたします。

大型車の通行が可能になるよう改善できないかとの質問に対して、東海村と協議を持ちながら進めてまいりますとの答弁がありましたが、その後の進捗をお伺いいたします。

○副議長（海野 進君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

現在、東海村におきましては、災害時の大型車の通行につきまして、NEXCO東日本に働きかけを行っているとお聞きしております。東海村では、NEXCO東日本からの回答があり次第、那珂市と相談させていただきたいということでございますので、今後も引き続き状況を東海村に確認しながら、東海村と連携協力して対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

次の質問に入ります。

建設の主目的は、原子力施設などの災害に対しての避難道路と認識をいたしております。このたび、各市町村の広域避難計画が策定されました。東海村、那珂市、これは本米崎地区であります。東海スマートインターチェンジを利用した避難計画です。自家用車、バス、福祉車両、自衛隊車両による避難となっております。しかし、大型車両は不可となっております。これで大丈夫なのですか、お伺いをいたします。

○副議長（海野 進君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、東海第2原子力発電所に係る広域避難計画案におきましては、避難先自治体及び避難ルートが、先般県から示されたところでございます。今後詳細なシミュレーションが行われますが、本米崎地区は、現在東海スマートICを利用することとなっております。今後、東海スマートICは、災害時の避難対応において特に重要になると認識をいたしているところでございます。避難にあたっては、大型車両等の通行が確実に可能となるよう、東海村と連携した対応をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

次の質問に入ります。

平成27年度には本米崎小学校が閉校となります。本米崎地区においては、地区再開発部会を設立し、自治会を中心に敷地・校舎の有効利用を審議しております。これは先ほど述べましたが、なんとしても深刻化している過疎化を食い止め、活性を図ろうと必死になっております。

避難、そして地域の発展に重要なインターチェンジであります。この機会なくして好機なし、ぜひ、東海村と力を合わせ、県・国に強く要請し、実現させていただきたいと思っております。あわせまして、区域指定の導入など九重の過疎化対策が肝要と思っておりますので、市長のお考えをお伺いいたします。

○副議長（海野 進君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

全国的に少子・高齢化が進み、人口が減少する中、当市においても人口減少化対策、過疎化対策は重要な課題であると認識をしております。

東海スマートインターチェンジは、災害時避難経路として重要であるとともに、本米崎地域を中心とした地域発展に寄与するものと考えております。現状におけるさまざまな課題等につきまして、那珂市と東海村に有効なインターチェンジとなるよう、今後も引き続き東海村と協議調整、協力しながら、国・県・NE X C O東日本等関係機関に対しまして、なるべく早く要望等を強力に行っていきたいと思っております。

なお、東海村の山田村長、それから担当課のほうは、密接な関係を持っておりますので、ご安心をいただきたいというふうに思っております。

区域指定制度の導入につきましては、先ほど建設部長からも答弁がありましたように、現況調査や指定のための前提条件の整理、課題や効果等の検証もしっかりと行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） ぜひ、お願いをいたします。

続いて、道路の除草についてお伺いをいたします。

生活道路をはじめ、通学路、農道など、側面に雑草が生え繁り道幅が狭くなり、通行の妨げになっております。平成26年4月より自治会等に除草を依頼する制度が創設され、実施されてはいますが、申請された組織はいくつほどありますか、お伺いをいたします。

○副議長（海野 進君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

報奨金制度を活用いたしまして道路除草をお願いしております自治会につきましては、現在までのところ6自治会となっております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

その場所は、従業者者に依頼してあった場所なのか、それとも違うのか、お伺いをいたします。

○副議長（海野 進君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

自治会からの申請場所につきましては、大半が業者委託以外の場所になってございます。その作業場所につきましては、自宅周辺の住宅地、また通学路などが主な場所となっております。なお、業者委託の場所でございますが、幹線道路等で交通量が多く作業に危険を伴うような場所を業者委託で対応しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

それでは、作業後の検査はいたしましたか。その結果はどうですか。そして、問題点はありましたか、あるとすればその解決策をお願いいたします。

○副議長（海野 進君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

除草作業の検査につきましては、作業終了後に現地で目視の確認を行ってございます。さらに、作業完了後に提出をしていただきます活動報告書や写真等に基づきまして、最終確認を行う予定となっております。

次に、検査の結果でございますが、それぞれの自治会におきまして刈り取りの状況には多少差はあるように見受けられます。今のところ、その辺は各自治会の判断にお任せしているというところでございます。

また、今後の課題ということでございますけれども、報奨金制度の初年度ということもあまして、利用団体が少ないという現状でございます。さらなる制度活用のために、今後PRのほうを行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） よろしく願いをいたします。

それでは、那珂市の除草費用はどのぐらいかかっておりますかお伺いをいたします。

○副議長（海野 進君） 建設部長。

○建設部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

平成25年度の決算額でございますが、除草委託費としまして約3,500万円、また、これら草の処分費といたしまして、約300万円ほどかかってございます。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） 大分高額だと思います。土木費の総額というのは約2億5,000万円ぐらいと認識しておりますが、約15%が除草費用と、こういうことになっていると思われまます。これからますますこの費用はふえてくると思います。やはり、耕作放棄地も拡大し、また農業従事者も高齢になり、周りの除草まではとても管理ができません。これからますますひどい状態になると考えられますので、この制度を普及させ、定着させていただきたいと思いまます。でないと、福祉と同じで費用はかさむばかりだと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、横堀幼稚園についてお伺いをいたします。

東日本大震災にて園舎が甚大な被害を受け、使用不能となり、プレハブの仮園舎にて運営

がされております。4年間のリースであり、期限後は横堀幼稚園については検討する計画であると聞きました。平成28年5月に期限を迎えますが、どのような方向で検討されているのかお伺いをいたします。

○副議長（海野 進君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

横堀幼稚園と五台幼稚園につきましては、大震災後、改修困難ということで取り壊しをし、リースの園舎としているところでございます。また、そのほかの幼稚園につきましても、応急的な補修はしてございますが、耐震の基準は満たしていないため、改築が必要な状況でございます。

公立の幼稚園の統廃合や定員につきましては、幼稚園対策協議会という組織がございます。こちらにおいて検討することになっております。平成24年3月に策定をいたしました幼稚園教育振興計画の中で、整備や再編の方針を取りまとめております。来年度から子ども・子育て支援法が施行され、施設の体系等も変わることから、今年度、市で策定する子ども・子育て支援事業計画の今後の見込み量等を勘案しながら、改めて幼稚園の再編計画をつくり、市内全ての公立幼稚園について、統廃合・改築について検討をしてまいりたいと考えております。

横堀幼稚園につきましては、議員のおっしゃるとおり、平成28年5月でリースの契約期間が終了いたします。再編計画に基づく新たな園舎が整備されるまでについては、リース契約を更新して使用していく考えでおります。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

それでは、幼稚園対策協議会にて検討しているということですが、どのような委員で、委員数はどれぐらいで決定されているのか、お伺いをいたします。

○副議長（海野 進君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

公立幼稚園の再編につきましては、さる8月26日になりますが、平成26年度の第1回幼稚園対策協議会で、現状や再編の必要性等について説明、協議をしたところでございます。今後、子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込まれる見込み数、民間施設とのバランス等を考慮しながら、具体的な案について、幼稚園対策協議会におきまして検討を進めてまいり予定となっております。

また、幼稚園対策協議会のメンバーでございますけれども、長部局と教育委員会関係職員、そして教育委員長、教育長、公立私立幼稚園長、市立幼稚園PTA連絡協議会会長及び副会長からなっております。委員数は12名となっております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

それでは、園児を持つ保護者、そして地域の方々の意見は反映されるのか、お伺いをいたします。

○副議長（海野 進君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

まだ検討を始めた段階ではございますが、幼稚園対策協議会のメンバーには保護者の代表の方も入っておりますので、ご意見をいただきながら再編案を作成していきたいというふうに考えております。今後、常任委員会等に経過報告をしながら、案がまとまった時点で庁内の合意を経て、パブリックコメントも行い、保護者や市民の方にもご説明をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（海野 進君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。

ただいまの答弁では、統廃合・改築での検討ということでございますが、若者の住宅地の選択には、価格、職場に近いかなどがありますが、保育所、幼稚園、小学校の有無が大きな要素にもなっております。これらの施設は地域活性の基礎なんです。統廃合もわかりますが、地域間格差を生じないように切にお願いを申し上げまして、私の質問を終了いたします。

それから、少し時間が残っているようでありますので、昨日議員お二人の質問に対しまして、市長は市政に強い意欲を示し、2期目の出馬表明をなされました。再選なされました暁には、都市部の発展はもちろん大事ではありますが、今回質問をいたしました小学校跡地の利活用をはじめ、区域指定、農業の振興、企業誘致などなどの過疎化対策、そして自主財源の確保など、市長のリーダーシップのもと、執行部の奮起、市民の要望を反映できるよう、最高の行政運営をご期待申し上げます。

以上で終わります。

○副議長（海野 進君） 以上で、通告8番、中庭正一議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は14時10分といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

◇ 小 宅 清 史 君

○議長（助川則夫君） 通告9番、小宅清史議員。

質問事項 1. 東海第2原発広域避難計画について。2. 協働のまちづくり推進基本条例について。3. 住民投票条例について。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔3番 小宅清史君 登壇〕

○3番（小宅清史君） 議席番号3番、小宅清史です。

これが最後の一般質問ということで、張り切ってまいりたいと思います。執行部におかれましては、何とぞ冷静な答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

東海第2原発広域避難計画についてでございます。

先日、茨城県の東海第2原発の広域避難計画（案）が発表されました。それによりますと、那珂市は、筑西市へ3万7,500人、桜川市へ1万7,000人が避難するということになっています。とは申しましても、これは、茨城県のほうで東海第2原発から30キロ圏内の市町村の人口をクロスオーバーしないように、そして体育館などの収容可能人数に振り分けただけですので、実際の避難計画は各市町村で作成するというようになっております。そして、これは住民の関心が非常に高いわけでございます。万が一が起ってしまった場合、どのような体制になっているのかということを知りたいと思います。

まず、那珂市の避難計画の進捗状況についてお聞きします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

先日、茨城県より当市の避難先及び避難ルート案が示され、計画としては、一步前進したと考えております。進捗状況でございますが、広域避難計画の基本的な考え方はまとまっておりますが、その中で避難行動要支援者への対応、また、安定ヨウ素剤の緊急時配布及び備蓄場所など、検討課題が山積している状況にあります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ひとり暮らしのお年寄りなど交通弱者や、病院施設などに入居している避難弱者の存在を考えれば、5万6,000人を一斉に移動させるというのは容易なことではありません。しかも、夜であれば家族と一緒にいる可能性も高くなりますので、1台の車で移動することも可能かもしれません。ですが、昼間であった場合は一家ばらばらで活動しているというケースが多くなると予想できます。那珂市の現状を申し上げますと、30キロ圏内に人口5万5,000人、うち15歳未満が7,600人、高齢者単身世帯1,100件、介護老人福祉施設

は6件ございます。

先ほど、避難ルートの話がございました。桜川市、筑西市と、避難する際の具体的なルートはどのように変わらっしゃいますか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

現時点で示されている当市の避難ルートは2つございます。1つ目は、一般道と国道50号等で避難先へ行く方法、いわゆる県道日立笠間線及び国道50号線を使いまして避難するルートでございます。使用する地区としましては、戸多地区、瓜連地区となります。もう一つは高速道路を使用するルートで、常磐道から北関東道を通りまして避難するルートでございます。東海スマートインターチェンジからは本米崎地区、那珂インターチェンジは本米崎を除く神崎地区及び額田、菅谷、芳野、木崎地区、水戸北スマートインターチェンジで避難するのは五台地区となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 東日本大震災を経験した私たちは、実際の場合、橋や高速道路などのインフラが無事であり続ける保証がないことを十分に知っています。しかも、避難するのは私たち那珂市の住民だけではありません。東海第2原発の30キロ圏内、97万人が移動するわけですから、それだけでも道路は大渋滞が予想されます。

県の広域避難計画より前に公表されております、茨城県の原子力安全対策課で作成された避難のシミュレーションがございます。条件としましては、避難指示を行ってから避難開始するまで1時間以内とし、全員自家用車で避難で、乗用車1台当たり2.5名搭乗して、自主避難60%で、昼間に事故が発生したと仮定した場合でございます。30キロ圏内から出るのに19時間、仮に常磐自動車道が不通になった場合には、39時間という算定がされています。しかも、30キロ圏内全員が避難するまでには140時間、つまり6日間かかるという試算となっております。やはり、一気に移動するのは無理なわけですから、先ほど答弁にありましたように、安定ヨウ素剤を配布したり、屋内待機という判断を下したりということで調整していくしかないと思うんです。

一昨日の茨城新聞によりますと、ひたちなか市議会で、一般質問の中で本間市長は避難マニュアルの必要性に言及したそうです。確かに、単なる避難経路を示しただけでは、絵に描いた餅になってしまいます。原発からの距離、避難に利用する道路も皆さん違うわけですから、その地域別の避難マニュアルになっていないとどうにもならないと思います。それらを踏まえまして、那珂市の広域避難計画の策定期間について伺います。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答え申し上げます。

策定期間でございますが、先ほどお答えさせていただいたとおり検討課題が山積しておる

ところでございます。現時点では具体的に申し上げることはできませんが、茨城県では広域避難計画を平成27年3月を目途に策定するというのを聞いております。市としましては、その後、できるだけ早い時期に策定できるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） わかりました。

それでは、それは果たして実効性のある避難計画ができるのかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答えいたします。

市といたしましては、市民をできるだけ安全、かつ迅速に避難させることを考え、これからさまざまな検討を重ね、計画を策定してまいります。実効性があるものにするためには、この計画に対する市民の理解と協力も不可欠であると考えておるところでございます。策定後、説明会を開催する等、まずは計画を理解していただくことに努め、訓練等により課題を改善しながら、より実効性のある計画としていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 繰り返しになりますが、ただ人を移動させようという計画では、混乱を来すだけです。計画を見ると、5キロ圏内の人が退避して、それを確認してから、今度は10キロ圏内の人となっていますが、実際に事故があったら、我先にと自主避難してしまう人が多くいるわけです。ですが、それは不安だからにほかなりません。極力そういったことにならないように、万が一の場合にパニックにならないようなマニュアルの作成、配布まで行っていただきたいと思います。

ですが、そうなる一番気になる点としましては、那珂市の避難計画が完成するまで再稼働を待ってくれるのかということになります。原災法、災害対策基本法により、原子力災害の際に住民の安全の確保をするため、市町村に対して法的な責務が定められています。ところが、責務があるのに権限がないという矛盾があります。これを補うために原子力協定が締結されています。ですが、この中に稼働停止に関する記述はございません。つまり、那珂市が避難計画を完成させていようがまいが、再稼働の判断にはつながらないかと危惧するんですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（石井 亨君） お答えします。

法令上、避難計画は再稼働の条件にはなっておりませんが、当市は東海第2発電所から30キロ圏内ということになっておるため、再稼働にかかわらず、避難計画を策定しなければならないものでございます。

また、再稼働するには、安全審査合格後、地元自治体の同意が必要とされております。現状の原子力安全協定では、地元自治体は茨城県と東海村ということになっているために、当市を含む隣接する自治体において、東海村と同等の権限を日本原子力発電株式会社のほうに求めているところであり、現在も協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 権限はなくても、リスクは立地自治体と一緒にというジレンマは、本当に憤りを感じます。しかし、現行どうにもならないのであれば、その法律の中でやれることを進めていくしかありません。避難計画、避難マニュアルの作成が後手に回ることのないように、そして、現実離れしたものにならないように、十分ご検討いただきますようお願いいたします。

この東海第2広域計画につきましては、引き続き、策定が進みましたら再度質問させていただきたいと思いますが、本日はこれで終わりにいたします。

続きまして、協働のまちづくり推進基本条例について質問させていただきます。

協働のまちづくり推進基本条例という条例が那珂市にはあります。市民自治基本条例の派生したものの一つですが、自治基本条例とは地方自治体の組織運営の基本原則を定めるもので、アメリカの一部の市町村で採用されている自治憲章に似せたものです。2002年12月、北海道のニセコ町でまちづくり基本条例が制定されて以来、地方分権の流れの中で、それぞれの名称や内容は異なりますが、各地で制定をする動きが見られるようになってきました。平成26年4月1日現在で、299の自治体がこれらの条例を制定しています。

そこでお聞きします。那珂市での制定の経緯を教えてくださいと思います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

平成20年3月に策定した第1次那珂市総合計画では、まちづくりの基本理念の一つとして「市民とともに創る協働のまちづくり」を掲げ、これからのまちづくりは市と市民が一体となって進めていくという方向性を明確にしております。これらのことを踏まえ、市の協働の進め方の基本的な考え方を整理した「那珂市協働のまちづくり指針」を平成21年12月に策定いたしました。本条例は、この指針に基づき、那珂市協働のまちづくり検討委員会で議論を重ね、素案が策定され、平成22年3月の議会で承認をいただき、可決成立したものでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

さらに、それはどうして制定されたのかもお答えいただければと思います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 本条例の第1条に規定しておりますように、市民と市がそれぞれ社会に果たすべき役割を認識しながら、協働してまちづくりに取り組み、安全で安心して生活できる魅力あるまちを実現していくために、その基本原則等を定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 自治基本条例のモデルは、昭和48年、神奈川県川崎市議会で提案された川崎市都市憲章であると言われております。当時、革新系市長であった伊藤市長が平和的生存権や市民権を基本理念に制定を進めましたが、当時は保守系議員の徹底的な抵抗に遭って否決、廃案となりました。

地方公共団体や組織の運営のあり方そのものは憲法や地方自治法で定められていますので、こういう基本法がなくても特段の不都合があるわけではありません。地方公共団体の憲法とはいっても条例であることには変わりはありませんので、本物の憲法や法令の範疇でしか規定を置くことはできません。それでも全国で多くの自治体がこれらの条例を追従して制定してきたのは、地方自治の本旨が、住民自治と団体自治の2つの要素からなっているという考えにのっとっているからであります。この2つの原則は、いわば車の両輪の関係でありまして、この2つの要素が兼ね備わって、初めて地方自治が完全になるという考え方でありまして、

では、当市では、なぜ自治基本条例ではなくまちづくり推進基本条例というもので制定したのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

条例化にあたりまして、那珂市協働のまちづくり検討委員会が主体となって素案づくりを進めてきたところでございますが、協働のまちづくり指針を受けまして、那珂市のまちづくりをより確実なものとして進めていくために、市、市民、市民活動団体、市民自治組織、事業者、議会のそれぞれの役割について明記し、協働のまちづくりにより、安全で安心して生活できる魅力あるまちの実現を目指していくものとするために、基本原則等を定めたものでございます。したがって、一般的に自治体の最高規範とする自治基本条例とは、趣を異にしております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

自治基本条例が拡散した理由のもう一つのキーワードが、まさに協働でした。協働とは、行政とともに住民が行政の内容を決定する仕組みと定義されています。ですが、もともと官庁から発信された言葉ですので、実際は、住民と行政とともに働く仕組みということでございます。しかし、市民参画ということでは、市民をなるべく巻き込んで行政運営を行って

くということは、非常に大切なことであり、その仕組みが協働のまちづくりであります。

そこでお聞きしたいのですが、那珂市において、この条例の位置づけについて教えていただきたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

本条例の第2条で「市は、他の条例、規則等によるまちづくりの制度を設ける場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない」と規定しております。本条例の解説につきましては、ホームページにも掲載させていただいておりますが、第2条の解説として、「本条例は、第1次那珂市総合計画に基づく市のまちづくりの最上位条例と位置づけしている」と明記しているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

市民とともにつくる協働のまちづくりが条例化されており、その条例が市の条例の最高位に位置するというところでございます。そして、市民とともに包括的にまちづくりをしていくために、まちづくり委員会やまちづくり協議会なども同時に組織されました。

そこで市長にお聞きしたいのですが、今後、市民討議会、市民総会など、そういったものを開催していく予定はございますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 質問の趣旨を明確にするため、ちょっと説明をしていただきたいと思いますけれども、反問をよろしいでしょうか。

○議長（助川則夫君） ただいま市長から反問の申し出がありましたので、これを許可します。なお、一般質問の時間を停止します。

市長。

○市長（海野 徹君） 実は、これは一般的な言葉ではないのでお聞きしたいんです。リンカーンフォーラムとかいう言葉はわかっていますけれども、市民討議会とか市民総会、これはどういう意味合いのことを言っているんですか。これは一般的ではないんだよね。だから、この2つの意味合いを、市民討議会というものがどういうものであるか、それから市民総会というもの、もちろんよく熟知して私にお聞きしているわけでしょうから、その2つを説明していただけますか。

○議長（助川則夫君） 小宅議員、市長の反問に対して答弁をお願いします。

○3番（小宅清史君） 市民討議会でございますが、平成25年第1回定例会で遠藤議員の一般質問で答弁されているかと思うんですが、当時答弁されたのは当時の市民生活部長と記憶しておりますが、今後そういうのを検討していきたいという答弁をいただいております。文章で読みますと、当時の市民生活部長のコメントでございますが、「協働のまちづくりを推進

するためには、市民に参画していただき、市民の視点から市が抱える問題を洗い出し、課題解決のための事業展開をする市民会議のような組織づくりが必要だと考えてございます」。これに対して遠藤議員が「前向きな答弁をいただきました」と念を押しております。市長は覚えていらっしゃいませんか。

○議長（助川則夫君） 小宅議員、市長に対してのお答えをまずいただきたいんですよ。

○3番（小宅清史君） 市民討議会がどういうものかということですね。市民討議会は、市民の中から無作為で選んだ市民の代表を抽出しまして、その人たちに郵送で、こういうことをやりますということで招集していただいて、幾つかのテーマを市民の皆さんで話し合っただけだと。その中からKJ法を使ったりですとか、そういったもので意見を抽出して、市の行政に反映していくというのが市民討議会でございます。

○議長（助川則夫君） 市長、小宅議員の答弁をご理解いただけましたか。

○市長（海野 徹君） 市民討議会はわかりましたけれども、市民総会のほうがまだわからないのですけれども。市民総会の説明がない。

○議長（助川則夫君） もう1点、市民総会の答弁。
小宅議員。

○3番（小宅清史君） 市民総会は、市民の皆様にも市長が自分の施政方針を説明して、市民の方から了承をもらうというのが市民総会でございます。どういう形式でやるかは、その自治体によって変わるかと思えます。

○議長（助川則夫君） 市長、小宅議員の答弁をご理解いただけましたか。

○市長（海野 徹君） いいです。もう反問権は停止しますから。お答えします。

○議長（助川則夫君） 以上で小宅議員に対する反問の質疑応答を終了します。一般質問の時間を始動します。

これより小宅議員の一般質問に戻ります。

市長。

○市長（海野 徹君） 今、反問権でお聞きしたんですけれども、ちょっとよくわからないから、本当は質問する前に、例えば、リンカーンフォーラムはよくわかりますよね。そういう言葉は、リンカーンフォーラムというのはこういうことなんですよと、選挙のときにお互いに討論する場なんですと。そういうことを説明して、市民討議会というのはこういうものなんだと、それから市民総会というものはこういうものなんだということを説明して、これについてどう思うかという質問の仕方をしていただければ、私も明快な回答が出せると思うんですけれども、今後はそういう方向でやっていただきたいと思えます。

それで、ただいまの質問なんですけれども、よくわからないから明快な答えではないかもしれないけれども、既に、指針等に基づいてまちづくり協議会が市民自治組織の体系の中で組織化されて活動しているわけです。だから、まちづくり委員会や市民活動団体との連携や連絡調整を通して、そういった立案、まちづくりの施策の充実を図るために政策提言を行い、

協働のまちづくりを推進しているというのが現状なんです。ですから、今のところ、そういった、よく内容がわからないものを実施する予定はないということが答弁でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 一応事前通告はさせていただいたんですけども、うまく伝わってなかったのであれば、それは私も段取りが悪かったかもしれません。

協働のまちづくり推進基本条例についての質問でございましたが、私が話として言いたいのは、住民投票という条例が今度出てきますが、その前に、まず、協働のまちづくり推進基本条例にのっとってやるべきことが多々あるのではないですかということが今回の趣旨でございますので、その続きが、住民投票条例についてという質問にそのまま移っていきたいと思います。

2014年6月に行われました茨城県那珂市議会定例会におきまして、執行部より常設型住民投票条例の検討委員会の設置案が出され、了承されました。常設型住民投票条例を制定している自治体は、茨城県内においては、まだありません。住民投票条例について検証、検討することには異論はございませんが、スケジュールを拝見すると平成27年第1回定例会での本案の提出を予定しているようです。ですが、制定前提で進む前に、まず、前例の検証をしていくべき点が多いと考えまして、今回質問事項に加えさせていただきました。

今回は、常設型住民投票条例を目指すということでございます。8月12日付茨城新聞によりますと「協働のまちづくり推進基本条例に住民投票を位置づけている」、協働のまちづくり推進基本条例が設立根拠になっております。検討委員会の資料でも、やはり、設立根拠はそこになっていました。実際に条例を見てみますと、第18条「市長は市民生活に極めて重要な影響を与える事項について広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは市民投票を実施することができる」と確かに書いてあります。しかし、これを根拠とするのであれば、第2項「市民投票の実施に関し必要な事項はその都度条例で別に定める」とちゃんと書いてあります。これは大きな違いでございます。つまり、個別に条例を定めて実施するということです。

先ほどの質問でございましたが、市のまちづくりにおける最上位条例でございますから、これに言及しないで協働のまちづくり推進基本条例を条例設定の根拠にするというのは、ちょっとおかしいのではないかと思います。なぜならば、今回の検討委員会の議論は常設型住民投票条例ですから、重要な事項を画一的に決めておくということになります。個別型と常設型とで最大の相違点は、一言で言えば、投票を行うにあたって議会の議決を必要とするかしないかということです。つまり、常設型は議会を通さずに実施することができる。だからこの条例をつくりたいと、そういうことですね。

そこで、まずお聞きしたいと思います。現在常設型の住民投票条例を設置している自治体は全国でどれだけございますか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

平成26年8月現在、全国で52自治体が常設型の住民投票条例を制定してございます。
以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

全国で52自治体です。この中には、自治基本条例に組み込んでいる自治体も含まれるかと思えます。全国に1,719市町村がございまして、なおかつ、最初に制定された高浜市の常設型住民投票条例から10年以上たっていますが、いまだに52の自治体しか追従しておりません。それだけ常設型というのには、どこの自治体も慎重に臨んでおります。なぜならば、これは運用を間違えれば、自治体にとって前にも後ろにも進めない状況を生み出すことになりかねない条例だからです。

私は、議員になりまして、議論を尽くすのが議会だと先輩議員から教わりました。繰り返しになりますが、常設型は、議会での議論はされず住民投票が行われるということでございます。そして、住民投票の結果には拘束されないわけにはいかないというのが通説となっております。ですので、本日は、過去の事例からその辺の検証をしていきたいと思っております。

では、お聞きいたします。常設型住民投票条例を制定して、実際に住民投票を実施した自治体はございますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

常設型住民投票条例を制定して、実際に住民投票を実施した団体でございますが、4例ございます。その内訳でございますが、2003年10月26日、市町村合併に関する住民投票を実施し、合併賛成が多数となった埼玉県富士見市、2004年4月25日に市町村合併に関する住民投票を実施して、合併反対が多数となった埼玉県美里町、2006年3月12日に「アメリカ空母艦載機移駐案受け入れ」について住民投票を実施し、受け入れ反対となった山口県岩国市、そして、2013年4月7日に「次回の一般選挙から市議会議員の定数を20人以下とすること」について住民投票を実施し、投票率2分の1の基準に達せず不成立となった山口県山陽小野田市がございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

富士見市、美里町は合併についての是非でした。岩国市は米軍基地の空母艦載機受け入れについて、そして、山陽小野田市は議員定数の削減についてということでございます。

まず、富士見市と美里町ですが、これは合併に関することです。ですが、これはいずれも合併特例法が施行された2004年より前のことです。合併特例法では、第4条、第5条、住民発議、住民投票が規定されています。有権者の50分の1以上で市町村長に対して合併協議

会の設置の請求を行うことができ、また、請求が議会において否決され、かつ市町村長が住民投票の請求をしなかった場合には、有権者の6分の1以上で合併協議会の設置についての住民投票を要求することができ、有効投票数の過半数の賛成があった場合には、合併協議会の設置を議会が可決したものとみなすというものでございます。通常、住民投票を行うには条例の制定が必要でございますので、議会の議決が必要ですが、合併特例法は法律でございますので、条例を制定する必要がなく住民投票を行うことができます。

先日の新聞を読みますと、那珂市が住民投票条例を制定する理由として市町村合併を想定 の例に挙げています。ですが、国会の議論においても、住民投票で市町村合併を決めることは適切ではないという意見が出ています。理由はいくつかありまして、主立った点でいいますと、合併後の形、つまり、どの自治体、どれだけの自治体、どのような規模と選択肢はいくつも考えられ、単純に1つの案を示して是非を問うことはなじまないということです。そして、合併には当然相手方の市町村が存在することが前提でございますので、住民投票で一方が決まったからといって、それに縛られるのは適切ではないと考えられるからです。つまり、合併特例法が制定されて以来、合併の是非を問う住民投票は、法律にのっとって協議会設置を行えばよくなりました。

以前、一般質問の場で、条例は法律を超えるか超えないかという話がされておりましたが、法律があるのに合併に備えて今から条例をつくるというのは、必要があるのかというのを疑問に思ってしまう。新聞にあのように書かれては、那珂市は何を狙っているんだろうと思われても仕方がないかと思えます。

次の例は、山口県山陽小野田市です。住民投票の請求内容は、議員の定数を20人以下にするべきかどうかと。これは他市のことではありますが、これが常設型の危惧すべき点だと思います。議会を通さないの、何でも住民投票にかけることができます。

現在、私たち那珂市議会でも議員定数についての協議を重ねています。ですが、果たして何人が適当かは、非常に意見の分かれるところです。山陽小野田市の議員が20名以下が妥当かどうかは、私はわかりません。おそらく住民も、議員の数が何人が妥当なのかの根拠は持っていないと思います。税金がもったいないからとか、少ないにこしたことはないのではないかなどの雰囲気になってしまうことは、十分あり得ることです。那珂市議会では、昨年は議会基本条例も制定しました。その第2条には「議会は市政の監視、意思決定等をする重要な責務を担う」とあります。さらに、第8条「議員は会議において論点及び争点を明確にし、議員相互の自由討議を尽くした上で合意形成を図り結論を出すものとする」と定めています。主観でポピュリズムに流されたのでは、その本分は果たせなくなります。この住民投票は不成立とはなりましたが、投票率は45.56%でした。

それから、岩国市です。これは、米空母艦載機移駐案受け入れについてです。2006年3月12日に行われました住民投票の結果、投票率は58.68%となり、住民投票は成立。その上で、米空母艦載機受け入れに反対が4万3,433票、賛成が5,369票と、大差で反対票が勝利

しました。有権者全体の過半数を占める結果となりました。これを受けまして、当時の井原岩国市長は、空母艦載機受け入れ反対を正式表明いたしました。まさに住民投票の勝利といったところでしょうか。

ところが、背景を述べますと、当時の井原市長は受け入れ反対、議会は空母艦載機は受け入れて国から最大限の経済支援策を引き出すべきだということで、対立、膠着しておりました。そこで、市長は住民投票条例に基づく住民投票を発議しました。しかし、賛成派は投票ボイコット運動を展開しました。その結果が、先ほど述べた数字です。そして、その後どうなったかといいますと、政府は日米合意で受け入れの方針を決めてしまったわけですから、後には引けません。防衛施設庁は、岩国市役所庁舎改築事業への国からの補助金を凍結してしまいました。こうなると、当然受け入れ賛成派が半数を占める議会では予算案は通りません。一方で、住民投票に委ねてしまった市長は、結果に拘束されてしまい、方針は変えられません。結果、予算をめぐる議会と市長は対立し、井原市長は12月議会で通算5度目の予算案提案の際に、自分の首と引きかえに予算を通してほしいと市議会議長に辞職願を提出しました。本来3月に可決すべき予算案が、年度を明けて年の瀬の12月です。これが岩国市の住民投票のてんまつです。

権限の及ばない事項を住民投票に委ねてしまうのは、非常に危険と言えます。例えば、東海第2原発の再稼働問題です。先ほど、避難計画についての質問での答弁にありましたが、那珂市には再稼働許認可の権限は今のところありません。市の権限に属さない事項を住民投票というのは、いかがなものでしょうか。前回の全員協議会の中で、海野市長は「結果は私の首をかけて重視する」とおっしゃっておりました。もし、再稼働を問う住民投票を実施したとして、数票差であったとしても多数決の結果に拘束され、再稼働すべき、すべきでない主張できますか。私は、とことん議論を重ねるのが民主主義だと思います。その上で、主張を持って選挙に訴えるのが議会制民主主義で、議会を飛ばして行った住民投票の結末がよい結果を生んだ例を、私は知りません。

次に、制度的な部分を見ていきたいと思います。

まず、費用でございます。住民投票を行うには公職選挙法の選挙と同じような体制が必要となります。投票所を設け、立会人を置き、受け付けを行うというぐあいです。その前に、全有権者に投票券を郵送しなければなりません。ポスターの掲示や投票の呼びかけ等の街宣活動も必要となります。その後、開票作業も行わなければなりません。そうすると、概算でいくらぐらいの費用を見込んでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

平成22年度執行の那珂市長選挙を参考に試算しますと、住民投票では使用しないポスター掲示場などの unnecessary 経費を除き、年齢要件を仮に満18歳からとした場合を想定しますと、そうした諸条件にもよりますが、1,300万円程度と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

1,300万円ですね。結構な金額だと思います。民意を諮るということに対しての対価としては、仕方がないということかもしれません。

しかし、忘れてはいけないのは、常設型にしてしまった場合です。例えば、ある特定地域で、この地区の下水道の整備を最優先に行うという直接請求が上がったとします。その地区が一致団結して規定の署名数に達した場合、これは住民投票を行わなければなりません。常設型の場合、議会はとめられませんので、そのまま実施されることになります。しかし、市の整備計画もある中、この我田引水的な住民投票が可決される見込みは、普通はほとんどありません。しかし、自分たちは存在感を示したと、請求人は住民投票をすること自体に満足するかもしれません。これに1,300万円の税金を使うということは、対価としては余りに高くありませんか。しかも、人を選ぶ選挙とは違い供託金はありません。誰でも請求できます。

さらに想定を広げますと、ゴミの最終処分場などの迷惑施設の建設に関してはどうでしょう。これは非常にセンシティブな問題です。ある地区にゴミの最終処分場がつけられるとした場合、それがつけられる周辺住民はどんなに反対を訴えたとしても、これを住民投票で賛否をとった場合、処理場とは関係ない地区に住む市民が大多数賛成を投じたら、少数意見は封殺されてしまいます。1,300万円の税金を使って賛成派に御旗を与えるのと同じことです。

どんな想定を考えてみても、直接請求をそのまま投票にかける常設型のメリットが見えません。これが個別型の場合、個別条例案で、首長、議会で修正を加えた上での条例案の提出ということが可能でございます。

では、費用がかかるのであれば、普通選挙と一緒にやっつけてしまえという議論が出てくるかと思えます。そこでお聞きしたいのですが、公職選挙法に定められた選挙と同日で住民投票を開催した事例はございますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

現段階で把握してございますのは12例でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

よくお調べいただいたと感謝いたします。しかし、この12件は全て合併問題をテーマとした住民投票でございます。しかも、最後に行われたのは2004年でございます。10年前、つまり、先ほども言いましたが、平成大合併が始まる前です。今とは大分状況が違うので、合併の枠組みなどもまだ探り探りだったことでしょう。

しかし、公職選挙法に定められた有権者と住民投票の有権者は、必ずしも一致しません。しかも、選挙運動と住民投票の運動が入り乱れると、選挙そのものの争点がわからなくなっ

てしまう危険性が十分考えられます。ですので、住民投票と公職選挙法で定められた選挙を同時開催することは、適切とは言えません。そこもご留意いただきたいと思います。

さて、新聞やその他報道を見ると、「茨城県内初」という言葉が踊っております。県内初というのは、ありがたいわけではありませんが、なにか先進的なことをやろうとしているかのように市民には受け取られがちです。

そこでお聞きしたいと思いますが、常設型住民投票条例は茨城県初ということですが、それはなぜだと思えますか。執行部の考えをお聞かせください。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

県内では、平成15年10月に総和町で常設型住民投票条例が制定された経緯がございますが、古河市との合併で条例が廃止されております。以上のようなことから、県内にはまだ条例が整備されているところはありません。条例の必要性については、市町村地域の実情や問題意識の捉え方などによるものではないかと考えているところでございます。

本市におきましては、第1次那珂市総合計画の基本理念の一つに掲げます「市民との協働のまちづくり」を確実なものとしていくために、市政を進めていく上で、市民の皆様にとって特に重要事項と判断されるものにつきましては、住民投票により市民の意思を確認し、これを尊重し、政策決定していこうと判断したためでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 住民投票条例は、2000年前後に盛んにもてはやされました。しかし、2005年以降は議論されることがほとんどなくなりました。理由は、他市の先行事例を見ても、それが自分の市で実際に行われるという想定がほとんどないということがわかってきたからです。住民投票は、機運が高まってこそ初めて行う意味があるのです。

新潟県巻町で住民投票条例が制定され、1996年8月、日本初の住民投票が実施されました。これで町民に問われたのは、東北電力が町内角海浜及び五ヶ浜地内に計画していた原子力発電所の建設に関する賛否でした。賛成、反対両派が熱心なキャンペーン合戦を展開したこともあり、投票率は88.3%に達し、結果、賛成7,904票、反対1万2,478票と、投票者の60%以上が反対票を投ずるという明確な民意が示される形となりました。

住民投票を執行した笹口町長は、反対多数なら町有地を東北電力に売却しないという約束をしておりました。その約束を履行するために、自分が町長の任期満了直前に、原発建設予定地内の町有地を反対派町民41人に売却してしまいました。しかし、町長のこの行為が反感を呼び、町長選挙で笹口候補は苦境に立たされることになりました。しかし、その時期、茨城県東海村でJCO臨界事故が発生し、皮肉にも、この事故により町内に再び反原発の機運が吹き返し、笹口町長は僅差で新人を破り再選を果たしました。これにより、2003年12月、東北電力は巻原発建設計画の撤回を表明したわけです。

最後に雌雄を決したのは町長選挙ですが、住民の盛り上がりがない中で住民投票を実施しても、意味があるとは考えられません。市民の意識が、住民投票が必要だという機運が高まってくれば、市長による発議も可能ですし、議員提案による条例案の提出も可能です。さらに、市民からは、50分の1以上の連署による条例の直接請求権が地方自治法で定められています。にもかかわらず、ここで常設型にするという理由は何ですか、教えてください。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

議員ご指摘のように、地方自治法第74条の規定では、50分の1以上の連署による条例制定改廃の直接請求権が定められているところでございますが、直接請求された内容が、仮に市長や議会の判断とはずれが生じるようなものである場合は、議会で否決され、問題解決の戸が閉ざされてしまう可能性があるということでございます。これに対して、常設型の住民投票条例は、一定数の市民から請求があれば議会の議決を経ないで住民投票を保障する制度で、最初に一度だけ必要にある条例制定の作業も、個別の課題に左右されることなく、市民の総意を市政により反映できるものというふうになっております。

このため、当市におきましても、重要課題が生じた場合、市民みずからの意思を直接市長や議会に示すことができる常設型住民投票条例制定が必要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ずれがある場合には、市民にはリコール権もあります。いわゆるずれとは、市民の声を聞かなくなるということなのではないでしょうか。市長、議会双方が市民の意思とそぐわない方向に向かってしまったとき、住民投票条例自体が潰されてしまうから常設型にと考えておられるならば、それは大きな間違いです。

先ほど述べました協働のまちづくり推進基本条例にも、市長は住民投票を実施することができるものと定められております。この条例は、那珂市において最上位に来る条例と先ほど答弁もいただいております。これを、市長や議会が果たして無視できるのでしょうか。もしそのときには、住民投票を行えばいいんです。常設型にする必要は全くありません。

先日行われた検討委員会の資料を一読させていただきました。その中で、住民投票条例検討委員会に配られた資料の中で「住民投票を法制化する検討が進められたが、課題が多いため見送られた」とあります。この主な課題というのは何なのか教えてください。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 議員お尋ねのご質問でございますが、資料として検討委員会に添付したものは、国の制度調査会が平成23年度に意見書を出した内容でございます。

住民が条例制定について直接請求する場合、現行制度では議会による議決が必要となります。この場合、長や議会と住民の意思とのずれが生じた場合、長や議会の側に住民投票を導

入しようとする動機が働かないのではないかという点や、適切な情報を住民に積極的に提供し、住民が十分な情報を得た上で投票が行われなければ、多数な論点があるにもかかわらず、結果として是非のみが問われることとなり、適当ではないのではないか。また、地方公共団体の自主的な判断を尊重する観点から、制度の導入を一律に義務づけるのではなく、条例で選択する仕組みにすべきではないかとの意見が課題として指摘されております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

答申でも、このようにちゃんと問題点を指摘しております。是非のみが問われる住民投票が、地方自治に適しているとは言えないということです。画一的に行う常設型住民投票条例は、これと全く同じ危険性を持っているのです。

以上を踏まえまして、今回常設型住民投票条例を制定する意味、目的を改めて市長にお聞きいたします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 小宅議員に申し上げたいと思うんですけども、これはまだ決まっていないんですよ。始まったばかり。丸いんだか、四角なんだか、三角なんだか、全然わからないんですよ。これからそういった議論をしていきます。それで議会にお示しします。予算も多分つけるでしょう。そのときにちゃんと反対、賛成と言っていただければいい話なんです。今までの議論、小宅議員からのご意見がありました。それは議事録に残りますから、検討委員会のほうでよく見ながら、こういう事例もあったんだなということで、多分参考にされると思います。ただ、全体として何も決まっていない、これから決めていく。3月の定例会で議会にお示しをするわけです。その場で、本当にこれはまずいなと思ったら、反対すればいいんです。議決権があるんですから、そうしていただきたいと思います。

それから、原発の再稼働の問題で、入れないのになんでこんなことをやるんだという話をしていますけれども、今我々が動いている動きを皆さんにちゃんと知っておいていただきたいと思うんですけども、これも、今はありません。ただ、これから安全協定の見直しということで、立地自治体東海村と同じ権利をもらうということで今やっているんです。みっちりやっているんです。その辺も、そういうふうな場合になったときにどうしようかというあれなんです。

お答えいたします。

常設型住民投票条例制定の意味、目的を答えよということですが、今までの私どもが説明したことで大体ご理解できたと思うんですけども、あえて申し上げれば、極めて重大な案件、これを判断しなければならぬ事象が発生した場合、直近の民意、一番間近な市民・住民の声を聞きたいと、それを反映したいというのが私の考え方で、そのためにも、やはり、いろいろな手続をしなければならない。けれども、あらかじめ決めておけば、すぐ入れるで

はないですかと。

私も、もとは議会人だよ。議会に6年間いたんだから。この前の議会で、ここに福田元議長がいらっしゃるけれども、随分議会改革を進めてきたではないですか。私だって議会改革を進めるいろいろな提言をした一人です。だから、議会を軽視しようなんて考えは一切ないですよ。議会は議会。定数の問題をさっき言っていましたけれども、定数なんかは議会の中で決めればいいんですよ。執行部がなんののかんの言うあれじゃない。意見としては、こうしたほうがいいかなんていうことは言うかもしれないけれども、だけど、それに関して横から口を出すことはしない。さっきの教育委員会の話もそう。独立行政委員会、そういったところに対して横やりを入れない。農業委員会に対してもそういうふうに私は決めております。議会を軽視するというようなことよりも、むしろ、それは考え違いだと思うんです。住民の総意の把握を通して、議会や多面的に民主主義を補完し、補強するものでありまして、住民による自治という地方自治の基本理念ではないですか。これに合致するものというふうに私は考えております。

私が市長になりましたから、今までなかったと思うんですけれども、市民判定委員とか検討委員会、いろいろな民間の人に入っています。そういう人とお話をする中で、本当に那珂市の行政が身近になったと、市は今までずっとおれたちの遠いところにあったんだけれども、物すごく近くなったと、よかったという意見もたくさん聞いています。その反対もあるかもわからないけれども。ということで、ご理解をいただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） この常設型住民投票条例は市長の肝いりと伺っておりますので、今市長の気持ちは大変よくわかりました。

どうして市長が常設型と言っているのかなと、私もすごく気になりましたので、市長の3年8カ月を私なりに読み解いてみました。そうしますと、市長は、2011年12月9日付の茨城新聞、覚えていらっしゃるでしょうか。この記事によりますと、「那珂市の海野 徹市長は、8日に行われた定例会一般質問で、東海第2原発の再稼働に関し、その賛否を問う市民アンケートを実施する考えを明らかにした」というふうに書かれてあります。さらに、茨城新聞社の取材に対し、アンケートに踏み切る理由について「市民の声も聞かず、私一人では判断できない」と述べたと書いてあります。これは2011年第4回定例会でございますので、議事録を拝見しました。そうしますと、武藤議員の質問でありました。市長は、「市民の方から意見を聞くのになんらかの方法で費用対効果等も含めまして一番効率のいい方法で意向を伺っていきたいというふうに思っております」と、曖昧な答弁なんですけれども、いわゆる費用対効果を含め一番効率のいい方法でこれが出てきたのかなと、私はちょっと勘ぐってしまったんですけれども。

アンケートと住民投票条例とは全然違いますので、再稼働に関しましても、市民の意見を

聞いて、最終最後に判断するのは市長でございます。議会でございます。そこを住民投票に委ねるとするのは、非常に優柔不断的というか、他力本願的なものになってしまいますので、広く市民の意見を聞いていただいて、最終最後は市長が決断をしていただくと。協働のまちづくりが最高位であるのであれば、やはり、そのまちづくり委員会にも相談をして決めるというのが本来ではないかと思えます。

住民投票は、最終最後の直接民主主義でございます。そして、みずからの判断を市民がどう判断するかは、市長選挙という形で明らかになります。選挙の争点をすりかえるということではないかもしれませんが、住民投票を行うというのは、議会制民主主義としては、ちょっと違うのではないかと思います。もし、将来市が二分して議論を闘わせるような自体が起きましたら、そのときは、そのときの知恵で解決すればいいんです。そのための今つくっておくという必要は全くないと考えます。今後、12月、3月の議会で提案されて、反対なら反対を投じればいいと先ほど市長からありましたが、そこでもまたいろいろほかの議員さんからも話が出ることでしょう。ただ、検討委員会が始まる前に、私は今日言いたいことがあります、ここに登壇させていただきました。

以上を踏まえまして、市民の皆様にも住民投票に反対するのは民主主義を無視することだというような誤解を与えないように、そこはご留意いただきまして、審議の末を見守っていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告9番、小宅清史議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を15時20分といたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

◎議案等の質疑

○議長（助川則夫君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第11号から認定第2号まで、以上21件を一括議題といたします。

質疑の通告があります。

なお、質疑の形式は一括方式とし、質疑の回数は3回までといたします。

議席番号20番、木村静枝議員の発言を許します。

木村議員、登壇願います。

木村議員。

〔20番 木村静枝君 登壇〕

○20番（木村静枝君） 議案第45号 市税条例の一部を改正する条例の中で、軽自動車の税率を改正することになっています。市の財源とするということですが、その金額はいくらでしょうか。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

まず、平成27年度からの値上げは、原動機付自転車、二輪の軽自動車、農耕用などの小型特殊自動車、これが税率引き上げになりますので、この部分で約800万円の増額となります。平成28年度からは、三輪以上の軽自動車などが、平成27年4月1日以降に新規取得される新車から税率が引き上げされる。さらには、新規登録から14年経過した三輪以上の軽自動車は、さらに税負担を重くする課税となります。そうしますと、平成27年度から1,900万円が増額になります。つまり、平成26年度から28年度の差は2,700万円ふえるということになります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） わかりました。どうもありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告によります議案等の質疑を終結いたします。

報告第12号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定による報告事項です。報告第13号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告事項です。報告第14号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告事項です。報告第15号につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定による報告事項となっておりますので、以上4件は報告をもって終了といたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（助川則夫君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

報告第11号及び議案第45号から認定第2号までの以上17件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎請願陳情の委員会付託

○議長（助川則夫君） 日程第4、請願陳情の委員会付託を行います。

今定例会におきまして受理しました請願陳情は、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 連絡事項がございます。来週開催予定の各常任委員会の開催通知文は各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認を願います。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時25分

平成26年第3回定例会

那珂市議会会議録

第4号（9月26日）

平成26年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

平成26年9月26日(金曜日)

- 日程第 1 議員定数等調査特別委員会調査事項
- 日程第 2 報告第11号 専決処分について(那珂市農政審議会条例の一部を改正する条例)
- 議案第45号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第46号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 議案第50号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第51号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第52号 平成26年度那珂市一般会計補正予算(第3号)
- 議案第53号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第54号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第55号 平成26年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第56号 平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第57号 平成26年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第58号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更について
- 認定第 1号 平成25年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成25年度那珂市水道事業会計決算の認定について
- 請願第 3号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第 3 同意第 3号 那珂市監査委員の選任について
- 日程第 4 発議第 4号 平成26年産米の大幅な価格下落に対する緊急対策を求める意見

書

日程第 5 議員派遣について

日程第 6 委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22名）

1 番	筒井 かよ子 君	2 番	寺門 厚 君
3 番	小宅 清史 君	4 番	助川 則夫 君
5 番	綿引 孝光 君	6 番	木野 広宣 君
7 番	古川 洋一 君	8 番	中庭 正一 君
9 番	萩谷 俊行 君	10 番	勝村 晃夫 君
11 番	中崎 政長 君	12 番	笹島 猛 君
13 番	君嶋 寿男 君	14 番	武藤 博光 君
15 番	遠藤 実 君	16 番	福田 耕四郎 君
17 番	須藤 博 君	18 番	加藤 直行 君
19 番	石川 利秋 君	20 番	木村 静枝 君
21 番	海野 進 君	22 番	木内 良平 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野 徹 君	副市長	松崎 達人 君
教育長	秋山 和衛 君	監査委員	萩谷 眞康 君
企画部長	関根 芳則 君	総務部長	宮本 俊美 君
市民生活部長	秋山 悦男 君	保健福祉部長	萩野谷 康男 君
産業部長	助川 保彦 君	建設部長	岡崎 隆 君
上下水道部長	檜村 悦雄 君	教育部長	会沢 直 君
消防長	豊島 克美 君	会計管理者	野上 隆男 君
行財政改革 推進室長	車田 豊 君	危機管理監	石井 亨 君
農業委員会 事務局長	檜村 武 君	総務部次長	川崎 薫 君

議会事務局職員

事務局長 城宝信保君 事務局次長 深谷 忍君
書 記 萩谷将司君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりですので、ご了承願います。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎議員定数等調査特別委員会調査事項報告、質疑、採決

○議長（助川則夫君） 日程第1、議員定数等調査特別委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

加藤直行委員長、登壇願います。

〔議員定数等調査特別委員会委員長 加藤直行君 登壇〕

○議員定数等調査特別委員会委員長（加藤直行君） 議員定数等調査特別委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。調査事項1、議員定数に関する事項。2、議員報酬等に関する事項。

2、結果。継続調査とすべきもの。

3、理由。7月9日の特別委員会では、議員定数について、各委員から意見を伺いました。定数については、22人、20人、18人、15人などの意見が出されましたが、集約には至りませんでした。

9月9日の特別委員会では、公聴会の開催について、審議をしました。議員定数と議員報酬については、公述人を公募して、公聴会を開催することを決定しました。公聴会は、11月16日、日曜日に開催する予定です。

今後も、定数や報酬などの基本的な指針について、調査研究を進めてまいります。
以上でございます。

○議長（助川則夫君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、会議規則第56条の規定により、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。委員長の報告は継続調査であります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議員定数等調査特別委員会調査事項は、委員長報告のとおり継続調査とすることに決定いたしました。

◎報告第11号～認定第2号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第2、報告第11号並びに議案第45号から認定第2号まで、以上17件及び請願を一括して議題とします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、萩谷俊行委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） 総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

総務生活常任委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。議案第45号 那珂市税条例等の一部を改正する条例、議案第48号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例、議案第52号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第3号）、議案第58号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更について、認定第1号 平成25年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。

2、結果。全て全会一致で、原案のとおり可決及び認定すべきもの。

3、理由。議案第45号は、地方税法等の一部改正により、那珂市の法人市民税法人税割の

税率の引き下げ、軽自動車税の税率を引き上げるための条例の一部改正です。

議案第48号は、消防法施行令の一部改正により、大規模なお祭りや花火大会など屋外で火気器具等を使用する場合において消火器の設置、火災予防計画提出、防火管理者設置などを義務付けるための条例の一部改正です。

議案第52号の一般会計補正予算は、当委員会の所管部分について、特に問題なく妥当なものです。

議案第58号は、地方自治法の一部改正により、引用条文の整理による協議会規約の一部改正です。

認定第1号の平成25年度決算認定については、一般会計の当委員会の所管部分、公園墓地事業特別会計については特に問題なく妥当なものです。

以上、報告いたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（助川則夫君） 続きまして、産業建設常任委員会、中崎政長委員長、登壇願ひます。

〔産業建設常任委員会委員長 中崎政長君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（中崎政長君） 産業建設常任委員会よりご報告をいたします。

産業建設常任委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。報告第11号 専決処分について（那珂市農政審議会条例の一部を改正する条例）、議案第47号 那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例、議案第52号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第3号）、議案第53号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第54号 平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号）、議案第56号 平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第57号 平成26年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）、認定第1号 平成25年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成25年度那珂市水道事業会計決算の認定について。

2、結果。全て全会一致で、原案のとおり承認、可決、認定すべきものとする。

3、理由。報告第11号は、ひたちなか農業協同組合を含む5農業協同組合が平成26年8月1日付けで合併し、常陸農業協同組合となったことに伴い、条文を一部改正し、平成26年8月1日から施行したものです。改正内容は妥当なものです。

議案第47号は、公共下水道事業の事業認可区域が平成26年3月31日付で拡大したことに伴い、負担区と受益者負担金単価を新たに設定するための改正で、内容は妥当なものです。

議案第52号は、主に、道路改良舗装事業や安心安全対策両宮排水路整備事業の整備費、工事費の増額など、並びに4月の職員人事異動による職員人件費の増減額です。内容は妥当な

ものです。

議案第53号は、主に、単独災害復旧事業における災害管路施設の調査・設計の委託料の歳出の増額と、その関連による繰入金、繰越金、市債の歳入の増額で、妥当なものです。

議案第54号は、総務費、農業集落排水整備事業費の職員人件費において、人事異動に伴う給料等の歳出の補正と、その関連による一般会計繰入金の歳入の減額で、妥当なものです。

議案第56号は、総務費の職員人件費において、人事異動に伴う給料等の歳出の増額と、その関連による一般会計繰入金の歳入の増額で、妥当なものです。

議案第57号は、営業費用の総務費について、人事異動に伴う給料等の歳出を増額するための収益的支出の補正で、妥当なものです。

認定第1号については、委員から、下水道事業に係る経費のコストダウンを求める声がありました。また、地籍調査や橋りょう維持、ひまわりフェスティバル等についても、事業内容について確認をしました。決算の内容は妥当なものとの判断しました。

認定第2号については、委員から、石綿管の更新を進めてほしいという意見がありました。執行部としては、下水道の更新で石綿管まで手が回らなかったとのことで、年次計画を立てて、年間2キロメートルずつ更新していきたいとのことです。また、水道料金の値下げを求める声もありましたが、これについては木崎浄水場の更新が控えていることに加え、試算の結果、平成33年頃には赤字になることが見込まれていることから、値下げは難しいとのことでした。決算の内容は妥当なものとの判断しました。

以上、ご報告申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（助川則夫君） 続きまして、教育厚生常任委員会、武藤博光委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 武藤博光君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（武藤博光君） 教育厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。議案第46号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第49号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第50号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第51号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第52号 平成26年度那珂市一般会計補正予算（第3号）、議案第55号 平成26年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、認定第1号 平成25年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。

2、結果。議案第46号、第51号、第52号及び第55号は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。

議案第49号、第50号及び認定第1号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものとする。

3、理由。議案第46号は、茨城県補助の医療福祉制度の小児マル福の支給対象者が拡大することに伴い、那珂市医療福祉費支給に関する条例を一部改正するものです。

議案第49号は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を制定するものです。

議案第50号は、子ども・子育て支援法の施行に伴う児童福祉法の改正に伴い、新たに市町村の認可事業となる家庭的保育事業等の運営基準を定めるものです。

議案第51号は、子ども・子育て支援法及び関係法律の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

議案第52号の一般会計補正予算は、当委員会の所管部分について、特に問題なく、妥当なものであります。

議案第55号の介護保険特別会計補正予算は、特に問題なく、妥当なものであります。

認定第1号の平成25年度決算認定については、一般会計の当委員会の所管部分、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の歳入歳出とも妥当なものであります。

委員から、議案第49号及び第50号について、那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、家庭的保育事業等の運営基準について、国の基準に準拠する形となっているが、国基準に問題があるため反対であるとの意見が出されました。

以上報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 質疑を終結いたします。

これより議案等について討論を行います。

討論の通告がありましたので、木村静枝議員に発言を許します。

木村議員、自席でお願いいたします。

○20番（木村静枝君） 議案第45号、議案第49号、議案第50号、認定第1号に対する反対の討論を行います。

まず、議案第45号 那珂市税条例等の一部を改正する条例ですが、法律改正により軽自動車税の税率の引き上げがされていますが、地方財源確保とはいえ高級車には補助をしているのに大衆車である軽自動車の税率を引き上げることはますます低所得者を苦しめるものです。

よって、この議案は反対をいたします。

議案第49号と50号は那珂市の条例は国基準どおりです。国基準そのものが保育士資格や調理室、保育室の面積など問題があり、国基準だからよいということではありません。新たな認定こども園制度では政府が待機児童解消の切り札として普及させようとしている制度ですが、大規模な施設は補助金が減る見込みとなることから認定を返上することが相次いでいるということです。政府は新制度発足に1兆1,138億円が必要としながら消費税増税分のうち7,000億円しか確保できないとして、職員配置、給与引き下げなど質の改善を先送りしました。保育を受ける権利と、平等を保障するため、市の条例で基準を引き上げ、全ての子供の保育条件を整備すべきです。

認定第1号についてです。平成25年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）について。特別養護老人ホームの待機者は52万人、那珂市も100人を超えています。厚生労働省の改正介護保険ガイドライン指針案では、特別養護老人ホームについて中・重度者を支える施設に重点化すると、入所できるのは原則として要介護3以上に限定されます。要介護1、2の約17万8,000人は、入所はおろか待機者にもなれなくなります。特養締め出しのかわりに受け皿として働めているのは有料老人ホームやサービスつき高齢者住宅であり、低所得者は利用できません。在宅サービスも確保されておらず必要な介護を受けられない高齢者を大量に生み出すことになりかねません。国の責任で特養ホームの抜本的な増設を行うとともに受け皿となる住まいを確保させることが必要です。在宅サービスの拡充と利用料の軽減、虐待や孤立をなくす対策などが求められます。

平成25年度那珂市国民健康保険特別会計についてです。収入未済額は6億4,424万円。収納率も前年度比1%下がっております。資格証明書、短期保険証の人も多く、改善は見られません。一般会計からも繰り入れ、収納率を上げるための努力をされていますが、ますます大変な状況です。今後、国保はどうなるのでしょうか。厚生労働省は皆保険を世界最高レベルと誇ってきました。しかし、今度国会に提出される社会保障制度改革推進法案には国民皆保険の堅持の言葉はなくなり、保険給付の対象範囲の適正化、窓口負担の引き上げ、風邪など軽い病気や先進医療は全額自費などとする内容になっております。保険証は持っても必要な医療が受けられない状況を招くということです。社会保障制度改革推進法案は、まさに社会保障解体宣言です。政府は、消費税増税は社会保障をよくするためと宣伝してきましたが、その看板は完全に落ち、消費税増税と同時に社会保障削減を進める一体改悪の正体がむき出しになりました。全く未来のない道です。平成25年度那珂市後期高齢者医療特別会計は年齢によって差別する制度としてこれは容認できません。廃止ほかありません。

以上で討論を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で討論を終結いたします。

これより報告第11号について採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第11号は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第45号 那珂市税条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第45号は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 着席を願います。起立多数であります。

よって、議案第45号は、委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第46号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例から議案第48号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例まで、以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第48号は委員長報告のとおり決することに決定いたしました。

続きまして、議案第49号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第49号は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 着席を願います。起立多数であります。

よって、議案第49号は、委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第50号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第50号は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 着席を願います。起立多数であります。

よって、議案第50号は、委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第51号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例から議案第58号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更についてまで、以上8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第58号は、委員長報告のとおり決することに決定いたしました。

続きまして、認定第1号 平成25年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

認定第1号は、委員長報告のとおり原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 着席を願います。起立多数であります。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり原案認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第2号 平成25年度那珂市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

認定第2号は、委員長報告のとおり原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 着席を願います。起立多数であります。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり原案認定することに決定いたしました。

続きまして、請願第3号 教育予算の拡充を求める請願の報告を求めます。

武藤博光委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 武藤博光君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（武藤博光君） 教育厚生常任委員会報告書。

本委員会の調査事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、会議事件、付託案件、請願第3号 教育予算の拡充を求める請願。

2、結果、採択とすべきもの。

3、理由、請願第3号は、教育の機会均等と水準の向上をはかるため、少人数学級の推進や、義務教育費国庫補助制度の堅持などを求めるものです。

この請願の内容は、昨年当議会で採択した内容と全く同じであり、那珂市の現状も昨年と変わっていないことを踏まえ、採決の結果、全会一致で採択とすべきものと決定し、意見書を提出することとしました。

なお、意見書案は、別添のとおりです。

教育予算の拡充求める意見書（案）。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことである。特に学級規模の少人数化は保護者などの意見募集でも小学1・2年生のみならず、各学年に拡充すべきとの意見が大多数である。地方は独自の工夫で学級規模の少人数化をすすめてきているが、地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体が独自財源で学級の少人数化を拡充することは困難な状況になっている。

また、東日本大震災等において、学校施設の被害や子どもたちの心のケアなど教育の早期復興のための予算措置、早期の学校施設の復旧など政府として人的・物的な援助や財政的な支援に継続的に取り組むべきである。

したがって、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させるため、次の事項を実現されるよう、強く要望する。

1. きめ細かな教育の実現のために少人数学級を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
3. 震災からの教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日。茨城県那珂市議会。

(提出先)

内閣総理大臣、安倍晋三。内閣官房長官、菅 義偉。文部科学大臣、下村博文。財務大臣、麻生太郎。総務大臣、高市早苗。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 以上で、委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 質疑を終結いたします。

これより、請願第3号 教育予算の拡充を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。請願第3号の委員長報告は採択すべきものであります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択することに決定をいたしました。

これより教育予算の拡充を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、教育予算の拡充を求める意見書は委員長報告のとおり決することに決定いたしました。

◎同意第3号の上程、採決

○議長（助川則夫君） 日程第3、同意第3号 那珂市監査委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 今定例会に追加で提出する同意案件、那珂市監査委員の選任についての概要につきましてご説明を申し上げます。

同意第3号 那珂市監査委員の選任について。

萩谷眞康代表監査委員が平成26年9月26日をもって任期満了となることから、再任をするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（助川則夫君） これより同意第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号はこれに同意することに決定いたしました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第4、発議第4号 平成26年産米の大幅な価格下落に対する緊急対策を求める意見書についてを議題といたします。

提出者、福田耕四郎議員から提案理由の説明を求めます。

福田耕四郎議員、登壇願います。

〔16番 福田耕四郎君 登壇〕

○16番（福田耕四郎君） 発議第4号 平成26年産米の大幅な価格下落に対する緊急対策を求める意見書。

上記の意見書を、別紙のとおり那珂市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成26年9月26日。提出者、那珂市議会議員、福田耕四郎。

賛成者の敬称を省略いたします。那珂市議会議員、木内良平、同じく海野 進、同じく加藤直行、同じく中崎政長、同じく中庭正一。

平成26年産米の大幅な価格下落に対する緊急対策を求める意見書。

収穫の秋を迎え、新米を収穫する農家は、米の買い取り価格が60kg当たり1万円を大きく割り込むというかつてない大幅な価格下落に落胆し、来年以降の水稻作付に大きな不安を抱いています。

近年、米の生産費は、肥料や農薬の高騰に加え、農機具や乾燥機械の燃油高騰などによってコストが上昇しており、今回の米の価格では多くの農家が採算割れとなり、特にこれまで地域の水田農業を担ってきた専業農家や営農組合への影響は大きく、生産資材の支払いや農機具、設備投資等の借入金の返済が滞るばかりでなく、来年度の再生産ができない深刻な状態になっております。

また、本市においては、国が掲げる攻めの農林水産業の実現に向け、国営緊急農地再編整備事業などほ場整備事業の推進や農地中間管理機構を通じて担い手への農地の集積を進めているところでありますが、借地した地代も支払えないような米の価格では、担い手に対する農地集積による規模拡大は根底から破綻してしまいます。

基幹産業が農業である本市にとっては、今回のような急激な米価格の下落は地域経済に及ぼす影響が大きだけでなく、耕作放棄地の増大により農地の荒廃が進み、長く築き上げてきた地域農業が一気に崩壊しかねない問題であると危惧しています。

ついては、かかる危機的な状況を改善し、稲作農家が希望と意欲を持ち安心して米づくりに取り組めるよう、下記事項について強く要望します。

記。

1. 生産数量目標を超えた生産量や民間過剰在庫米は、国の責任において買い上げ、ODAによる現物提供や飼料用転用などに消費し、需給と価格の安定を図ること。
2. 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）交付金の早期支払いを行うとともに、交付額を米の再生産が可能な水準に充実すること。
3. 農林漁業セーフティネット資金への利子補給を行うなど緊急無利子融資制度を創設すること。
4. 離農農家が急増することへの対策として、受け手となる専業農家や営農組合への支援策を充実すること。
5. 担い手への農地集積を後退させないため、地代の下落により出し手の貸し渋りが生じないよう、受け手には再生産可能な地代に抑えつつ、出し手には従来の賃料が維持され、その差額を補填する制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日。茨城県那珂市議会。

(提出先)

内閣総理大臣、安倍晋三。財務大臣、麻生太郎。農林水産大臣、西川公也。地方創生大臣、石破 茂。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（助川則夫君） これより発議第4号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第4号につきましては会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 討論を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は起立による採決を行います。

発議第4号は、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 着席を願います。起立多数と認めます。

よって、発議第4号は原案可決することに決定をいたしました。

◎議員派遣について

○議長（助川則夫君） 日程第5、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第167条第1項の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出について

○議長（助川則夫君） 日程第6、委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり各委員長から閉会中の継続の申し出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおりこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、これを承認することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（助川則夫君） 以上で、本会議に付議された案件は全部終了いたしました。

ここで市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成26年第3回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、平成25年度各種会計決算をはじめとする22件の議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおり議決いただきました。まことにありがとうございます。

また、常任委員会におきましては、3日間にわたり、平成26年度那珂市一般会計及び各種特別委員会に係る補正予算等の外、平成25年度の各種会計歳入歳出決算につきまして、その内容を慎重にご審議いただき、また貴重なご意見を多数頂戴することができました。各常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

本定例会における審議を通しまして、議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、今後十分に配慮しながら、引き続き、効果的・効率的な行政運営を図ってまいります。

今後の予定としましては、11月には那珂市市制施行10周年記念式典を、那珂中央公民館におきまして開催いたします。これまでの10年の歩みを振り返り、またこれからの那珂市づくりに向け、市民と行政がともに考える機会となるよう催行いたします。議員の皆様におかれましても、ご列席賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、議員各位におかれましては、これから夏の疲れが体にこたえる時節と

なります。どうかご自愛の上お過ごしいただき、市政運営にご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。第4定例会に、お元気なお姿でお会いできますことを念じまして、閉会のご挨拶といたします。

18日間ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(助川則夫君) 福田議員。

○16番(福田耕四郎君) 突然でございますが、発議第4号、採決の結果賛成多数ということでしたが、反対者はいたのですか。

○議長(助川則夫君) 反対者はありません。

○16番(福田耕四郎君) おりませんということであれば、これは賛成多数というよりは、文言を訂正したほうがよろしいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長(助川則夫君) 事務局長。

○事務局長(城宝信保君) 採決の方法でございます。これにつきまして起立採決と投票による採決とか、採決の仕方はいろいろございますけれども、今回とりましたのは起立採決でございます。通常、起立採決というのは多数がわかればいいということでやります。ただ、うちの場合は起立採決であっても広報紙等に誰が反対、誰が賛成ということで載せる都合上、私のほうで確認はさせていただいてございますけれども、原則的に起立採決というのは、ぱっと見で全体が、こちらが多い、こちらが少ないというのがわかるためにやるというのが、起立採決の一つの原則というふうに聞いてございます。

どうしても起立採決ではどちらに傾いたのかわからないという場合については、投票によることができるという形になってございます。ですので、起立採決の場合の一つの基準というのは、全員なので全員賛成ですというのものもありなのかもしれないけれども、原則的な言い方的には、あくまで、どちらが多かったということで、賛成が多かったということで可決させていただいたというのが一般的なやり方だというふうになってございまして、それに倣ったということでございます。

以上でございます。

○議長(助川則夫君) 福田議員。

○16番(福田耕四郎君) 局長は、局長です。

私が質問しているのは、議長に質問しているのです。

それはそれとしてよろしいですけれども、いわゆる議事録に残る場合、賛成多数ということは反対者もいたと解釈をするのではないかという意味で、私は質問をしているわけでございます。

例えば反対者がいれば賛成多数、これはわかります。全会一致ということもあるのではないかと、いかがなものなのですか。

これはあくまでも記録に残る問題ですよ。違いますか。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 今までの例でいくと、全員が賛成された場合は賛成多数という言葉は余り使われていなかった。今回そのような言葉をされたので、福田議員が言われたように賛成多数ということは反対者がいると受けとめてもおかしくない。誰が反対者いたのかというと誰もいない。やはり賛成多数ではなく変えたほうがいい。今までそういうことはなかった。いつからそういうふうに変えたのかわかりかねる。

よろしく、よく諮ってください。

○議長（助川則夫君） 日程第2の採決の仕方も、全員の方の起立をいただいたわけですが、それに関しましても賛成多数ということで、こちらのほうは発言させていただいたわけですが、ただいま福田議員、須藤議員のほうからおっしゃられましたように、全会一致のほうで明確な形でおわかりいただけるのではないかということであれば、議会運営委員会のほうに私の諮問ということで諮らせていただくことでご了解いただければと思いますが。

福田議員。

○16番（福田耕四郎君） これは議長判断ですよ。そうでしょ。議運で云々ということは一つの方法かもわかりませんが、こういう場合には議長判断と違いますか。なぜそういうことを言うかということ、先ほど言ったように賛成多数ということは反対者がいたのかという疑問を私は持ったわけです。私は起立いたしました。見たところ、全員立っていたように見えたのです。でも、採決の結果が賛成多数というものですから見落としがあったのかなというふうに疑問を持ったわけです。それと同時に、記録が残るのです、これは。議場にいる方はわかります。一般の方、あるいは最終的には議事録。賛成多数だったけれども反対者はいたのですかと、こういうことにもつながるだろうということで私は質問をしたわけでございます。ですから、全会一致とか、反対者がいれば議長の判断ということもあると思います。私は、こういう場合には全会一致というのがふさわしいのではないかなと思って質問をしたわけです。

以上です。

○議長（助川則夫君） 加藤議員。

○18番（加藤直行君） 福田議員からの再質問の前に、認定のときも、私、こうやって見るとどなたも賛成している。そのときにもそういう措置をとっている。何かなあと思っていた。発議第4号に対しましては、後ろから見ると全員賛成ということで、当然これは、全員賛成という措置をとるのが当然だと思います。議運にかけるということは、また差し戻して議運のみんなから意見を聞くということではなく、これは議長が判断すべきだと思います。

○議長（助川則夫君） 暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前 11 時 11 分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

ただいま、福田議員、並びに須藤議員、加藤議員から発言がありました件に関しましてありますが、認定第2、それから発議第4号につきましての採決の結果の報告の文言でございますが、わかりやすい形で、全員賛成の場合には全員賛成という文言を使わせていただきます。さらに、全員でない場合は賛成多数という報告に、そのような利用の仕方を文言として今回から決定をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

それで、皆様方のご了承をいただけるかお諮りをいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） はい。それではそのように決定をさせていただきます。

福田議員。

○16番（福田耕四郎君） その結果、真摯に受けとめたいと思っております。先ほども申したように、あくまでも全会一致の場合には、反対者がいなかったということですね。いわゆる賛成多数ということ、1人でも反対者がいれば賛成多数、10人いても賛成多数、こうなるわけでしょう。その辺は明確な採決、今回からということは、先ほどの発議と、もう1件ありました。それからということで理解してよろしいですか。

○議長（助川則夫君） はい。そうです。

○16番（福田耕四郎君） わかりました。そういうことを明確に、やはり採決ですから。きちんとした方法をこれからとっていただくことを強く望みたいと思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） これにて平成26年第3回那珂市議会定例会を閉会いたします。

18日間、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 11 時 14 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 助 川 則 夫

那珂市議会副議長 海 野 進

那珂市議会議員 武 藤 博 光

那珂市議会議員 遠 藤 実

那珂市議会議員 福 田 耕 四 郎